

みんなで作る みんなで暮らせるまち かしわ

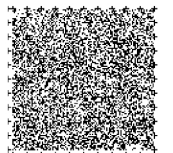
ノーマライゼーションかしわプラン

～第3期柏市障害者基本計画(中期計画)・第4期柏市障害福祉計画～
(平成27年度～平成29年度)



KASHIWA

平成27年3月
柏市



計画の基本理念

**『みんなでつくる
みんなで暮らせるまち かしわ』
を目指して**



障害があってもなくても、誰もがその人らしく住み慣れた地域でいきいきと暮らせる「共生社会の実現」それはすべての人の共通の願いです。

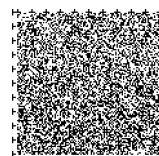
本市では、「ノーマライゼーションかしわプラン」を策定し、「みんなでつくる みんなで暮らせるまち かしわ」を目指して市民の皆様とともにさまざまな障害者健康福祉施策・事業に取り組んできました。

重い障害があっても地域で生活できるように、強度行動障害のあるかたを含むすべての自閉症のかたを対象とした都市型グループホームや東葛地区初の重症心身障害者（児）施設などの居住環境の整備，地域の相談支援の中核的な役割を担う障害者基幹相談支援センターの設置等による相談支援体制の充実，柏市障害福祉就労支援センターを中核とした就労支援体制の強化など，各方面の関係者と力を合わせながら取り組み，大きな成果をあげることができました。

新しいノーマライゼーションかしわプランは，現行計画の基本理念や基本目標を引き継ぎながら，在宅生活を支える基盤整備，相談支援や就労支援体制の充実を重点とし，各施策・事業を進めてまいります。

在宅生活を支える基盤整備では，障害の重度化，介護を担ってきた家族の高齢化，家族からの独立志向，地域移行・定着支援の普及などを踏まえ，グループホーム等の整備を推進します。

また，地域生活を地域全体で支えるため，居住支援と緊急時やレスパイトに対応する地域支援の一体的な機能を持った地域生活支援拠点の整備を進めていく必要があります。



また、相談の多様化及び増加にきめ細やかに対応するための相談支援体制の充実を図り、障害者やその家族が安心して相談できる環境づくりに取り組んでまいります。

就労支援体制の充実では、障害者が自立した生活を実現するために障害者雇用の促進、工賃の向上、定着の支援等に継続して取り組んでまいります。

今後はこれらの重点施策など、計画に盛り込んだ事業の実現のため、市としての取組はもとより、各方面の関係者の皆様と力を合わせながら、障害者総合支援法の基本理念である「地域社会における共生の実現」に向けて、全力をあげて取り組んでまいります。

策定に当たっては、障害のあるかたご本人や家族、障害者団体、障害福祉サービス事業所等からのニーズ調査の結果、あるいは、現状の国、県の動向や市の課題等を踏まえて、柏市自立支援協議会の皆様からご意見をいただき、柏市健康福祉審議会障害者健康福祉専門分科会においては専門的な見地で審議を尽くしていただきました。

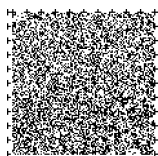
また、計画書は行政関係者及び障害当事者のみならず、幅広く市民の皆様に活用していただくために、イラストや写真などを多用し、見やすさ、わかりやすさに配慮し、作りあげました。

市民の皆様にもぜひこの計画を読んでいただくとともに、これをきっかけとして、「みんなでつくる みんなで暮らせるまち かしわ」のために、皆様ができることから行動に移していただければ幸いです。

最後に、この計画の策定に当たりご尽力いただきました関係者の皆様並びに貴重な意見をお寄せいただきました市民の皆様に心から感謝申し上げます。

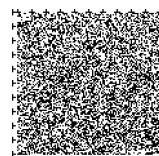
平成27年3月

柏市長 秋山 浩保

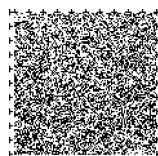


◆目次

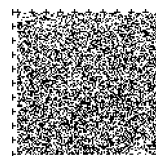
第1章 総論	1
第1節 計画の策定に当たって	2
1 計画策定の背景	2
2 計画の位置付け	4
3 計画の対象	5
4 計画の期間	5
第2節 障害福祉を取り巻く状況	6
1 柏市の状況	6
2 第3期前期計画の評価と課題	8
3 柱ごとにみる課題と今後の方向性	10
第3節 基本的な考え方	24
1 計画の基本理念	24
2 計画の基本方針	24
3 計画の基本目標	25
第2章 重点施策	27
1 相談支援体制の充実	28
2 在宅生活を支える基盤整備	30
3 就労支援体制の充実	32
第3章 施策体系別計画	35
■施策の体系	36
柱1 福祉意識の醸成と支え合いの環境づくりの推進	37
1 啓発・広報活動の充実	38
① 障害への理解を深めるための啓発の充実	39
② 福祉教育の充実	42
2 協働による福祉活動の充実	44
① ボランティア活動の推進、福祉人材の育成	45
② 障害関係団体との連携強化	46
柱2 情報提供・相談、権利擁護体制の確立	49
1 情報提供・意思疎通支援の充実	50
① 情報提供の充実	51
② 意思疎通支援の充実	52
2 相談支援・ケアマネジメント体制の充実	54
① 相談支援体制の充実	55
② ケアマネジメント体制の充実	57



3 権利擁護体制の充実.....	60
① 虐待防止体制の充実.....	61
② 権利擁護体制の充実・強化.....	63
柱3 暮らしを支えるサービスの充実.....	65
1 「居住の場」の拡充.....	66
① 多様な住まいの確保と居住の支援.....	67
② 障害者の地域生活を支える拠点機能の整備.....	68
2 日常生活の支援.....	70
① 在宅サービスの充実.....	71
② 障害者の外出支援の推進.....	72
③ 緊急時対応サービスやレスパイトの強化.....	73
3 負担軽減への支援.....	74
柱4 誰もが働きやすく、活動しやすい環境づくりの推進.....	77
1 就労支援体制の充実.....	78
① 就労支援の充実.....	79
② 就職後の支援の充実.....	81
③ 多様な就労形態への支援.....	82
2 生涯学習活動の充実.....	86
① 文化活動・生涯学習活動への参加促進.....	87
② スポーツ・レクリエーション活動への参加促進.....	87
柱5 子どもの成長への支援.....	89
1 保健・療育等の充実.....	90
① 障害の早期発見・早期支援.....	91
② 保育園・幼稚園等支援の充実.....	93
2 学齢期への支援の充実.....	96
① インクルーシブ教育システムの構築.....	97
② 放課後等支援の充実.....	99
■障害児のライフステージ別支援内容.....	100
柱6 健康・医療体制の充実.....	103
1 健康管理等の支援.....	104
2 医療・ケア体制の充実.....	106
3 精神保健の充実.....	110
① 専門的体制と相談支援の強化.....	111
② 精神疾患や精神保健に関する普及啓発.....	112



柱7 安全・安心な生活環境の整備.....	113
1 安全対策（防災，防犯等）の推進.....	114
2 福祉のまちづくり.....	118
① バリアフリー化等の推進.....	119
② 公共交通の利便性の確保.....	120
第4章 障害福祉サービスの目標（第4期柏市障害福祉計画）.....	121
■障害福祉サービス（障害福祉計画）の体系.....	122
第1節 障害福祉計画の基本指針.....	123
1 計画の策定に当たって.....	123
2 国の基本指針の概要.....	123
3 第4期計画の数値目標のポイント.....	124
第2節 成果目標.....	125
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行.....	125
2 入院中の精神障害者の地域生活への移行【県事業】.....	126
3 地域生活支援拠点等の整備.....	127
4 福祉施設から一般就労への移行等.....	128
第3節 活動指標（障害福祉サービスの見込み）.....	130
1 訪問系サービス.....	130
2 日中活動系サービス.....	132
3 居住系サービス.....	137
4 相談支援関連.....	138
第4節 障害児福祉サービスの見込み.....	139
1 障害児通所支援.....	139
2 障害児相談支援.....	141
第5節 地域生活支援事業の見込み.....	142
1 必須事業.....	142
2 その他の事業.....	150
第5章 評価・進捗管理.....	155
1 評価・進捗管理の対象.....	156
2 計画の評価.....	160
3 各年度ごとの評価ポイント.....	162
4 評価・進捗管理体制の確立.....	163
付属資料.....	165
1 計画の策定体制・策定経過.....	166
2 障害者健康福祉専門分科会審議経過.....	168
3 ノーマライゼーションかしわプラン策定のための基礎調査.....	169
4 パブリックコメント.....	169
5 用語説明.....	170



◆◆◆ ノーマライゼーションかしわプラン全体構成図 ◆◆◆

第1章 総論

第1節 計画の策定に当たって

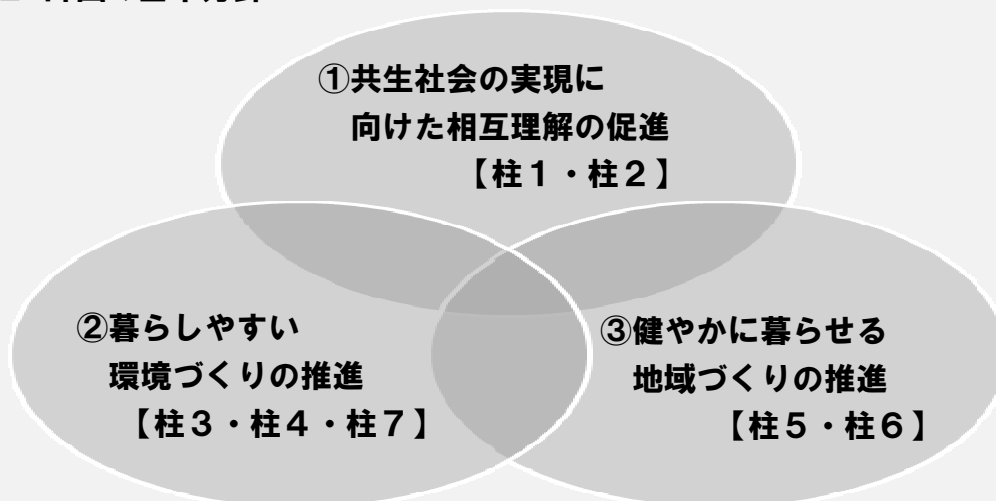
第2節 障害福祉を取り巻く状況

第3節 基本的な考え方

1 計画の基本理念

『みんなでつくる みんなで暮らせるまち かしわ』

2 計画の基本方針



3 計画の基本目標（7つの柱として障害福祉施策を推進）

① 福祉意識の醸成と支え合いの環境づくりの推進

② 情報提供・相談、権利擁護体制の確立

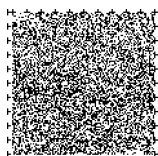
③ 暮らしを支えるサービスの充実

④ 誰もが働きやすく、活動しやすい環境づくりの推進

⑤ 子どもの成長への支援

⑥ 健康・医療体制の充実

⑦ 安全・安心な生活環境の整備



第3期柏市障害者基本計画(中期計画)

第2章 重点施策

- 1 相談支援体制の充実
- 2 在宅生活を支える基盤整備
- 3 就労支援体制の充実



第3章 施策体系別計画

柱1 福祉意識の醸成と支え合いの環境づくりの推進

- 1 啓発・広報活動の充実
- 2 協働による福祉活動の充実

柱2 情報提供・相談、権利擁護体制の確立

- 1 情報提供・意思疎通支援の充実
- 2 相談支援・ケアマネジメント体制の充実
- 3 権利擁護体制の充実

柱3 暮らしを支えるサービスの充実

- 1 「居住の場」の拡充
- 2 日常生活の支援
- 3 負担軽減への支援

柱4 誰もが働きやすく、活動しやすい環境づくりの推進

- 1 就労支援体制の充実
- 2 生涯学習活動の充実

柱5 子どもの成長への支援

- 1 保健・療育等の充実
- 2 学齢期への支援の充実

柱6 健康・医療体制の充実

- 1 健康管理等の支援
- 2 医療・ケア体制の充実
- 3 精神保健の充実

柱7 安全・安心な生活環境の整備

- 1 安全対策（防災、防犯等）の推進
- 2 福祉のまちづくり

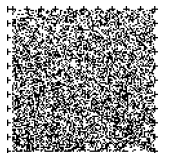


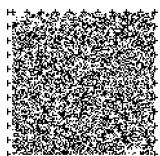
第4期柏市障害福祉計画

第4章 障害福祉サービスの目標



第5章 評価・進捗管理



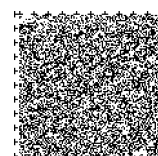
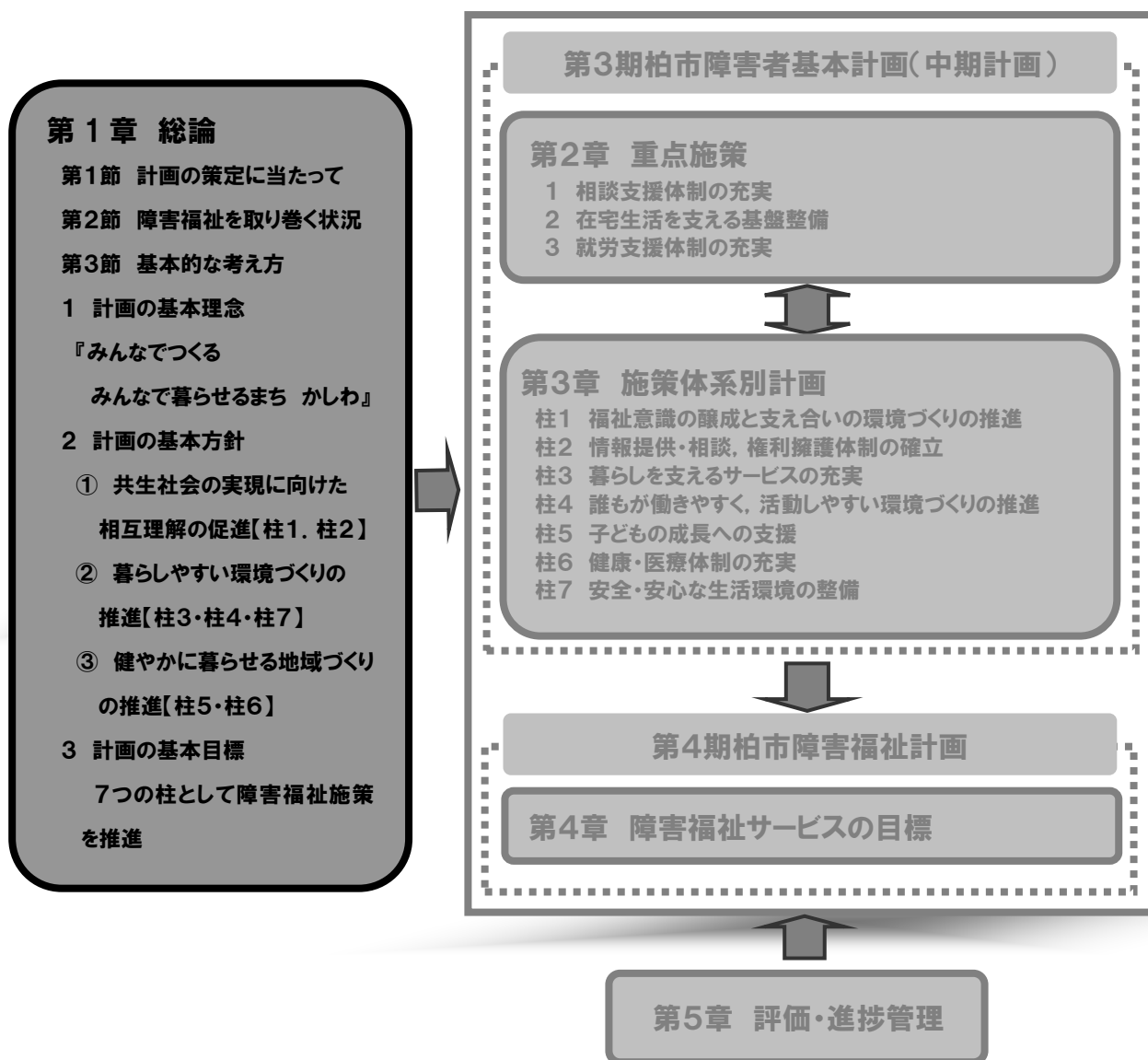


この章では、計画の概要、障害者福祉を取り巻く環境、柏市の現状・課題、計画の枠組みについて整理します。



第1章 総論

ノーマライゼーションかしわプラン 第3期柏市障害者基本計画（中期計画）・第4期柏市障害福祉計画



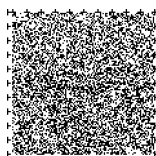
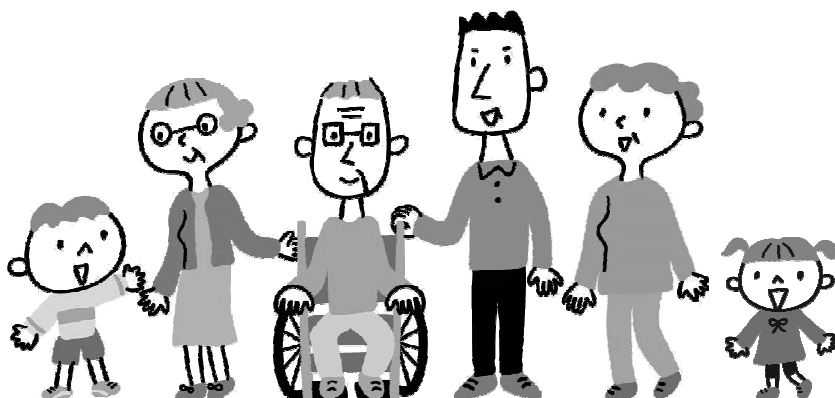
第1節 計画の策定に当たって

1 計画策定の背景

柏市では、「みんなで作る みんなで暮らせるまち かしわ」の基本理念のもと、障害者基本計画と障害福祉計画を一体的にして「ノーマライゼーションかしわプラン」を策定し、障害があってもなくても地域で暮らしやすい環境づくりに向けた施策を展開しています。

国においては、障害者基本法や障害者差別解消法など、国内法の整備が進められ、平成25年には障害者総合支援法が施行され、障害者の就労支援や地域でも安心して生活できる社会の実現など、地域社会の理解と協力を得ながら取り組むことが重要となってきています。

このたび、これまでの市の取組に、新たな国の障害者制度の動向を加味したさらなるノーマライゼーションのまちづくりを進めるため、平成27年度から平成29年度の3年間の計画期間とする「ノーマライゼーションかしわプラン」の改訂（策定）をするものです。



柏市の動向

市障害福祉施策

〈平成 24 年度の動向〉

- 虐待防止センターの設置
- 障害児支援の強化

〈平成 25 年度の動向〉

- 重度重複障害者ケアホームの開設
- チャレンジドオフィスかしの開設
- 柏市障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を策定
- 医療的ケア連絡会の設置
- ライフサポートファイルの活用
- 柏市防災福祉K-Netの登録推進

〈平成 26 年度の動向〉

- 障害者相談支援室の開設
- 東葛地区初の重症心身障害者(児)入所施設の開設
- 強度行動障害対応型グループホームの開設
- 重度心身障害者(児)の日中活動支援事業所の開設

柏市自立支援協議会

〈平成 25 年度の動き〉

- 権利擁護部会の新設
- 基幹相談支援センターへの取組
- サービス等利用計画及び障害児支援利用計画作成の推進
- 障害福祉計画への取組

国・県の動向

平成 23 年 8 月施行 改正障害者基本法

「社会的障壁の除去」や「合理的配慮」がされなければならないとの規定がなされるなど、「障害は個人ではなく社会にある」という障害のある人の視点に立った考え方に大きく変化

平成 24 年

【国】

- ・障害者虐待防止法の施行

【県】

- ・第四次千葉県障害者計画の改訂

平成 25 年

【国】

- ・障害者優先調達推進法の施行
- ・障害者差別解消法の制定
- ・第 3 次障害者基本計画の策定
- ・障害者雇用促進法の改正

平成 25 年 4 月施行 障害者総合支援法

- ・難病患者も支援の対象に
- ・視覚、聴覚障害者への支援強化

平成 26 年

【国】

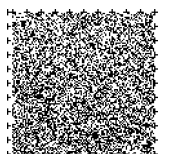
- ・障害者の権利に関する条約批准

平成 26 年 4 月施行 障害者総合支援法

- ・重度訪問介護の対象拡大
- ・グループホームの重度の受入れが可能
- ・障害支援区分に移行

平成 28 年 4 月施行予定 障害者差別解消法

公共機関については、「社会的障壁の除去」を障害者や家族から求められた場合に「合理的配慮」をすることの義務付け



2 計画の位置付け

障害者基本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として位置付けられるもので、市の障害者施策の総合的かつ計画的な推進を図るための理念や方針、取組施策・事業を定める計画です。

また、障害者福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」として位置付けられるもので、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施の確保を図るための供給見込み量や確保方策を定める計画です。

また、市の最上位計画となる「柏市総合計画」をはじめ、福祉の上位計画となる「柏市地域健康福祉計画」の部門計画として策定します。

柏市総合計画 【市の最上位計画】

〈将来都市像〉 「みんなでつくる 安心、希望、支え合いのまち 柏」

〈障害者を支える体制の充実〉

- 障害者の相談支援体制の強化(優先的な取組)
- 日常生活の支援
- 居住の場の確保
- 障害者の自立支援の促進

柏市地域健康福祉計画 【健康・福祉の部門計画】

〈地域健康福祉像〉

「だれもが、その人らしく、住み慣れた地域で、共に、いきいきと暮らせるまち 柏」

〈施策の展開〉

- 情報バリアフリーの推進, 相談体制の充実, 権利擁護体制の充実

ノーマライゼーションかしわプラン 【障害者福祉の部門計画】

〈基本理念〉

「みんなでつくる みんなで暮らせるまち かしわ」

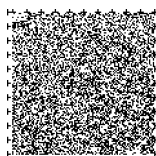
第3期柏市障害者基本計画(中期計画)

〈重点施策〉

- | | |
|--|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 相談支援体制の充実2 在宅生活を支える基盤整備3 就労支援体制の充実 | <ul style="list-style-type: none">柱1 福祉意識の醸成と支え合いの環境づくりの推進柱2 情報提供・相談、権利擁護体制の確立柱3 暮らしを支えるサービスの充実柱4 誰もが働きやすく、活動しやすい環境づくりの推進柱5 子どもの成長への支援柱6 健康・医療体制の充実柱7 安全・安心な生活環境の整備 |
|--|---|

第4期柏市障害福祉計画

各種障害福祉サービスの供給見込み量・確保方策



3 計画の対象

本計画では、改正障害者基本法に基づき、障害の定義を「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害」とし、高次脳機能障害や難病患者も含むこととします。

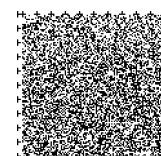
また、共生社会の実現の観点から、市民全体を計画の対象とします。

4 計画の期間

計画の期間は、平成27年度から平成29年度までの3年間とし、今回の見直しは9年間の「第3期柏市障害者基本計画」の中期計画と「第4期柏市障害福祉計画」に当たる部分を一体的に策定するものです。

なお、計画期間中であっても、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて内容を見直すものとします。

	平成 24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
柏市障害者基本計画	第3期柏市障害者基本計画								
	← 前期計画 → 見直し			← 中期計画 → 見直し			← 後期計画 → 見直し		
柏市障害福祉計画	← 第3期計画 → 見直し			← 第4期計画 → 見直し			← 第5期計画 → 見直し		



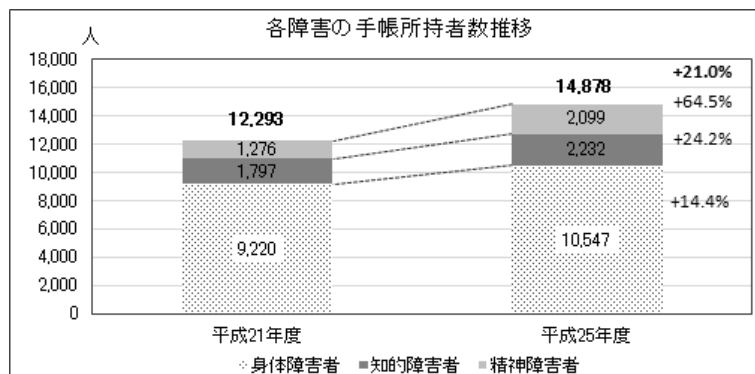
第2節 障害福祉を取り巻く状況

1 柏市の状況

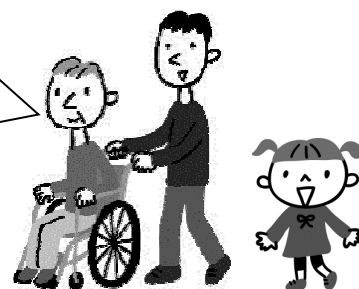
柏市の状況についてまとめると、次のとおりとなります。

(1) 柏市の障害者手帳所持者数の推移

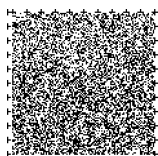
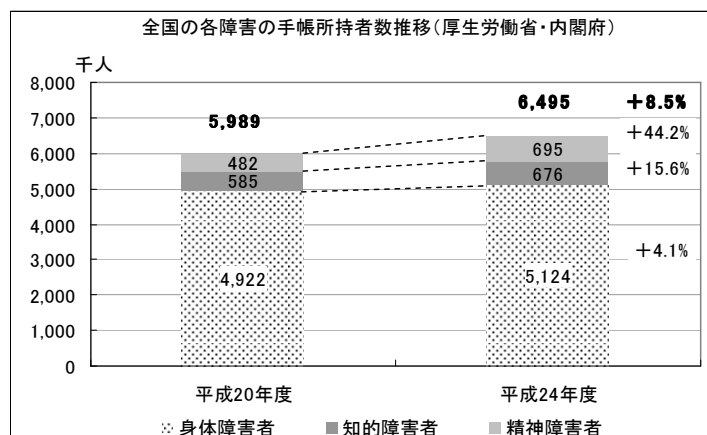
- 平成21年度から平成25年度の推移をみると、3障害とともに、増加傾向にあり、全体で2,585人の増加となっています。
- 特に身体障害者は、1,000人を超す増加数となっています。
- 知的障害者は、人数では他の2障害ほど増加していませんが、増加率では5年間で24.2%と高い数値を示しています。
- 精神障害者は、人数で800人を超す増加数（64.5%増）となっており、県内都市部の傾向（50%から70%増）と同様に高い伸び率となっています。



身体障害者手帳の所持者は、高齢化により、増加しています。また、65歳以上の構成割合が67.5%と高くなっています。

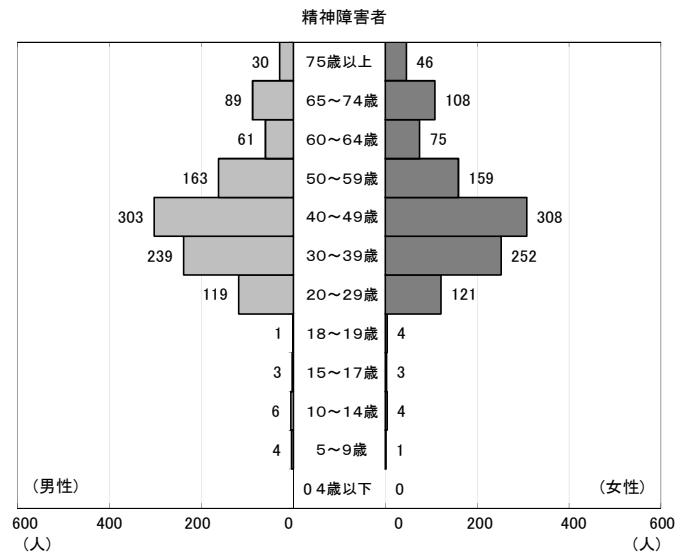
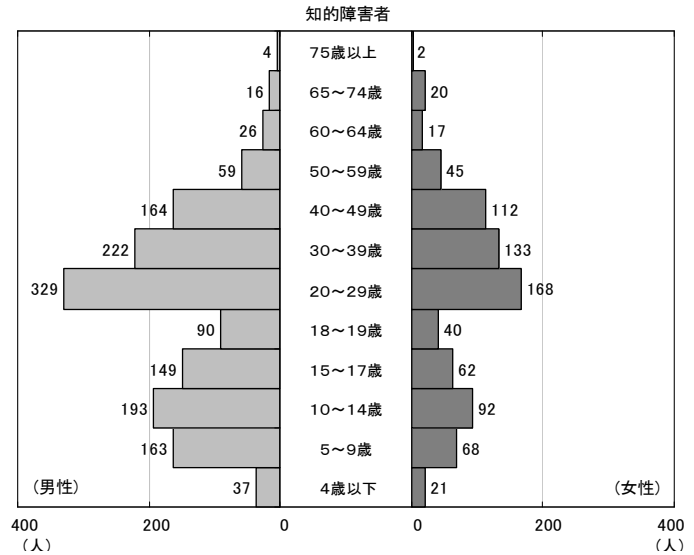
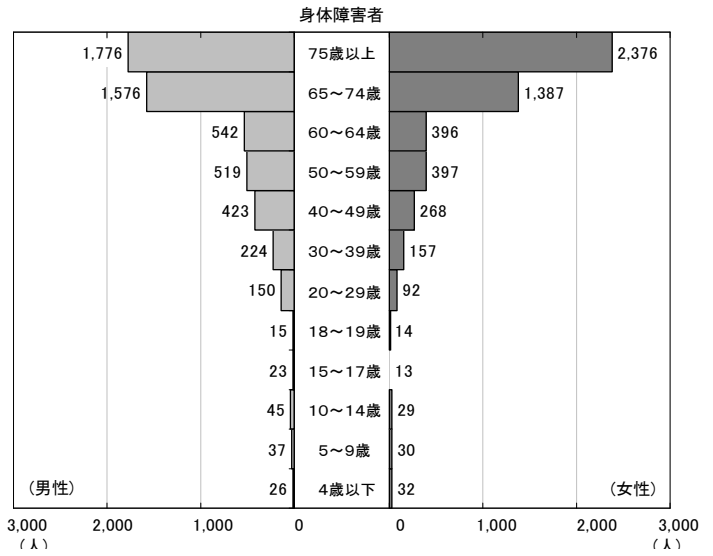


- 柏市と同様に、全国的にも障害者手帳所持者数が増加傾向にあります。各障害において柏市が全国の増加率を大きく上回っています。
- 精神保健福祉手帳所持者数については、全国的にも急増傾向にあると言えます。

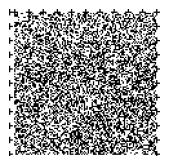


(2) 柏市の障害者の年齢分布

- 各障害の男女別年齢別の分布をみると、身体障害者では65歳以上が多数となっています。
- 知的障害者では、女性よりも男性に多く、年齢では20歳代が最も多くなっています。
- 精神障害者では、男女ともに30歳代から40歳代にかけて多くなっています。
- 障害により年齢分布に特徴があり、年齢に応じた対策の重要性がうかがえます。



(平成 25 年度)



2 第3期前期計画の評価と課題

(1) 第3期前期計画の評価と課題

第3期計画では、7つの柱に沿って障害福祉を進めてきました。

市の取組については、各柱に基づく施策・事業の進捗状況について、平成25年度に内部評価を実施しました。

また、平成25年度に実施したアンケート及びヒアリングにおいても、障害福祉の現状や課題について、障害者及び障害福祉関係団体、障害福祉サービス事業者にご意見をうかがいしました。

以上を踏まえ、市の実績と市民目線からの評価を合わせて、障害福祉全般における課題と、柱ごとの課題と方向性を取りまとめました。

市が障害に係る施策において定期的に実施している事業は、全103事業中、84事業となっており、全体の約82%を占めています。

今後は、進捗状況を客観的に評価するために、指標の設定や評価の体制を決めることが課題です。



柏市障害福祉就労支援センターを中心に就労支援の強化を図っています。平成25年度からは「チャレンジドオフィスかしわ」を実施し、さらなる雇用の拡大を目指しています。

今後は、「障害者の働きたい」を雇用につなげていくため、関係機関と緊密に連携を図っていくことが課題です。



相談機能の強化として、平成26年4月に基幹相談支援センターとなる障害者相談支援室をスタートさせました。

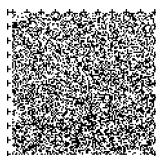
また、相談支援事業所を市内4か所に委託し、指定相談支援事業所の指定は市内24か所となっています（平成26年末現在）。

今後は、相談員のスキルアップとより相談しやすい体制づくりが課題です。

居住環境の整備が前進！

平成26年度から強度行動障害対応型グループホームや重症心身障害者（児）入所施設が開設しました。

今後は、障害者が地域で暮らすためにグループホームなどの多様な居住環境の整備を進め、併せて支援内容も充実させる必要があります。



(2) 障害福祉全般にみる課題

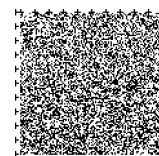
- 障害者福祉施策を充実させるために力を入れる施策については、18歳未満では「学校教育の充実」、18歳以上では「保健・医療サービスの充実」が上位に入っています。障害児に対する教育機会の拡充、また、障害者に対する医療サービスの提供体制の拡充が強く求められています。
- 「保健・医療」の面では、身体障害者数が高齢期で増加したり、精神障害者数が働き盛りの世代で増加する傾向が強いこともあり、障害の発症予防や重度化防止の観点からも医療と障害福祉の連携強化は大きな課題といえます。また、障害者は日常的に医療機関にかかる機会が多いことから、障害者の在宅生活の限界点を高めるうえでも、医療との連携は欠かせないといえます。
- 全体的に「個々の障害にあったサービスの充実」の回答が多くなっています。そのため、障害に応じた福祉サービスの提供体制の拡充と、個々の状態にあったサービスを選択し、利用することができるよう、サービス利用支援を拡充させていくことが重要となると考えられます。

■障害者福祉で力を入れていく必要があるもの（平成25年度アンケート調査より）

18歳未満	身体障害 (n=60)	知的障害 (n=199)	精神障害 (n=7)	重複障害 (n=33)
第1位	学校教育の充実 38.3%	学校教育の充実 58.8%	学校教育の充実 71.4%	個々の障害にあったサービスの充実 63.6%
第2位	保健・医療サービスの充実 38.3%	働く機会の充実 51.3%	保育・療育の充実 57.1%	入所施設の充実 51.5%
第3位	個々の障害にあったサービスの充実 36.7%	相談・情報提供体制の充実 42.7%	障害者や福祉に対する理解を深める啓発活動 42.9%	保育・療育の充実 45.5%
			個々の障害にあったサービスの充実 42.9%	

18歳以上	身体障害 (n=458)	知的障害 (n=245)	精神障害 (n=249)	重複障害 (n=86)
第1位	保健・医療サービスの充実 40.0%	個々の障害にあったサービスの充実 42.4%	経済的な援助の充実 46.6%	入所施設の充実 43.0%
第2位	個々の障害にあったサービスの充実 29.5%	入所施設の充実 40.8%	保健・医療サービスの充実 38.2%	保健・医療サービスの充実 41.9%
第3位	段差の解消やエレベータの設置などバリア(障壁)のないまちづくり 28.6%	障害者や福祉に対する理解を深める啓発活動 39.2%	働く機会の充実 38.2%	経済的な援助の充実 39.5%

※重複障害とは…身体障害、内部障害、知的障害、精神障害などのうち、2つ以上の障害を合わせ持つ場合をいいます。



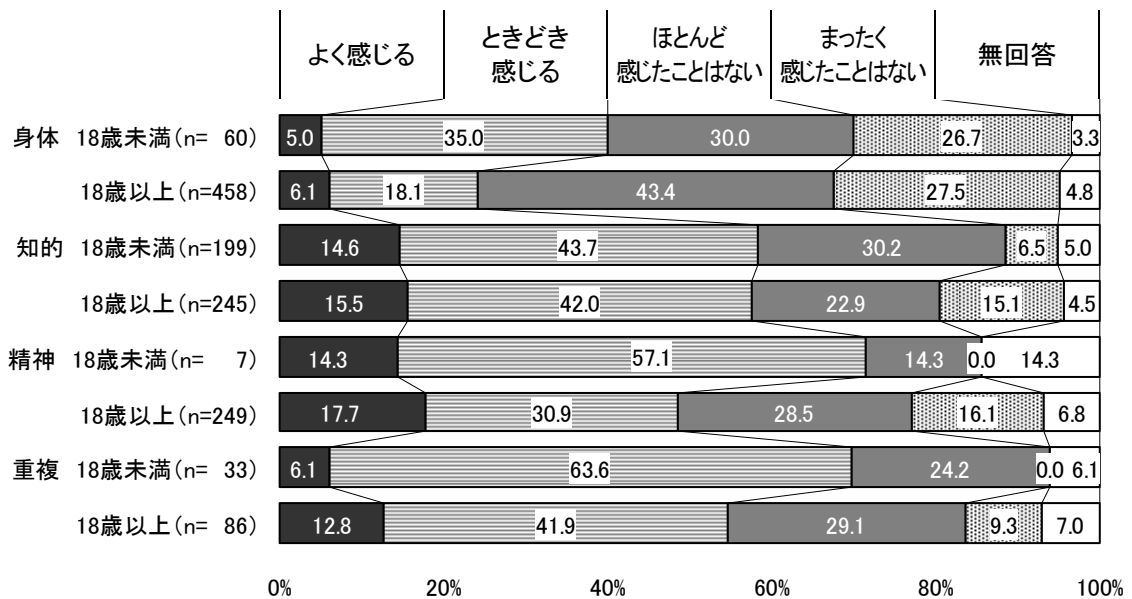
3 柱ごとにみる課題と今後の方向性

柱1 福祉意識の醸成と支え合いの環境づくりの推進

アンケート調査結果から

- ◇ アンケート調査において差別や偏見を感じることの有無についてうかがったところ、知的障害で約6割、精神障害で約5割が『感じる』と回答しており、理解の浸透に一層の努力が必要。
- ◇ 理解を深める一手段となる地域参加について、アンケート調査では半数以上の障害者が地域活動にはあまり参加していないと回答しており、市民と交流するきっかけ・仕組みづくりが課題。
- ◇ 地域活動に参加しない理由では、「身近なところがない」、「情報がない」、「仲間がない」、「興味ある活動がない」の4つの“ない”が多く、それぞれの充実が課題。
- ◇ 地域活動に参加している障害者の参加先については、「地域行事やお祭り」が最も多く、交流の場としての活用が期待できる。

■ 日常生活において差別や偏見を感じること

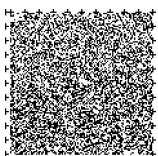


ヒアリング調査結果から

- ◇ 「広報かしわ」に障害に関する情報をもっと掲載するなど、内容や見易さの充実。
- ◇ 市民が関心を寄せる行事やイベントにおいて交流できる場をつくる。
- ◇ 市職員をはじめ、福祉・保健関係者に対する研修が必要。

国の制度動向

- ◇ 障害者差別の禁止（改正障害者基本法）
- ◇ 障害者差別解消法の成立



市の課題

- 障害者差別解消と障害に対する市民理解の拡充
- 広報かしわ等による福祉情報の提供と研修の充実
- 地域の支え合い、福祉人材の育成と地域交流の場の創出

求められる取組

- 誰もが障害者への理解を深め、差別解消に取り組むための啓発
- 広報をはじめ、あらゆる媒体を活用した障害者に関する情報提供の充実
- 障害者本人や市民が福祉や地域活動に参加しやすくするための環境整備
- 障害者と市民が交流することのできる場・仕組みづくり

今後の方向性

障害者が地域で、差別を受けることなく安心して暮らすためには周囲にいる市民の“理解”が不可欠です。そのため、あらゆる広報媒体・機会を活用して障害福祉や障害者に関する情報を発信し、さまざまな立場の人に対する理解の浸透を促します。

また、理解が深まることにより一人でも多くの市民が福祉活動に参加し、障害者が地域に参加できるよう、障害者に関する活動の支援を推進します。さらに、障害者基本法及び障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、差別解消のための必要な施策を講じていきます。

目指すこと

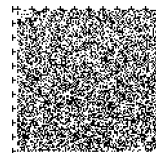
「ノーマライゼーション社会」を実現していくためには、周囲にいる市民の“理解”が不可欠で、市民一人ひとりの意識づくりが必要です。そのため、障害理解を深めるための啓発、広報活動や福祉教育の充実を図っていきます。

また、ボランティア活動、障害者団体の活動の推進や障害関係団体との連携を強化するなど協働による福祉活動の充実を図り、ともに支え合う環境づくりを進めます。

→施策体系別計画 柱1 37~48 ページ

【主な取組】

- 1 啓発・広報活動の充実
- 2 協働による福祉活動の充実

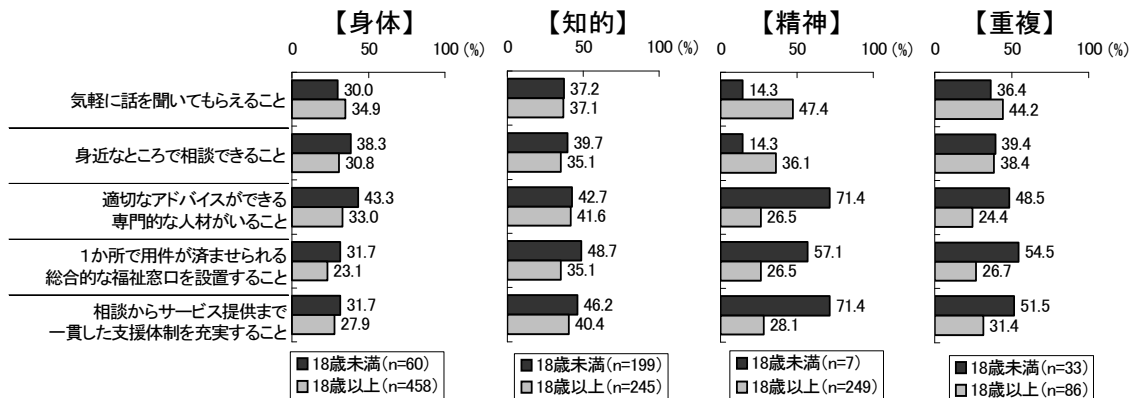


柱2 情報提供・相談、権利擁護体制の確立

アンケート調査結果から

- ◇ 福祉サービスの情報入手先について、全体的には「市の広報紙・資料」、「市への問い合わせ」、「市のホームページ」といった市が提供する情報を主な入手先としている傾向が出ている。また、「家族・親戚」や「友人・知人、職場など」の回答も障害によっては多く、フォーマル・インフォーマルのどちらからも情報を得られている。
- ◇ 相談先について、「友人・知人」や「病院」の回答が多く、18歳未満では「学校の先生」、知的障害、重複障害では「通所・入所先の施設職員」といった比較的身近な専門職に対する回答が多く、全体的に相談を専門に扱う機関への回答が少ない。
- ◇ 相談機能の充実のために必要なことについて、「気軽」、「身近」、「総合的」、「専門性」、「一貫した支援」が求められている。
- ◇ 権利擁護について、知的障害者では成年後見制度利用支援事業の利用意向が2割となっている。介助や支援が必要なことでは、「お金の管理」が知的障害と重複障害で8～9割の回答がある。アンケートの自由回答では、親亡き後の障害者の生活の場を心配する声が多くあがっており、障害者の権利擁護の潜在的なニーズは高いといえる。

■ 相談機能を充実させるために必要なこと(抜粋)

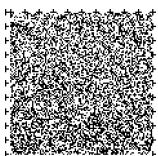


ヒアリング調査結果から

- ◇ 講演会等の講座やイベント、選挙時における聴覚障害者への対応、情報保障を求める声があり、障害者の社会参加の必要条件としても情報提供手段の拡充が必要。
- ◇ 相談機能の充実のために必要なことについて、相談対応力の向上を求める声があがっている。委託相談支援事業者からも、相談支援技術のレベルアップが課題としてあがっている。
- ◇ 単に成年後見制度を周知するだけでなく、良質な成年後見人の育成、高額な利用料の補助といった、利用しやすい環境を求める声があり、対応が必要。

国の制度動向

- ◇ 障害者虐待防止法の施行
- ◇ 選挙等における配慮をはじめとした情報提供の充実、環境整備
- ◇ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正



市の課題

- 障害者に配慮した情報受発信の推進
- 意思疎通支援者養成事業の向上など情報保障の拡充
- 相談支援専門員の育成，力量の向上
- 基幹相談支援センターを中心とした障害者相談支援体制の強化
- 成年後見人の育成，資質向上，普及

求められる取組

- 身近なところでも情報を得られる提供体制の充実
- 社会参加に支障が出ないためのコミュニケーション支援の充実
- 市民に寄り添う相談窓口，総合的に一貫した支援ができる相談機能の充実
- 基幹相談支援センターの機能充実と相談支援専門員の質の向上
- 安心して権利擁護の相談ができる環境整備及び関係機関との連携強化

今後の方向性

障害者が一市民として社会参加するための前提条件として，情報提供やコミュニケーション支援の充実など，情報保障に向けた取組を強化します。

また，基幹相談支援センター開設に伴い，市内相談窓口の相談支援業務の充実に取り組み，障害者やその家族が安心して相談サービスを利用できる環境づくりに努めるとともに，障害者虐待防止センターを中心に虐待防止策を強化します。

さらに，親の高齢化や地域生活移行に伴い，地域で自立して生活する障害者が増えることが予想されるため，権利擁護体制の充実を図り，サービス利用契約や金銭管理などの不安解消に努めます。

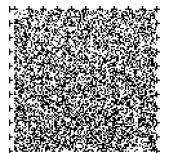
目指すこと

障害者に配慮した情報を提供するために，情報バリアフリーを進めます。障害者が悩みや不安を抱えたときに，身近な場所で気軽に相談でき，問題の解決が図れるよう相談支援・ケアマネジメント体制の充実を図ります。また，障害者の虐待防止や成年後見制度の利用促進など障害者の権利擁護体制の充実を図ります。

→施策体系別計画 柱2 49～64 ページ

【主な取組】

- 1 情報提供・意思疎通支援の充実
- 2 相談支援・ケアマネジメント体制の充実
- 3 権利擁護体制の充実

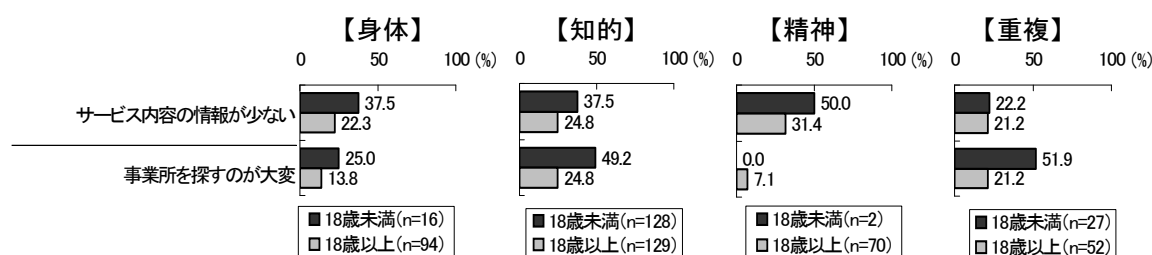


柱3 暮らしを支えるサービスの充実

アンケート調査結果から

- ◇ 介助や支援が必要な項目について、「外出」の回答が全体的に多く、特に18歳未満では9割前後の回答があり、ニーズの高さがうかがえる。また、18歳以上では、「家事（食事の支度、洗濯、掃除など）」や「日用品の買い物」に対する回答が多く、日常的な支援のニーズが高い。
- ◇ 今後利用したい障害福祉サービス等について、18歳未満では「放課後等デイサービス」や「短期入所」の回答が多く、18歳以上では、知的障害においてグループホームやケアホームといった住まいの場に対するニーズが高い。
- ◇ 障害福祉サービス等を利用する際に困ったことでは、「サービス内容の情報が少ない」や18歳未満の知的障害・重複障害では「事業所を探すのが大変」の回答が多い。障害福祉サービス等を利用しない理由でも、「どのようなサービスがあるかわからない」の回答が多く、情報不足が課題。
- ◇ 地域で自立して生活するのに必要な条件で、18歳以上の障害者は「生活費の保障」が最も多い。

■ サービスを利用する際に困ったこと（抜粋）

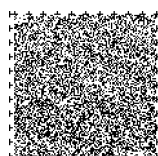


ヒアリング調査結果から

- ◇ 不足しているサービスや今後充実が必要なサービスとして「グループホーム」を求める回答が多くあげられている。さらには、医療的ケアの必要な障害者が入れる施設を望む声も出ている。また、そうした施設を拡充するにあたり、立ち上げを支援する専門職の配置や整備費の増額など、市のサポートが必要。
- ◇ 民生委員からの情報などをサービス事業所につなげていく仕組みが必要。
- ◇ 緊急時の一時預かりや宿泊先がないといった声があり、預かりサービスの充実が課題。
- ◇ 補装具や日常生活用具に係る給付の拡充。

国の制度動向

- ◇ ケアホームとグループホームの統合
- ◇ 障害者総合支援法により、難病も障害福祉サービスの提供対象



市の課題

- グループホームの機能拡充（医療的ケア，さまざまな障害への対応）
- グループホーム立ち上げ支援策
- 緊急時やレスパイト対策など，一時的に障害者を受け入れられる体制整備
- 効果的な手当の支給

求められる取組

- 市民と行政の協働による居住系サービスの拡充
- 地域生活を支援する地域生活支援拠点の整備
- 福祉サービスを必要とする障害者への的確・効果的な情報提供と利用支援
- 介護者のレスパイト対策を含めて障害者（児）の一時預かりの拡充

今後の方向性

親が亡くなった後の住まいの場の確保，また，障害者の地域生活を推進する観点から，グループホーム等居住施設の充実及び地域生活支援拠点の整備を図ります。また，居住の場の確保策として，グループホームの立ち上げを支援します。

家族介助者のかたが無理なく在宅介助を続けられるよう，障害福祉サービス等の充実に努める必要がありますが，特に放課後等デイサービスや短期入所など，一時的な預かりサービスの充実に努めます。さらに，障害者とその家族が情報不足により適切なサービスが利用できないということがないよう，サービス利用支援を拡充します。

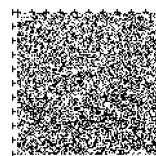
目指すこと

障害者が住み慣れた地域で安心して暮らすためのグループホーム等の居住の場の拡充や障害者の地域生活を支える拠点機能の整備を図ります。また，通所施設などの日中活動の場の充実や緊急時対応サービスやレスパイトの強化など障害者の在宅生活を支える基盤の整備を推進します。

→施策体系別計画 柱3 65～76 ページ

【主な取組】

- 1 「居住の場」の拡充
- 2 日常生活の支援
- 3 負担軽減への支援



柱4 誰もが働きやすく、活動しやすい環境づくりの推進

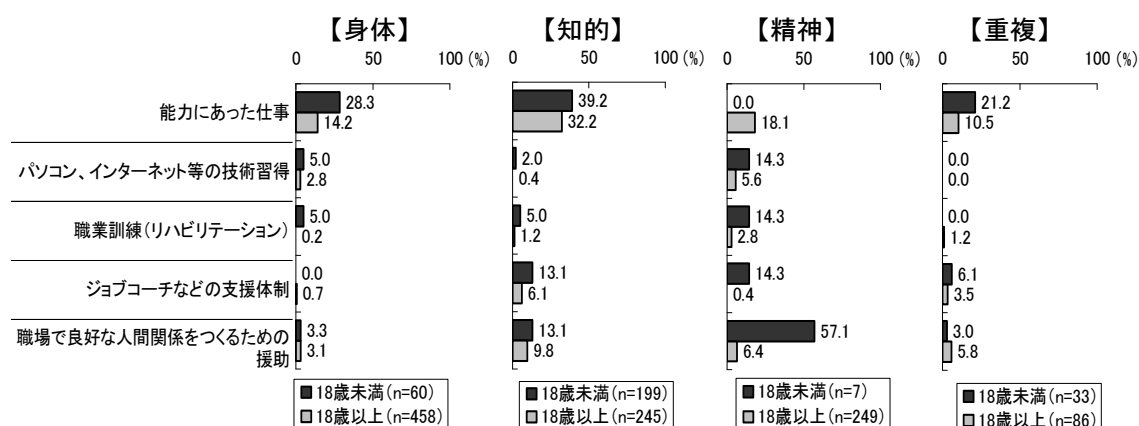
アンケート調査結果から

◇ 障害者福祉で力を入れていく必要があるものでは、「働く機会の充実」が18歳未満の知的障害で51.3%、18歳以上の精神障害で38.2%と上位の項目となっている。また、地域で自立して生活するのに必要な条件では、18歳未満の障害児（重複を除く）で「働く場」が最も多く、障害者の就労対策は重要な課題。

◇ 就労するため・就労を継続するために重要なことでは、全体的には「能力にあった仕事」が多くなっており、障害者本人の能力と企業側の求める能力、仕事内容のマッチングをすることがポイントといえる。また、18歳未満の知的障害と精神障害では「ジョブコーチなどの支援体制」、「職場で良好な人間関係をつくるための援助」、「パソコン、インターネット等の技術習得」、「職業訓練（リハビリテーション）」といった支援・訓練を求める回答もあり、障害者（児）の持っている力を発揮させる取組が必要。

◇ 今後やってみたい活動では、18歳未満の障害児では「スポーツ・レクリエーション活動」や「地域の行事やお祭り」が多いほか、知的障害で「音楽、絵画、工芸などの芸術活動」が約3割で多く、実際の活動参加へのコーディネートが課題。

■ 仕事を就くため、仕事を続けるために最も重要なこと（抜粋）



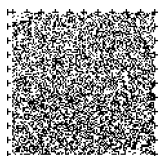
ヒアリング調査結果から

◇ ジョブコーチ、ピアカウンセリングなど支援策を求める声があがっているほか、公的機関での雇用推進や企業による雇用創出が課題。

◇ 地域活動への参加促進と併せて、参加するための移動支援をどうするかが課題。

国の制度動向

- ◇ 障害者雇用促進法の改正
- ◇ 障害者優先調達推進法の施行
- ◇ 障害者の文化芸術、スポーツ活動の振興



市の課題

- 市及び民間企業による障害者雇用の促進と理解啓発
- 離職しないためのサポート体制の拡充
- 福祉的就労の場の充実

求められる取組

- 福祉施設から一般就労への移行等の推進
- 官民の障害者雇用創出の強化と仕事内容・能力のマッチング機能の充実
- 障害者の能力開発・向上のための福祉的就労の場の充実
- 障害者が地域活動に参加しやすくするための環境整備

今後の方向性

障害者の自立した生活を実現するため、官民ともに障害者雇用の推進・促進します。また、障害者が長く働き続けられるよう、その人に合った仕事に就けるための調整機能や仕事を側面からサポートしてくれる仕組みの構築に努めます。

また、障害者が余暇を楽しんだり、打ち込める活動を持てるよう、文化芸術活動やスポーツ活動の支援を推進します。

目指すこと

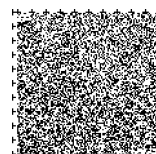
障害者の自立した生活を実現するため、就労支援体制の充実と法定雇用率の向上への支援並びに職場定着に向けた就職後の支援体制を充実させていきます。併せて、福祉的就労をする障害者が一定の工賃を稼ぐことができるよう、福祉的就労の場の充実と障害者優先調達推進法の推進を図ります。

また、障害者が、地域で元気にその人らしく生き生きと参加できるように余暇・文芸活動やスポーツ活動等の社会活動を支援します。

→施策体系別計画 柱4 77~88 ページ

【主な取組】

- 1 就労支援体制の充実
- 2 生涯学習活動の充実



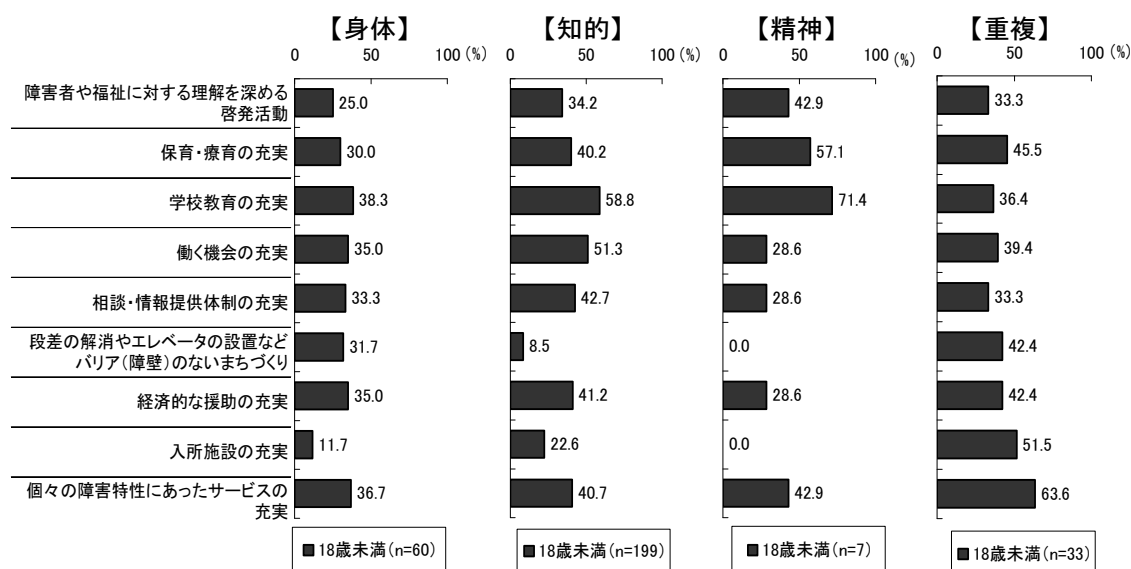
柱5 子どもの成長への支援

アンケート調査結果から

- ◇ 力を入れる必要がある障害者福祉の取組で、18歳未満では「学校教育の充実」の回答が多い。
- ◇ 今後利用したい障害児向けの支援策としては、「放課後等デイサービス」や「短期入所」の利用意向が多く、障害児を一時的に預かるサービスの充実が課題。
- ◇ 学校生活で困ることでは、「長期休暇時の対応に困る」が多く、上記の預かりサービスの不足と合わせて検討が必要。

■ 力を入れる必要がある障害者福祉の取組

(18歳未満、いずれかの障害で4割以上回答のあるもの)

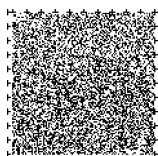


ヒアリング調査結果から

- ◇ 早期発見のための健診の充実。また、健診後の療育体制、母親のサポート体制の充実。
- ◇ 特別支援学校の生徒数の増加による教育環境の悪化が懸念。
- ◇ 教師の障害に対する理解の浸透。
- ◇ 障害児が進学する際にこれまで籍を置いていた教育機関と進学先の教育機関とで情報の共有を強化し、児童の特性にあった対応が課題。
- ◇ 障害児を預かるサービスが不足。

国の制度動向

- ◇ 障害児に対する療育その他支援の施策の展開（改正障害者基本法）



市の課題

- 障害を早期発見するための体制整備
- 医療や福祉サービスに適切に結び付けられる体制整備
- ライフサポートファイルを実施し，教育関係者による情報共有，教育の質の向上

求められる取組

- 障害を早期に発見するための健診と受診後のフォローの徹底
- 児童発達支援，保育園・幼稚園等支援の充実
- 円滑な進級・進学と適切な教育を受けるためのライフサポートファイルの活用
- インクルーシブ教育システムの構築
- 放課後等支援の充実

今後の方向性

乳幼児に障害がある場合，早期に療育等の対応に結び付けられるよう，健診の徹底と障害があった場合のフォロー体制，児童発達支援の充実を図ります。また，その後に，障害児が進級・進学等ライフステージが変わるごとに，適切な対応を受けられるよう，ライフサポートファイルの活用を推進します。

学校教育では，本人の障害特性に応じた支援・指導や教育等を推進します。

また，障害の家庭や状況に応じた預かりサービスが利用できるよう，障害児のための放課後等デイサービスの充実や保護者が急用や急病，レスパイトなどで障害児を一時的に預けたいときなどに対応できる環境整備に努めます。

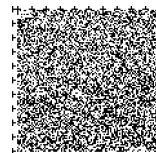
目指すこと

障害の早期発見や早期療育のため，母子保健事業及び児童福祉事業を推進します。障害の特性，育ちのニーズに応じた成長の支援を進めます。乳幼児期から成人期まで切れ目のない支援を行うため，保健・福祉・医療・教育の支援体制の充実を図ります。

→施策体系別計画 柱5 89～102 ページ

【主な取組】

- 1 保健・療育等の充実
- 2 学齢期への支援の充実

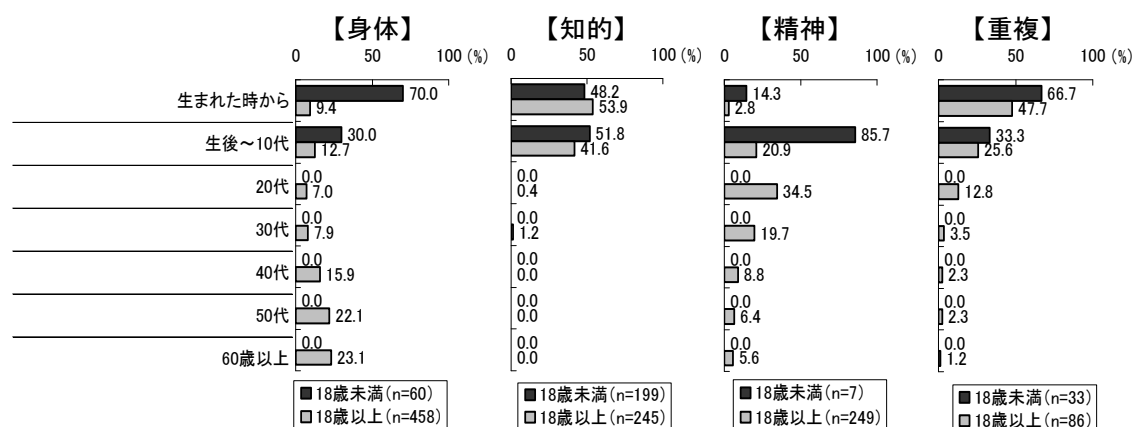


柱6 健康・医療体制の充実

アンケート調査結果から

- ◇ 障害者福祉に関する取組を充実させるために力を入れる必要があることでは、「保健・医療サービスの充実」が18歳以上で多く、ニーズが高い。
- ◇ 障害の発生した時期は、身体障害は40歳以上が6割、精神障害は20・30歳代が5割と、ある程度大人になってから発症する割合が多く、障害発生の予防・軽減の取組が必要。
- ◇ 健康で気になることについて、「運動不足」が多く、知的障害と精神障害では「肥満が気になる」も多く、健康増進の取組が課題。

■ 主な障害が発生した時期

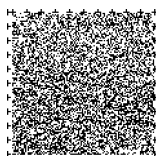


ヒアリング調査結果から

- ◇ 医療機関の受診に当たっては、医療関係者の福祉に対する理解が不足しているために苦労している。
- ◇ 医療者が福祉サービスを学び、福祉者が医療的ケアを学ぶ研修体制が必要。精神障害者の円滑な地域移行には、福祉・保健・医療の連携が必要。
- ◇ 医療助成金の支給方法をもっと効率的にしてほしい。

国の制度動向

- ◇ 難病に関する施策の推進（障害者基本計画）
- ◇ 障害の原因となる疾病等の予防・治療



市の課題

- 障害の発症や重度化の予防対策の推進
- 医療と福祉の連携強化
- 医療的ケアが必要な障害者（児）の在宅支援の充実
- 医療費助成制度の体制整備
- 増加する精神障害者への対応

求められる取組

- 障害が発症しないため、また、障害者が生活習慣病にかからないよう、全市的な健康増進対策の推進
- 医療と福祉の連携強化による障害者への一体的なサービスの向上
- 医療的ケア実施事業所への支援及び従事者増加への支援策の検討
- 重度心身障害者（児）医療費の現物給付化
- 精神保健の充実や難病等に係る障害者に対する施策の推進

今後の方向性

障害の発生予防、二次障害予防、重度化防止のため、生活習慣病予防等の健康づくりやリハビリテーション支援を推進します。

また、障害者にとっては、福祉サービスも保健・医療サービスもともに必要度の高いサービスであることから、医療的ケアを実施する事業者への支援や医療的ケア従事者を増加させるための新たな支援策を検討するなど一体的な福祉・保健・医療サービスが受けられる体制を構築します。

精神保健の充実等により、障害者の地域生活を支援します。

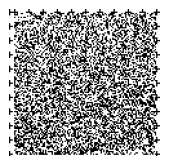
目指すこと

中途障害や障害の重度化、二次障害等に対する予防対策を充実します。また、障害者（児）の健やかな心身を保てるよう、医療と福祉の連携を進め、医療的ケア体制が必要な障害者（児）への在宅支援等の充実を図ります。また、必要なかたが適切に利用できる医療費助成制度を行います。精神障害者の地域生活を促進・支援するために、精神保健を充実させます。

→施策体系別計画 柱6 103～112 ページ

【主な取組】

- 1 健康管理等の支援
- 2 医療・ケア体制の充実
- 3 精神保健の充実

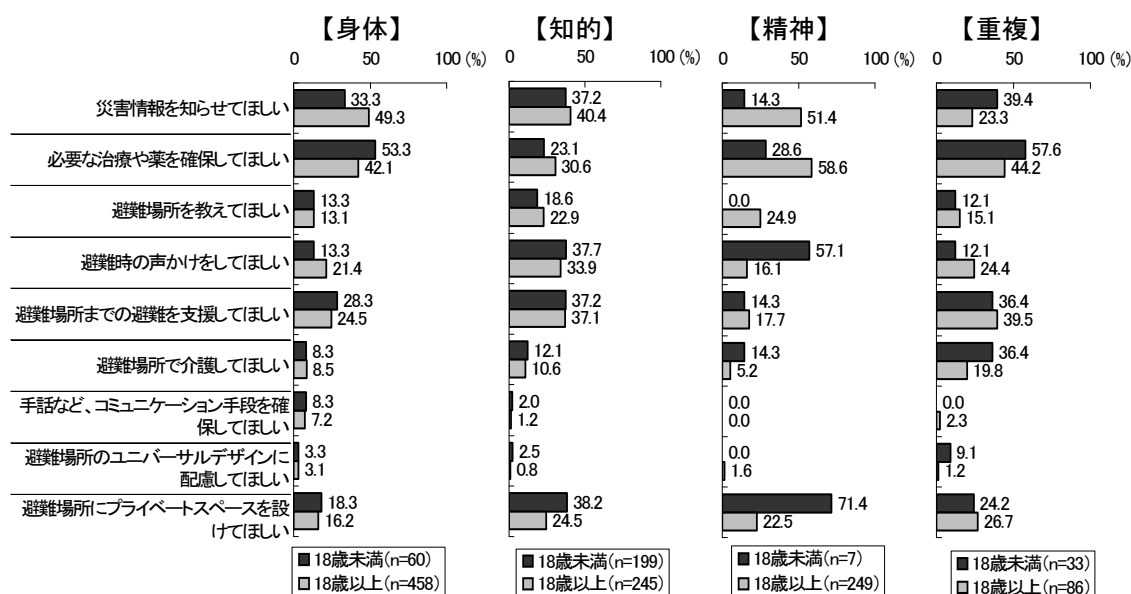


柱7 安全・安心な生活環境の整備

アンケート調査結果から

- ◇ 障害者における「柏市防災福祉K-Net」の周知度は『知らない』が7割以上となっている。
- ◇ 災害が起きたときに支援してほしいことは、「災害情報を知らせてほしい」と「必要な治療や薬を確保してほしい」の回答がどの障害でも多く、ニーズが高い。
- ◇ 障害者福祉に関する取組を充実させていくために力を入れていく必要があることでは、18歳未満の重複障害と18歳以上の身体障害で「段差の解消やエレベータの設置などバリア（障壁）のないまちづくり」が上位に入る。

■ 災害時に支援してほしいこと

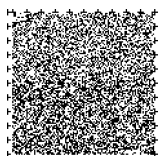


ヒアリング調査結果から

- ◇ 「柏市防災福祉K-Net」に期待。
- ◇ 災害情報の周知については、「ボードの設置」が必要。
- ◇ 避難所においてパニックを起こさないよう、空間を区切るなどしてスペースを確保することが必要。
- ◇ 歩道の傾斜や段差等の解消などバリアフリーの対策が必要。

国の制度動向

- ◇ 障害者の性別、年齢、障害の状態、生活の実態に応じて、防災及び防犯に関し必要な施策（改正障害者基本法）



市の課題

- 障害者に対する「柏市防災福祉K-Net事業」の更なる活用
- 災害時の情報提供手段の拡充
- 日常生活の移動から災害時の避難の円滑化のため、道路のバリアフリー化
- 避難場所における障害者に対する配慮

求められる取組

- 「柏市防災福祉K-Net」を主軸とした要配慮者の支援体制の強化
- 障害者に配慮した災害情報提供、避難体制、避難所の確保
- 障害者を犯罪から守る体制の整備
- 障害者の外出支援、円滑な避難を妨げることのないバリアフリー化の推進

今後の方向性

障害者が災害時に、地域の手助けを受けながら避難できるよう、「柏市防災福祉K-Net」を主軸とした避難行動要支援者名簿の整備や避難体制の構築を図ります。また、障害者が災害情報を速やかに受け取ることができる方法を検討します。

避難所においては、薬や個人スペースの確保等が必要になることから、障害者に配慮した避難場所の確保に努めます。

障害者の外出支援を促進する公共交通の利便性の確保や誰もが安全で使いやすいまちづくりを目指して、道路の段差解消や広い歩行空間の確保など、バリアフリーのまちづくりを推進します。

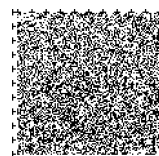
目指すこと

防災・防犯や災害時等における支援体制の整備・確立を図り、地域で安全に・安心して暮らしていけるまちづくりを推進します。また、障害者だけではなく、すべての人が住みやすい「福祉のまちづくり」を推進します。

→施策体系別計画 柱7 113~120 ページ

【主な取組】

- 1 安全対策（防災、防犯等）の推進
- 2 福祉のまちづくり



第3節 基本的な考え方

1 計画の基本理念

障害のある人もない人も、住み慣れた地域の中で、安心して、その人らしく自立して生活を営むことができ、尊厳を持って心豊かな人生を過ごすことができるようなまちづくりを目指しています。

私たちは、そうした観点から、平成16年度から、障害福祉像を『みんなでつくる みんなで暮らせるまち かしわ』と決めました。

「みんなでつくる」には、市民や地域社会との協働と当事者が社会参画している共生社会を表し、「みんなで暮らせる」には、自己決定を尊重した自立生活の実現とノーマライゼーション社会という柏市のあり方を表しています。

この障害福祉像は、各分野別計画が地域で施策を展開する際の共有すべき理念として、位置付けます。

■障害福祉像

『みんなでつくる みんなで暮らせるまち かしわ』

2 計画の基本方針

「基本理念」の内容を実現するため、基本方針を次の3つとします。

前期計画の評価と課題や市民のニーズ、社会的潮流などを踏まえて、中期計画においては基本方針について、見直しを行いました。

《基本方針1》共生社会の実現に向けた相互理解の促進

障害の有無にかかわらず、市民誰もが互いに人格と個性を尊重し、支え合っ
て共生する社会を目指します。

柱1, 柱2

《基本方針2》暮らしやすい環境づくりの推進

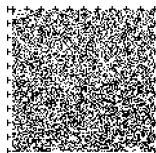
誰もが生き生きとその人らしく地域の中で暮らせる環境づくりを進めてい
くまちを目指します。

柱3, 柱4, 柱7

《基本方針3》健やかに暮らせる地域づくりの推進

保健・医療・教育との連携を密にし、健やかな心身を保ち暮らせる地域づく
りを進めるまちを目指します。

柱5, 柱6



3 計画の基本目標

「基本理念」を基にした「基本方針」の内容を実現するために、本計画の基本目標を柱に合わせて設け、7つの柱として障害福祉施策を推進していきます。

基本目標1 柱1 福祉意識の醸成と支え合いの環境づくりの推進

「ノーマライゼーション社会」を実現していくためには、市民一人ひとりの意識づくりが必要であることから、障害理解を深めるための啓発、広報活動や福祉教育の充実を図っていきます。また、ボランティア活動、障害者団体の活動の推進や障害関係団体との連携を強化するなど協働による福祉活動の充実を図り、ともに支え合う環境づくりを進めます。

基本目標2 柱2 情報提供・相談、権利擁護体制の確立

障害者に配慮した情報を提供するために、情報バリアフリーを進めます。障害者が悩みや不安を抱えたときに、身近な場所で気軽に相談でき、問題の解決が図れるよう相談支援・ケアマネジメント体制の充実を図ります。また、障害者の虐待防止や成年後見制度の利用促進など障害者の権利擁護体制の充実を図ります。

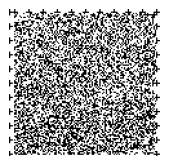
基本目標3 柱3 暮らしを支えるサービスの充実

障害者が住み慣れた地域で安心して暮らすためのグループホーム等の居住の場の拡充や障害者の地域生活を支える拠点機能の整備を図ります。また、通所施設などの日中活動の場の充実や、緊急時対応サービスやレスパイトの強化など障害者の在宅生活を支える基盤の整備を推進します。

基本目標4 柱4 誰もが働きやすく、活動しやすい環境づくりの推進

障害者の自立した生活を実現するため就労支援体制の充実と法定雇用率の向上への支援並びに職場定着に向けた就職後の支援体制を充実させていきます。併せて、福祉的就労をする障害者が一定の工賃を稼ぐことができるよう、福祉的就労の場の充実と障害者優先調達推進法の推進を図ります。

また、障害者が、地域で元気にその人らしく生き生きと参加できるように余暇・文芸活動やスポーツ活動等の社会活動を支援します。



基本目標5 柱5 子どもの成長への支援

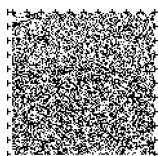
障害の早期発見や早期療育のため、母子保健事業及び児童福祉事業を推進します。障害の特性、育ちのニーズに応じた成長の支援を進めます。乳幼児期から学齢期まで切れ目のない支援を行うため、保健・福祉・医療・教育の支援体制の充実を図ります。

基本目標6 柱6 健康・医療体制の充実

中途障害や障害の重度化、二次障害等に対する予防対策を充実します。また、障害者（児）の健やかな心身を保てるよう、医療と福祉の連携を進め、医療的ケア体制が必要な障害者（児）への在宅支援等の充実を図ります。また、必要なかたが適切に利用できる医療費助成制度を行います。精神障害者の地域生活を促進・支援するために、精神保健を充実させます。

基本目標7 柱7 安全・安心な生活環境の整備

防災・防犯や災害時等における支援体制の整備・確立を図り、地域で安全に・安心して暮らしていけるまちづくりを推進します。また、障害者だけでなく、すべての人が住みやすい「福祉のまちづくり」を推進します。

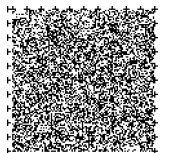
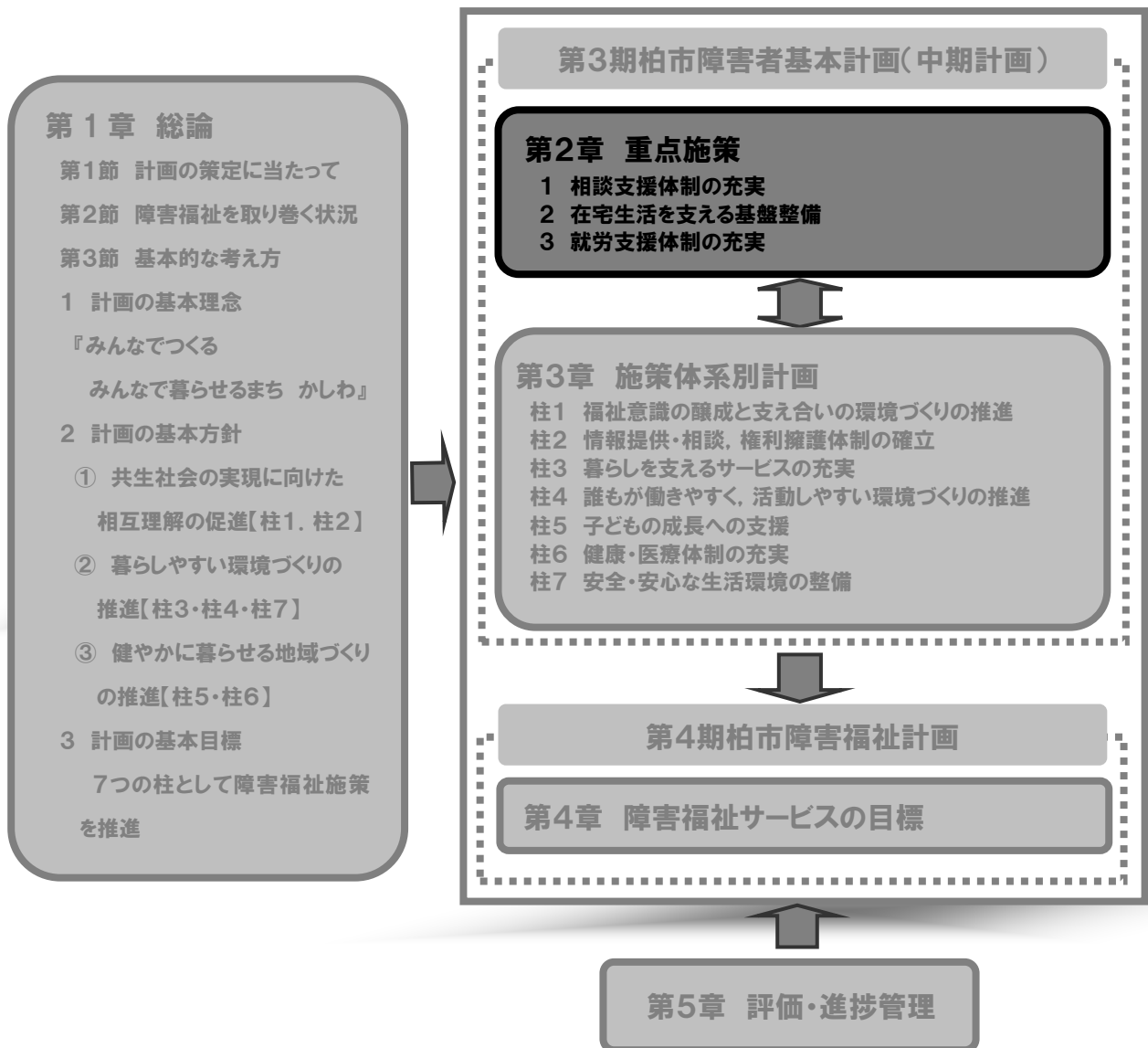


この章では、3章の柱1から柱7の中から、
特に重点的に取り組んでいく施策・事業について定め、その方向性を整理します。



第2章 重点施策

ノーマライゼーションかしわプラン 第3期柏市障害者基本計画（中期計画）・第4期柏市障害福祉計画



1 相談支援体制の充実

(1) 背景

市では、平成26年度から基幹相談支援センターを立ち上げ、民間事業者と連携を図りながら、相談支援業務を推進しています。

近年では、障害者総合支援法などの改正により、福祉サービスの対象となる障害が増え、さまざまな障害に関する相談支援に対応できる専門性が求められ、また、障害者からの相談内容は多様化し、件数も増加しています。

このため、相談の多様化及び増加にきめ細やかに対応するため、専門性を有した民間事業者との連携が求められています。

また、障害のある児童やその疑いのある児童の対応は、乳幼児の健康診査の段階からこども発達センターが中核となり、適切な支援を提供しています。しかし、支援を必要とする子どもの増加に伴い、十分な対応が困難な状況となっていることから、より一層民間事業者と連携することが求められています。

障害者の虐待防止・権利擁護については、平成24年度に虐待防止センターを設置し、相談体制の充実を図るとともに、虐待防止に係る研修会の開催やホームページによる啓発を行っています。平成28年から障害者差別解消法が施行されることから、障害者の人権が守られ、差別や虐待のない社会を築くことが必要です。

(2) 目指すべき方向性

多様な相談に対応するため、市と民間事業者が連携し、相談支援体制の充実を推進します。



子どもに障害があり心配。気軽に、何でも聞ける窓口だと安心だわ。

障害があっても、堂々と生きていきたいな。



(3) 市の取組

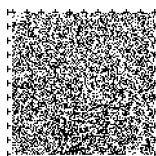
① 基幹相談支援センターを中心とした障害者相談支援体制の強化

基幹相談支援センターを中心に民間事業者と連携し、障害者の相談支援体制を構築します。

相談件数の増加及び相談内容の多様化に対応し、地域における身近な相談窓口を確保するため、日常生活圏域（7圏域）に1か所程度を目安に、相談支援事業を委託します。

関連する施策

○柱2-2-①-取組1「障害者相談支援体制の強化」



② こども発達センターを中心とした障害児に関する療育支援体制の強化

障害のある子ども、障害の疑いのある子どもが適切な福祉サービス、発達支援、療育を受けることができるよう、こども発達センターを中心に民間の通所支援事業者や障害児入所施設と連携して、療育支援体制を充実します。併せて、児童発達支援や保育所等訪問支援等も官民が協力して強化を図ります。

また、ライフサポートファイルの活用による乳幼児期から学齢期まで切れ目のない支援を実施します。

関連する施策

- 柱5-1-①-取組2「発達支援の充実」
- 柱5-1-②-取組1「保育園・幼稚園等の支援の充実」
- 柱5-1-②-取組4「就学時の切れ目のない支援の充実」

③ 障害者の虐待防止・権利擁護の推進

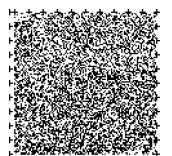
障害者虐待防止センターが中心となり、虐待に関する相談体制の拡充や市民、事業者に対して虐待に関する研修等を通じた啓発活動を推進し、虐待防止を図ります。

かしわ成年後見センターを運営する柏市社会福祉協議会と密接な連携をとり、市民後見人養成事業や民間団体による法人後見実施への支援に取り組むことで、成年後見制度の利便性を向上させます。

また、柏市社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業の利用促進を行うことで、障害者の権利擁護を推進します。

関連する施策

- 柱2-3-①-取組1「虐待の相談体制の充実」
- 柱2-3-①-取組2「虐待防止に関する研修等の強化」
- 柱2-3-①-取組3「障害福祉サービス事業者に対する監査体制の強化」
- 柱2-3-②-取組1「成年後見制度利用支援事業の推進」
- 柱2-3-②-取組2「日常生活自立支援事業の利用促進」
- 柱2-3-②-取組3「市民後見人の育成」



2 在宅生活を支える基盤整備

(1) 背景

市では、重度重複障害者対応グループホーム、強度行動障害者を含むすべての自閉症に対応したグループホームの開設や重症心身障害者（児）入所施設の開設に取り組むなど、多様な障害にも対応できる「居住環境の整備」に努めています。

障害福祉サービスの今後の利用意向、障害の重度化、介護を担ってきた家族の高齢化、家族からの独立志向、地域移行・定着支援の普及などを踏まえ、現状でも市内で不足しているグループホーム等において、サービス必要量のさらなる増大が予想されます。

一方で、真に入所が必要な重度障害者などに対応した入所施設等の整備や18歳以上の障害児入所施設入所者の居住の場の確保が求められています。

また、家族の病気などにより、急に家族の介護が受けられなくなったときに支援ができるように、緊急時対応サービスやレスパイト対応の基盤整備及び障害者の地域生活を支援するための居住支援と地域支援の一体的な機能を持った地域生活支援拠点の整備を進めていく必要があります。

(2) 目指すべき方向性

障害者が住み慣れた地域の中で安心して暮らすためのグループホーム等の居住の場の拡充など、障害者の在宅生活を支える基盤の整備を推進します。



介助ができなくなったときや何かあった時に相談できる場所があると助かるわ。

住み慣れた地域ですっと暮らしたいな。



(3) 市の取組

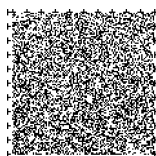
① 居住の場の拡充

住み慣れた地域で暮らしたいと願う障害者が地域の中で安心して自立生活を送ることができるよう、障害福祉サービス施設等改造等補助金額を増額し、グループホームを設置しようとする社会福祉法人やNPO法人に対して積極的な支援を行います。

一方で、自宅では、生活することが困難な真に入所が必要な重度障害者のために、地域の実情や利用者ニーズ、事業者の意向等を踏まえ、関係機関と協議し、障害者が安心して暮らせる施設等の整備を進めます。

関連する施策

- 柱3-1-①-取組1「グループホームなどへの支援」
- 柱3-1-①-取組2「重度障害者等の施設入所への支援」



② 障害者（児）の家族支援の強化

「自宅で暮らしたい」、「将来も自宅で家族と暮らしたい」との希望をかなえるため、緊急時対応サービスやレスパイト対応の基盤整備・強化に取り組みます。

また、医療と福祉が連携し、医療的ケアが必要な障害者（児）の在宅生活を支援します。

関連する施策

- 柱3-2-③-取組1「緊急時対応サービスやレスパイトの強化」
- 柱6-2-取組1「医療的ケアの実施体制の構築」

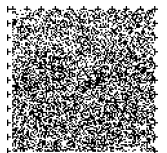
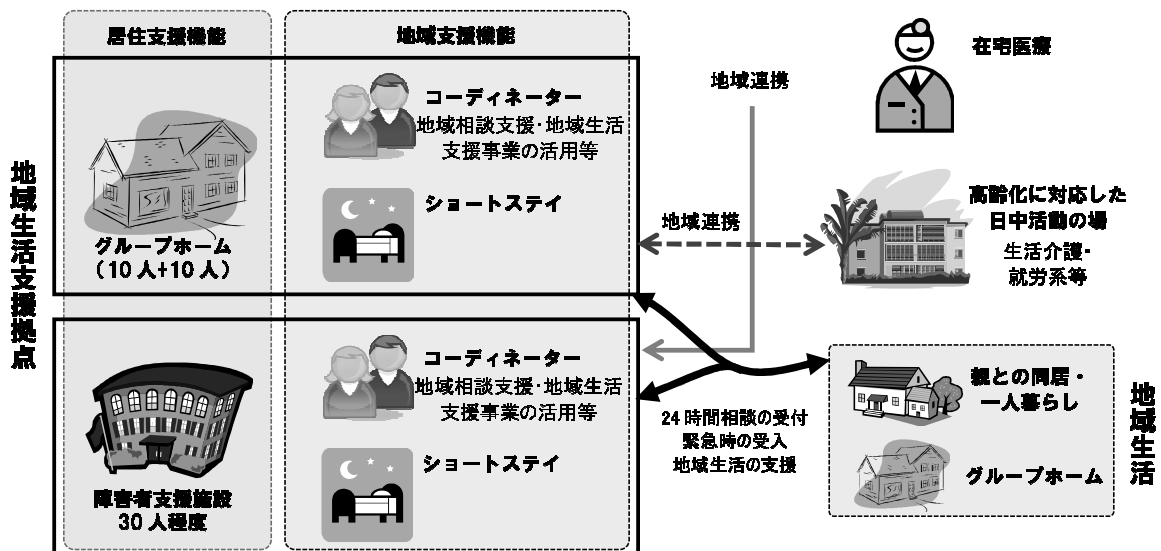
③ 障害者の地域生活を支える拠点機能の整備

平成29年度までに、障害者の地域生活を支援するための居住支援と地域支援（相談・体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応等）の一体的な機能を持った地域生活支援拠点を新規又は既存の入所施設やグループホームの活用など、幅広くモデルを検討し整備します。

関連する施策

- 柱3-1-②-取組1「拠点機能の整備」
- 柱3-2-③-取組2「拠点機能の整備」

地域生活支援拠点とは、「居住支援機能」と「地域支援機能」を持ち合わせた拠点のこと



3 就労支援体制の充実

(1) 背景

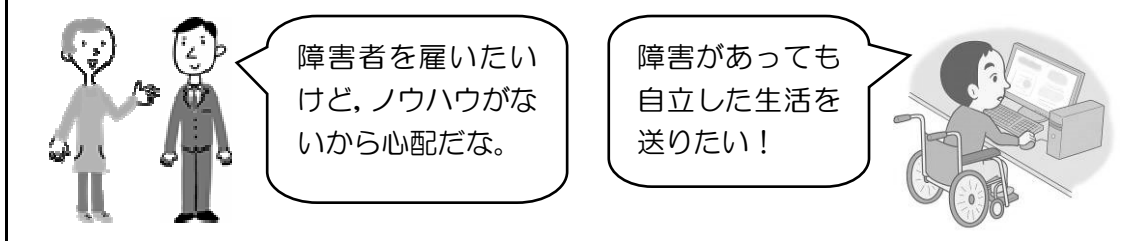
市では、障害福祉就労支援センターが中心となって障害者の就労支援、雇用開拓及び職場定着等を推進しています。障害者が自立した生活を実現するためには、就労が非常に重要です。障害者雇用促進法の改正により平成25年4月から法定雇用率が引き上げられたことから、さらなる雇用の推進が求められています。

就労後においては、障害者、企業双方とも、さまざまな悩みや問題に遭遇することから、就労の定着を図るため、障害者と企業双方が気軽に相談できる場を作るとともに、企業に対しては、障害者の積極的な雇用につながるよう障害理解の推進を図る必要があります。

また、企業就労はできなくとも働く喜びを得るための福祉的就労の場の充実や生産活動の支援・強化を進める必要があります。

(2) 目指すべき方向性

障害者の自立した生活を実現するため、就労支援体制の充実と法定雇用率の向上への支援並びに職場定着に向けた支援の強化を図ります。



(3) 市の取組

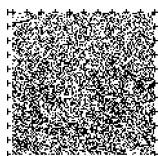
① 就労支援体制の充実

障害福祉就労支援センターが中心となり、行政と民間が担う役割を整理し、就労相談から就職後までのトータル的な障害者の就労支援体制を構築します。

また、企業に対して障害の理解を進め、障害者雇用を推進します。

関連する施策

- 柱4-1-①-取組1「相談窓口の充実」
- 柱4-1-①-取組2「障害者就労支援事業の推進」
- 柱4-1-①-取組3「行政や企業による障害者雇用の推進・促進」
- 柱4-1-①-取組4「就労支援の推進」



② 就職後の支援の充実

障害福祉就労支援センター、市内就労支援機関及び企業が連携を図り、就職後も安心して働ける環境を整えます。

障害福祉就労支援センターは、職場定着に向けた中心的な役割を持ちながら、就労支援機関と連携して就職後のさまざまな相談に対応する窓口機能を果たします。

関連する施策

○柱4-1-②-取組1「就職後の支援の充実」

③ 多様な就労形態への支援

企業就労ではなく「福祉的就労の場」である障害福祉事業所等への支援の強化を図ります。

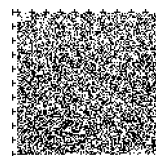
また、障害者就労事業振興センターと連携を図り、障害福祉事業所の生産活動の支援・強化を進め、工賃向上や官公庁による物品や役務の発注拡大に取り組みます。

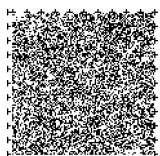
関連する施策

○柱4-1-③-取組1「就労継続支援事業所等への支援」

○柱4-1-③-取組2「障害者就労施設等への受注業務の拡大と調整」

○柱4-1-③-取組3「福祉ショップの運営支援」



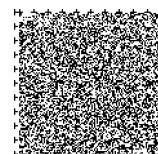
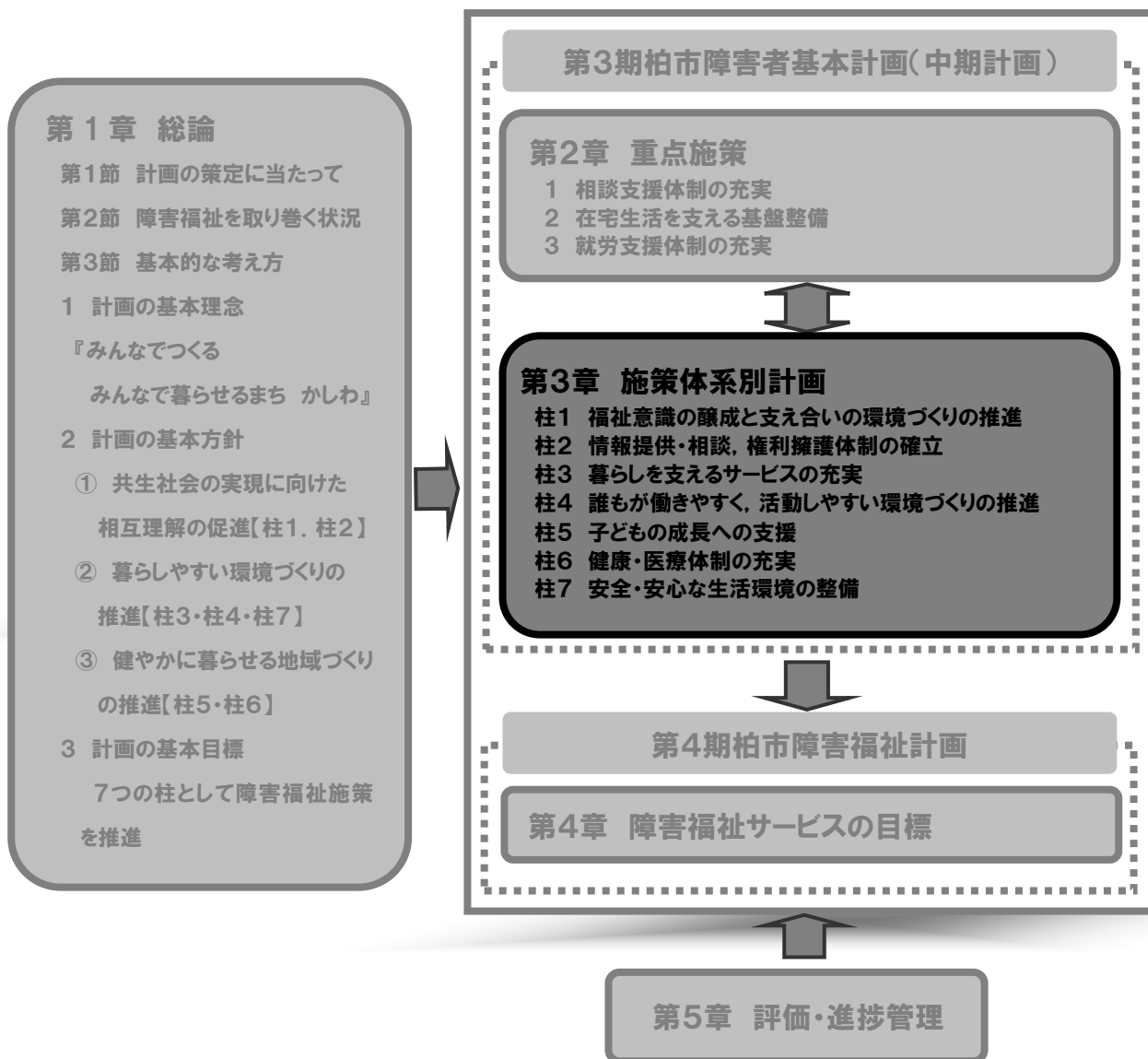


この章では、総論で定める7つの基本目標に基づき、各基本目標の実現に向けた取組内容を記載します。



第3章 施策体系別計画

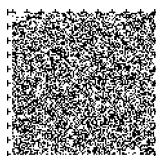
ノーマライゼーションかしわプラン 第3期柏市障害者基本計画（中期計画）・第4期柏市障害福祉計画



■ 施策の体系

本市では、以下の施策体系に基づき施策・事業等を進めます。

大施策	中施策	小施策
柱1 福祉意識の醸成と支え合いの環境づくりの推進	1 啓発・広報活動の充実	①障害への理解を深めるための啓発の充実 ----- ②福祉教育の充実
	2 協働による福祉活動の充実	①ボランティア活動の推進，福祉人材の育成 ----- ②障害関係団体との連携強化
柱2 情報提供・相談，権利擁護体制の確立	1 情報提供・意思疎通支援の充実	①情報提供の充実 ----- ②意思疎通支援の充実
	2 相談支援・ケアマネジメント体制の充実	①相談支援体制の充実 ----- ②ケアマネジメント体制の充実
	3 権利擁護体制の充実	①虐待防止体制の充実 ----- ②権利擁護体制の充実・強化
柱3 暮らしを支えるサービスの充実	1 「居住の場」の拡充	①多様な住まいの確保と居住の支援 ----- ②障害者の地域生活を支える拠点機能の整備
	2 日常生活の支援	①在宅サービスの充実 ----- ②障害者の外出支援の推進 ----- ③緊急時対応サービスやレスパイトの強化
	3 負担軽減への支援	
柱4 誰もが働きやすく，活動しやすい環境づくりの推進	1 就労支援体制の充実	①就労支援の充実 ----- ②就職後の支援の充実 ----- ③多様な就労形態への支援
	2 生涯学習活動の充実	①文化活動・生涯学習活動への参加促進 ----- ②スポーツ・レクリエーション活動への参加促進
柱5 子どもの成長への支援	1 保健・療育等の充実	①障害の早期発見・早期支援 ----- ②保育園・幼稚園等支援の充実
	2 学齢期への支援の充実	①インクルーシブ教育システムの構築 ----- ②放課後等支援の充実
柱6 健康・医療体制の充実	1 健康管理等の支援	
	2 医療・ケア体制の充実	
	3 精神保健の充実	①専門的体制と相談支援の強化 ----- ②精神疾患や精神保健に関する普及啓発
柱7 安全・安心な生活環境の整備	1 安全対策（防災，防犯等）の推進	
	2 福祉のまちづくり	①バリアフリー化等の推進 ----- ②公共交通の利便性の確保



柱 1

福祉意識の醸成と支え合いの環境づくりの推進

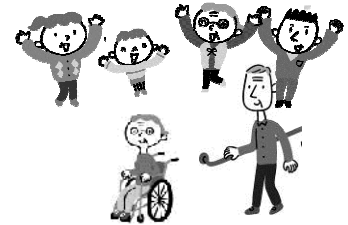
基本方針

障害者が地域で、差別を受けることなく安心して暮らせる「ノーマライゼーション社会」を実現していくためには、周囲にいる市民の“理解”が不可欠で、市民一人ひとりの意識づくりが必要です。そのため、障害理解を深めるための啓発、広報活動や福祉教育の充実を図っていきます。

また、ボランティア活動、障害者団体の活動の推進や障害関係団体との連携を強化するなど協働による福祉活動の充実を図り、ともに支え合う環境づくりを進めます。

1 啓発・広報活動の充実

- ①障害への理解を深めるための啓発の充実
- ②福祉教育の充実



2 協働による福祉活動の充実

- ①ボランティア活動の推進、福祉人材の育成
- ②障害関係団体との連携強化

～凡例～

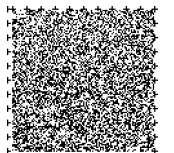
① 事業内容に次の標記がある場合の意味を示します。

新規・・・計画策定年度（平成26年度）以降実施、もしくは実施予定の事業です。

再掲・・・事業が2施策以上にまたがる場合、2つ目以降の記載を意味します。

② 関連事業欄の部署名の頭に記載する○文字の意味を示します。

- ◎総務部、◎地域づくり推進部、◎市民生活部、◎保健福祉部、◎保健所、◎こども部、◎都市部、◎土木部、◎教育委員会、◎消防局、◎外郭団体



1 啓発・広報活動の充実

現状と主な課題

<障害者差別解消と市民理解>

- ◇ 国では、改正障害者基本法において、障害者差別の禁止を定めるとともに、「障害者差別解消法」が成立するなどの法制度の整備が進められています。障害者が地域で、差別を受けることなく安心して暮らすためには市民一人ひとりの意識づくりと“相互理解”が必要です。

すべての取組



千葉県は全国に先がけて「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」を制定しました。

<福祉情報の提供と研修の充実>

- ◇ 市では、啓発冊子の配布や障害者週間にあわせた障害理解を深めるための広報掲載等を実施していますが、ヒアリング調査では、「『広報かしわ』に障害に関する情報を多く掲載するなど、内容の見易さや充実を図る」や「市職員をはじめ、福祉・保健関係者に対する研修を行う」ことへの必要性があげられていることから、今後とも福祉情報の提供の充実、市職員への障害理解に関する研修の充実が必要です。

取組①-1・4

<障害理解を深める講演会、協働事業の実施>

- ◇ 市や柏市社会福祉協議会では、障害への理解を深めるために、障害者地域交流推進事業や障害関係団体との協働事業などを実施しています。

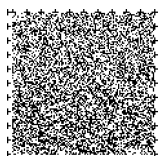
しかしながら、アンケート調査結果からは、知的障害や精神障害で差別や偏見を感じると回答した人が半数以上を占めており、障害に対する理解の浸透に一層の努力が必要です。

取組①-2・3

<子どもから大人まで福祉への理解を深める福祉教育等の充実>

- ◇ 福祉教育では、これまで福祉教育推進校の指定等を通じて、市内小中学校の特色に応じた福祉教育に取り組むなど交流や体験を通じた福祉教育を実施してきましたが、ヒアリング調査では、「障害についての各々の特徴を知る機会を学校教育の中で取り上げる」など、今後より一層の福祉教育の充実の必要性があげられていることから、子どもの頃から福祉への理解を深める取組が必要です。

取組②すべて






施策の目的

- ・市民一人ひとりの障害への意識づくりと相互理解を深めます。
- ・障害者が差別を受けることなく、安心して地域で暮らせるための環境づくりを推進します。

主な取組

① 障害への理解を深めるための啓発の充実

市民の障害福祉への関心を高めるため、さまざまな媒体や手段を効果的に活用し、積極的な啓発活動を展開します。また、市職員や福祉・保健関係者に対しては、障害についての正しい認識・理解が得られるよう、人材育成に取り組みます。

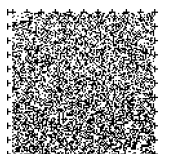
取組1	啓発冊子等の配布・活用	「広報かしわ」で特集 
主な対象	市民	
	広報紙、ホームページ、パンフレットなどにより、福祉情報の提供と理解促進を図ります。	
関連事業	○広報紙、パンフレットなどによる福祉情報の提供 (☑障害福祉課) ○広報紙、ホームページにおける障害啓発情報の提供 (☑障害福祉課) ○災害時障害者支援ハンドブックの配布 新規 (☑障害福祉課) ○地域福祉の情報紙『紙ひこうき』の発行 (☑社会福祉協議会)	


障害って何だろう？

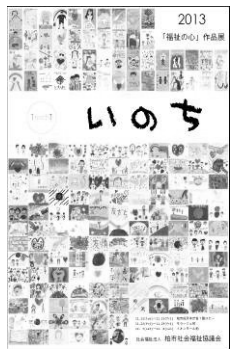
障害と一概に言っても、いろいろな種類があります。障害者と健常者が地域で一緒に暮らしていくために、何よりも大切なのが障害について理解すること。決して「変わっている人・みんなと違う人」ではないのです。

● 主な障害の種類 ●

- ①身体障害…目や耳が不自由、手足の欠損、体が動かしにくい、体の内部機能が弱い
 - ②知的障害…知的な発達に遅れがあり、コミュニケーションが取りにくい
 - ③精神障害…不安を多く持っていたり、人付き合いの時に緊張したりすることがある
- その他の障害として、発達障害、高次脳機能障害、難病があります。



取組2	地域での障害理解の推進	地域での交流を促進
主な対象	<div style="display: flex; gap: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">当事者</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">関係団体</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">市民</div> </div>	
<p>地域における障害者との交流や理解を広げるための講座等を開催します。</p>		
<p>関連事業</p> <p>○障害者地域交流推進事業（講座・イベント）の実施 （㊦社会福祉協議会）</p> <p>○地域出前講座の実施 （㊧障害福祉課, ㊨障害者相談支援室）</p> <p>○バリアフリー交通教室 （㊩交通政策課）</p>		

取組3	障害者理解・啓発イベントの実施	子ども達の作品を通じて、「福祉の心」を広げる作品展
主な対象	<div style="display: flex; gap: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">当事者</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">関係団体</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">市民</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">事業所</div> </div>	
<p>関係団体と協働で障害者理解を促進するイベントを実施します。また、関係団体、事業者が行うイベントを積極的に紹介し、後援します。</p>		
<p>関連事業</p> <p>○「福祉の心」作品展 （㊦社会福祉協議会）</p> <p>○障害関係団体との協働イベントの実施 （㊧障害福祉課）</p>		

障害のあるかたへの手助けを考えてみよう！



障害の程度や部位は人それぞれで、必要に応じた配慮が必要になります。
 何をしていたらいいかわからない…そんなあなたはこんなことから始めてみてください。



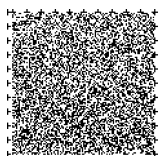
聞こえない、
聞こえにくいかたには…


補聴器を使ったり、人の口の動きを見たりしているので、ゆっくりと話すようにしましょう。また、マスクをしていると口の動きが見えないので、注意が必要です。そのほか、文字・手話・絵図などを有効に活用することでコミュニケーションがより深まります。



見えない、
見えにくいかたには…

盲導犬と一緒に歩いているときは犬に声をかけないこと、点字ブロック上に自転車など行く手をさえぎるものを置かないようにしましょう。そのほか、音声による情報伝達・状況説明や、避難誘導などに介助者が必要なときがあります。



取組4	市職員の障害者理解の促進	保健福祉部勉強会
主な対象	市職員	
市職員の障害への理解を深めることを目的とした研修を実施します。		
関連事業		
○保健福祉部門職員研修 (㊦福祉政策課) ○市職員，教職員向け障害者差別解消研修 新規 (㊦障害福祉課)		

地域の力！

★光ヶ丘地区社会福祉協議会で協働の取り組みを行っています！

光ヶ丘地区社会福祉協議会とかしわ障害者をむすぶ会と一緒に，平成19年から「光ヶ丘地域ふれあい祭り」を開催しています。

催しは，障害者事業所の紹介パネルの展示や疑似体験コーナー，自主製品や食べ物の販売など。

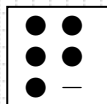
毎年，多くの方々が参加されて大盛況です。



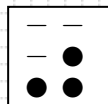
一口メモ

★知っていますか？

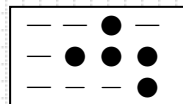
日本の点字を完成させ，普及に尽力した人物が柏にゆかりのあるかただと知っていますか？日本点字の父といわれる石川倉次さん（1895-1944）は，手賀西小学校の前身である「鷺野谷小学校」で教壇に立っていたそうです。



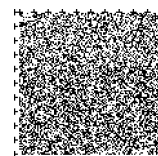
て



ん





じ




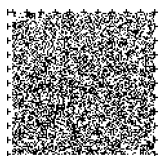
② 福祉教育の充実

子どもから大人まで福祉への理解を深めていけるよう、交流や体験を通じた福祉教育の充実を促進します。

取組 1	学校、地域の場における福祉教育の充実	学校での福祉体験学習 
主な対象	児童生徒	
福祉施設への訪問、障害者との交流、ボランティア体験など、地域ぐるみで市内小・中・高等学校の特色に応じた福祉教育を充実します。		
関連事業	○福祉教育指定校、福祉教育推進指定団体への支援 (㊦指導課, ㊦地域支援課, ㊦社会福祉協議会) ○各学校における福祉教育の実施 (㊦各学校)	

取組 2	体験を通じた障害理解の推進	柏の夏ボラのススメ 
主な対象	市民	
体験を通して障害理解を深めていきます。		
関連事業	○福祉体験への支援 (㊦社会福祉協議会) ○夏季ボランティア体験(夏ボラ) (㊦社会福祉協議会) ○夏休み体験教室 (㊦社会福祉協議会) ○釜のめしキャンプ (㊦子育て支援課)	

取組 3	生涯学習における福祉教育の充実	市民講座 
主な対象	市民	
公民館による市民講座等のメニューの一つとして、障害者福祉等に関する市民向けの講演会等を開催します。		
関連事業	○市民講座等における講演会の開催 (㊦公民館)	



進行管理対象事業

今後の取組に関連する事業のうち、優先的に進める取組等具体的に目標水準を定め、計画の進行管理を行う対象事業の指標を設定します。

●障害への理解を深めるイベントの開催件数（市後援を含む）（障害福祉課）

障害団体と協働で障害者理解を促進するイベントを開催します。また、関係団体、事業者が実施するイベントを積極的に紹介し、後援します。

現状	平成 25 年度	目標	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	20件		23件	24件	25件

指標の説明

障害への理解を深める取組の充実度を計る指標です。

●障害者地域交流推進事業の実施地区数（社会福祉協議会）

社会福祉協議会の登録団体や福祉施設・関係団体等と連携し、地域単位で講座等を開催し、障害理解の促進に取り組みます。

現状	平成 25 年度	目標	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	4地区		5地区	10地区	15地区

指標の説明

地域での障害への理解を深める取組の充実度を計る指標です。

●夏季ボランティア体験者数（社会福祉協議会）

小学生から大学生までを対象に夏休みを利用した体験学習を実施します。

現状	平成 25 年度	目標	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	333人		450人	500人	550人

指標の説明

福祉意識の醸成を図る福祉教育の充実度を計る指標です。

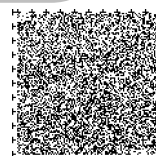
障害者理解・啓発イベント

平成 26 年 1 月に柏市心身障害者福祉連絡協議会（柏障連）*と協働して「生命のこ
とづけ」～死亡率2倍 障害のある人たちの3.11～の上映会を開催しました。

当日は、大勢のかたが参加され、障害者を理解するよい機会となりました。



柏市心身障害者福祉連絡協議会（柏障連）とは、柏市手をつなぐ育成会、柏市肢体不自由児（者）を育てる会、柏市視覚障害者協会、柏市聴覚障害者協会、精神障害者家族会よつば会、柏市自閉症協会の6団体が集まった連合組織のことです。



2 協働による福祉活動の充実

現状と主な課題

<地域の支え合い、福祉人材の育成>

- ◇ アンケート調査では、今後、障害者福祉に関する取組を充実するために力を入れる必要のあることとして、「ボランティア・NPO・当事者団体などの育成や活動への支援」が知的・重複障害で3割から4割となっています。障害者が地域生活を続けていくうえで、保健・医療・福祉サービスの担い手とともに、ボランティアやNPOによる支えも不可欠です。

取組①-1



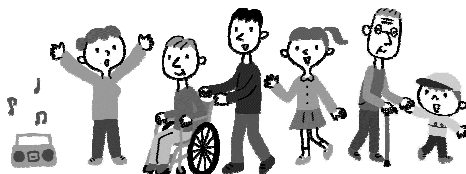
ボランティアセンターへ登録してみました!

<障害者団体等との連携と地域交流>

- ◇ 障害の有無にかかわらず、地域に暮らす誰もが自分らしく自立した生活を送るためには、地域の中でお互いに交流し、支え合っていくことが重要です。

また、障害者が社会参加を進める際や自分の意見を社会に向けて発信していく時にはお互いの立場や考えがわかり合える団体の存在が貴重で、障害者団体との連携を強化する必要があります。

取組②-1・3

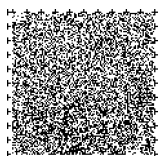


<地域交流の場の創出>

- ◇ 社会福祉協議会では、「地域健康福祉活動計画」に基づき、地区単位での懇談や行事等を通して、障害者団体と地域住民が関わるなど、相互の交流を図る機会を作っています。

しかしながら、アンケート調査では、18歳未満の精神障害を除く、身体・知的・重複障害で地域での活動に「ほとんど参加しない」が6割を超えており、参加していない理由として、「身近なところがない」、「情報がない」、「仲間がない」、「興味ある活動がない」などの回答が上位を占めており、障害者が地域に積極的に参加するための工夫・努力が、当事者と周囲の双方に求められています。

取組②-2



施策の目的



- ・ボランティアの担い手を育成することで、市民の福祉への理解を深め、福祉活動への参加を促進します。
- ・障害者や障害者団体の地域における理解と交流を促進し、「心のバリアフリー」の実現を図ります。

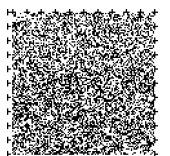
主な取組

① ボランティア活動の推進、福祉人材の育成

障害の有無にかかわらず、地域に暮らす誰もが自分らしく自立した生活を送るためには、地域の中でお互いに交流し、支え合っていくことが重要です。さまざまなボランティア講座を通じて障害があってもかけがえのない存在であることを認め、障害者に対して分け隔てなく接することができる人を増やしていきます。

また、地域の中で交流する場をつくることで、障害者の社会参加を促進します。

取組 1	障害者支援ボランティアの担い手の育成	ボランティア講座
主な対象	市民 当事者 関係団体	
障害者を支援するボランティア育成のための各種講習会を実施するとともに、講習会修了者に活動への積極的な参加を働きかけ、ボランティアの担い手を確保します。		
関連事業	○障害者支援ボランティア講座の開催 (☎障害福祉課, ☎保健予防課, ☎社会福祉協議会)	




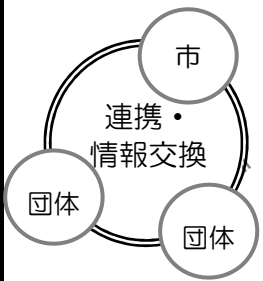
② 障害関係団体との連携強化

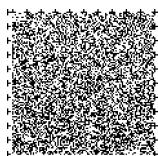
障害者団体の自主的な活動が円滑に行われ、団体から積極的に情報発信していけるよう実施事業に対する財政的な支援を継続していきます。

また、障害者、障害者団体が地域において参加・交流できる機会を設けていきます。

取組 1	障害者団体への支援	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 障害者福祉関係 団体事業活動 補助金 </div> 補助対象事業 1 広報・啓発事業 2 教育・療育事業 3 防災関係事業 4 社会参加促進事業
主な対象	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">当事者</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">関係 団体</div> </div>	
<p>市は、障害者団体による障害福祉の普及啓発事業、社会参加促進事業等を対象に事業費に係る補助をします。また、社会福祉協議会では、福祉意識の啓発や地域福祉の活動を実践する非営利団体に助成します。また、周囲に理解されにくい高次脳機能障害についての普及啓発を実施します。</p>		
関連事業 ○障害者団体への支援 (☎障害福祉課) ○当事者団体・福祉団体活動助成 (☎社会福祉協議会) ○地域課題解決活動助成 (☎社会福祉協議会) ○高次脳機能障害への支援 (☎障害福祉就労支援センター)		

取組 2	障害者団体の交流促進	
主な対象	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">当事者</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">関係 団体</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">市民</div> </div>	
<p>障害者団体やボランティア団体、地域が交流できる場づくりに取り組みます。</p>		
関連事業 ○障害者団体間交流等への支援・コーディネート (☎社会福祉協議会)		

取組 3	障害者団体との情報交換・連携強化	各障害者団体との 連携強化・情報交換 
主な対象	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">当事者</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">関係 団体</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">事業所</div> </div>	
<p>柏市中心身障害者福祉連絡協議会、かしわ障害者をむすぶ会、柏市障害関係施設連絡会等との懇談会等を開催し、各団体と市とで情報交換を行います。</p>		
○障害者団体とのネットワークの形成 (☎障害福祉課, ☎障害者相談支援室) ○障害者団体連絡会運営支援事業 (☎障害福祉課, ☎障害者相談支援室)		



進行管理対象事業

今後の取組に関連する事業のうち、優先的に進める取組等具体的に目標水準を定め、計画の進行管理を行う対象事業の指標を設定します。

●ボランティア登録数（社会福祉協議会）

ボランティア活動に従事する人材を育成します。

現 状	平成 25 年度	目 標	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	3,405人		3,550人	3,700人	3,850人

指標の説明

ボランティア活動に従事する人材育成の充実度を計る指標です。

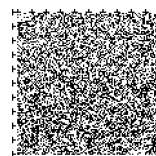
高次脳機能障害とは？

外見から判断しにくい高次脳機能障害は、当事者自身も障害に気付いていない場合があります。事故や病気の後、「以前と違う」と周囲が気づき、理解を深めていくことが大切です。

○このような症状がみられることがあります

- 1 **記憶障害**（予定や約束を忘れる、新しいことが覚えられないなど）
- 2 **注意障害**（物事に集中できない、複数のことを同時に進行できないなど）
- 3 **遂行機能障害**（自分から何かを始めることができない、優先順位がつけられないなど）
- 4 **行動と情緒の障害**（やる気がでない、感情のコントロールが難しいなど）
- 5 **失語症**（言葉が出てこない、相手の話が理解できないなど）など

高次脳機能障害地域支援センターや当事者、家族などの活動への支援を通じて障害への理解促進を図り、高次脳機能障害者の自立と社会参加を支援します。



手話・要約筆記ボランティアの育成

手話・要約筆記ボランティアを育成するため、手話・要約筆記講習会を開催しています。

毎年多くのかたが参加し、講習会が行われています。講習会を終了したかたの中からボランティアサークルに入り、活動するかたもいます。



精神保健福祉のボランティア育成

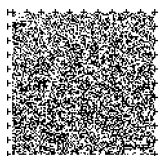
精神障害者が地域で生活していくなかで、共に活動し、寄り添い、思いを共存するボランティアの養成や、現在活動中のボランティアへの支援を目的に、精神保健福祉ボランティア育成事業を実施しています。

【ボランティア育成の主な流れ】（保健予防課）

ボランティア講座（養成講座）



ボランティア活動へ



柱 2

情報提供・相談，権利擁護体制の確立

基本方針

障害者が一市民として地域で暮らし，社会参加していくためには，必要な情報を受けられるようさまざまな配慮が必要です。そのため，広報やホームページなどの情報伝達媒体を積極的に活用し，情報提供を行うとともに，意思疎通支援の充実など，情報保障に向けた取組を強化します。

また，生活上のさまざまな相談や福祉サービスの利用に関する相談など，身近な場所で気軽に相談でき，問題の解決が図れるよう相談支援・ケアマネジメント体制の充実を図っていきます。

さらに，障害者虐待の防止や早期発見に向けた相談体制の充実，意思決定が困難な障害のあるかたへの成年後見制度の利用促進など，障害者の権利擁護体制の充実・強化を図ります。

1 情報提供・意思疎通支援の充実

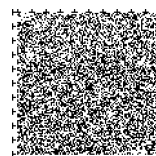
- ① 情報提供の充実
- ② 意思疎通支援の充実

2 相談支援・ケアマネジメント体制の充実

- ① 相談支援体制の充実
- ② ケアマネジメント体制の充実

3 権利擁護体制の充実

- ① 虐待防止体制の充実
- ② 権利擁護体制の充実・強化



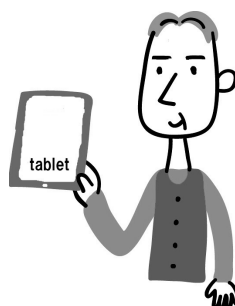
1 情報提供・意思疎通支援の充実

現状と主な課題

<情報伝達の多様化への対応>

- ◇ 情報伝達の方法としては、主に「障害福祉のしおり」や「ホームページ」により行っています。しかし、スマートフォン等の普及により迅速でわかりやすい情報の提供が求められています。

そのため、今後も引き続き、あらゆる障害に対応した適切な情報伝達を検討する必要があります。



取組①すべて

<合理的配慮への取組>

- ◇ 団体ヒアリングでは、講演会等の講座やイベント、選挙時における聴覚障害者への対応、情報保障を求める声があげられており、障害者の社会参加の必要要件としても情報提供手段の拡充が必要不可欠です。

そのため、「障害者基本法」の改正を踏まえ、合理的配慮に関する議論を深めつつ、障害者の尊厳が損なわれることのない社会や障害者の意思疎通のための手段が確保される社会を目指すことが重要です。

取組②すべて

<意思疎通支援の充実>

- ◇ 障害者総合支援法の施行により地域社会の共生の実現に向けて、意思疎通支援の強化が図られました。本市では、手話通訳者・要約筆記者の派遣や窓口への手話通訳者の設置を行うとともに、平成26年度からは、千葉県と千葉市、船橋市と協力し、盲ろう者向けに通訳・介助員の派遣事業を行っています。

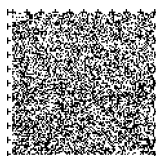
地域社会の共生と合理的配慮の観点から、意思疎通支援の強化を図る必要があります。

取組②すべて

施策の目的



- ・ 障害者に対して、適切な情報伝達を図ります。
- ・ 障害者の意思疎通支援の充実を図ります。




主な取組

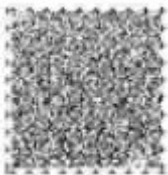
① 情報提供の充実

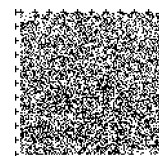
紙媒体，インターネット，電話・ファックスなど多様な情報媒体を通じて積極的に情報提供を行います。

また，社会福祉協議会をはじめ社会福祉法人，NPO法人など，サービス提供事業者が多様化していることに伴い，これらの団体と連携を密にし，適切な情報受発信に努めます。

さらに，差別解消法の合理的配慮の理念に基づき，障害者に配慮した情報伝達を推進します。

取組 1	情報提供の充実	各種障害福祉サービスの情報を提供 
主な対象	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">当事者</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">関係団体</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">市民</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">事業所</div> </div>	
<p>障害者やその家族に迅速にわかりやすく，正確な情報を提供します。また，フェイスブックやツイッターなどを活用し，双方向の情報受発信となるよう努めていきます。</p>		
<p>関連事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○『障害福祉のしおり』の発行 (㊟障害福祉課) ○団体・施設，事業所一覧の配布 新規 (㊟障害福祉課) ○広報紙・インターネット等による多様な情報受発信 (㊟障害福祉課，㊟障害者相談支援室，㊟秘書広報課) ○地域福祉の情報紙『紙ひこうき』の発行 再掲 (㊟社会福祉協議会) ○柏市地域支援センターあいネット広報紙『「じんけん」ぽん』の発行 (㊟生活支援課) 		

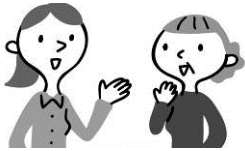
取組 2	障害に配慮した情報提供の充実	音声コード
主な対象	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">当事者</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">市民</div> </div>	 約 800 文字のテキストデータを記録可能
<p>『広報かしわ』では障害者に配慮した紙面構成を目指すとともに，ホームページでも障害者に向けて迅速でわかりやすい情報を発信するウェブアクセシビリティに配慮したページづくりを行います。また，音声コード付きの刊行物など障害に配慮した情報発信ルートを確認するとともに，専門的情報提供に従事する人材育成を図ります。</p>		
<p>関連事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○障害者にも見やすい広報紙づくり (㊟秘書広報課) ○障害者も情報の得やすいホームページづくり (㊟秘書広報課) ○音声コードの活用 (㊟障害福祉課) ○点字広報・声の広報の発行 (㊟障害福祉課) ○点訳奉仕員，朗読奉仕員養成講座の開催 (㊟障害福祉課) 		




② 意思疎通支援の充実

障害者の日常生活におけるスムーズなコミュニケーションのために、手話通訳者・要約筆記者の派遣などの意思疎通支援を推進します。

また、意思疎通支援に携わる人材の育成を充実させます。

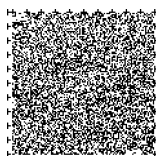
取組 1	意思疎通支援事業の推進	<p>手話</p> 
主な対象	当事者 市民	
	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため意思の疎通を図ることに支障がある人に手話通訳者、要約筆記者の派遣等を行い、意思疎通の支援を行います。	
関連事業	<ul style="list-style-type: none"> ○手話通訳者・要約筆記者の派遣 (㊦障害福祉課) ○盲ろう者向け通訳・介助員の派遣新規 (㊦障害福祉課) ○窓口への手話通訳者の設置 (㊦障害福祉課) ○重度 ALS 患者入院時コミュニケーション支援事業 (㊦障害者相談支援室) 	

取組 2	意思疎通支援従事者の養成	<p>要約筆記</p> 
主な対象	市民	
	養成講座を開催し、意思疎通支援に従事する人材を養成します。	
関連事業	<ul style="list-style-type: none"> ○手話奉仕員養成講座の開催 (㊦障害福祉課) ○手話通訳者・要約筆記者養成講座の開催 (㊦障害福祉課) ○盲ろう者向け通訳・介助員養成研修の開催新規 (㊦障害福祉課) 	

用語説明

★重度ALS患者入院時コミュニケーション支援事業

市では、ALS（筋萎縮性側索硬化症患者）のかたが入院した場合に、意思疎通の支援に熟達した支援員が、利用者と医療従事者とが円滑にコミュニケーションを行うことができるよう仲介役となることを支援しています。



進行管理対象事業

今後の取組に関連する事業のうち、優先的に進める取組等具体的に目標水準を定め、計画の進行管理を行う対象事業の指標を設定します。

●意思疎通支援事業利用者数（障害福祉課）

日常生活におけるスムーズなコミュニケーションのため、意思疎通支援事業を利用する聴覚障害者を増やしていきます。

現 状	平成 25 年度	目 標	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	103人		105人	107人	110人

指標の説明

意思疎通支援事業の充実度を計る指標です。

手話通訳者を配置しています

障害福祉課の窓口で手話通訳者を配置しています。他部署で行う手続にも同行します。また、円滑な意思の疎通が図れるよう、手話通訳者・要約筆記者を派遣しています。



この看板が目印です。



一口メモ

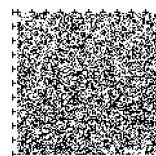
★こんなマーク、みたことありますか？

聴覚障害のあるかたは自動車に「聴覚障害者マーク（緑色の地に黄色の蝶）」を、肢体不自由のあるかたは自動車に「身体障害者マーク（青色の地に白色の四葉のクローバー）」を付けていますので、配慮した運転を心がけましょう。

聴覚障害者マーク



身体障害者マーク



2 相談支援・ケアマネジメント体制の充実

現状と主な課題

<身近な相談窓口>

- ◇ アンケート調査では、相談先として、「友人・知人」や「病院」との回答が多く、また、18歳未満では「学校の先生」、知的障害、重複障害では「通所・入所先の施設職員」との回答があげられており、比較的身近な専門職に相談している傾向が強く、相談を専門に扱う機関に相談している割合が少ない状況にあります。

このことから、気軽で身近な相談窓口であり、「総合的」、「専門性」、「一貫した支援」などの対応が可能となるよう、各相談機関の周知や相談機関同士の連携が必要となっています。

取組①すべて

<多様な相談ニーズに対応可能な相談窓口>

- ◇ 近年、障害者からの相談は、内容が多様化し、件数も増加しています。障害者総合支援法など法改正により、福祉サービスの対象となる障害が身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害、難病と広がる中で、さまざまな障害に関する相談支援に対応できる専門性が行政、民間事業者ともに求められています。

また、引きこもりのかたへの支援など、本人やその家族の状況から、ただちに障害福祉サービスなどを利用することが難しく、それに向けて、又はそれとは別に時間をかけて相談・支援をするケースもあるなど、多様な相談支援のニーズに対応できる相談窓口が必要とされています。

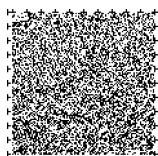
取組①すべて、②-1

<相談従事者の質の向上>

- ◇ 平成24年度から「計画相談支援」、「障害児相談支援」が始まり、障害福祉サービスや地域相談支援、障害児通所支援を利用しているかたに対して、より適切なサービス利用を支援するため、サービス利用の過程を支援するケアマネジメントの手法が制度化されたことにより、市町村から指定された指定相談支援事業所に所属し、実際にケアマネジメントに従事する相談支援専門員のスキルアップを図ることが必要です。

ケアマネジメントやその他の相談支援の従事者が民間事業者を中心に増加する中で、従事者や事業所の研修やネットワークの構築と、その基幹となる行政職員の専門性の向上など、相談支援の質を高める取組が必要です。

取組②すべて



施策の目的




- ・相談の内容や相談者のニーズに応じて、適切な助言や支援ができるように、行政における専門性を向上させるとともに、民間事業者の専門性を活用しながら、地域で身近な相談窓口を確保します。
- ・福祉サービスを必要とするかたが適切なサービスの利用ができるように相談支援専門員による支援を行います。
- ・相談支援従事者の質を高める取組やネットワークを構築する取組を進め、その基幹となる役割を行政が中心となって担っていきます。

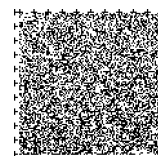
主な取組

① 相談支援体制の充実

基幹相談支援センター（障害者相談支援室）に精神保健福祉士，社会福祉士，保健師等の専門職を配置し，多様な相談に対応するとともに，民間事業者の専門性を活用しながら，地域で身近な相談窓口を確保するために，相談支援事業を委託する事業所（委託相談支援事業所）の増加を図ります。

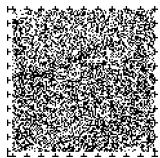
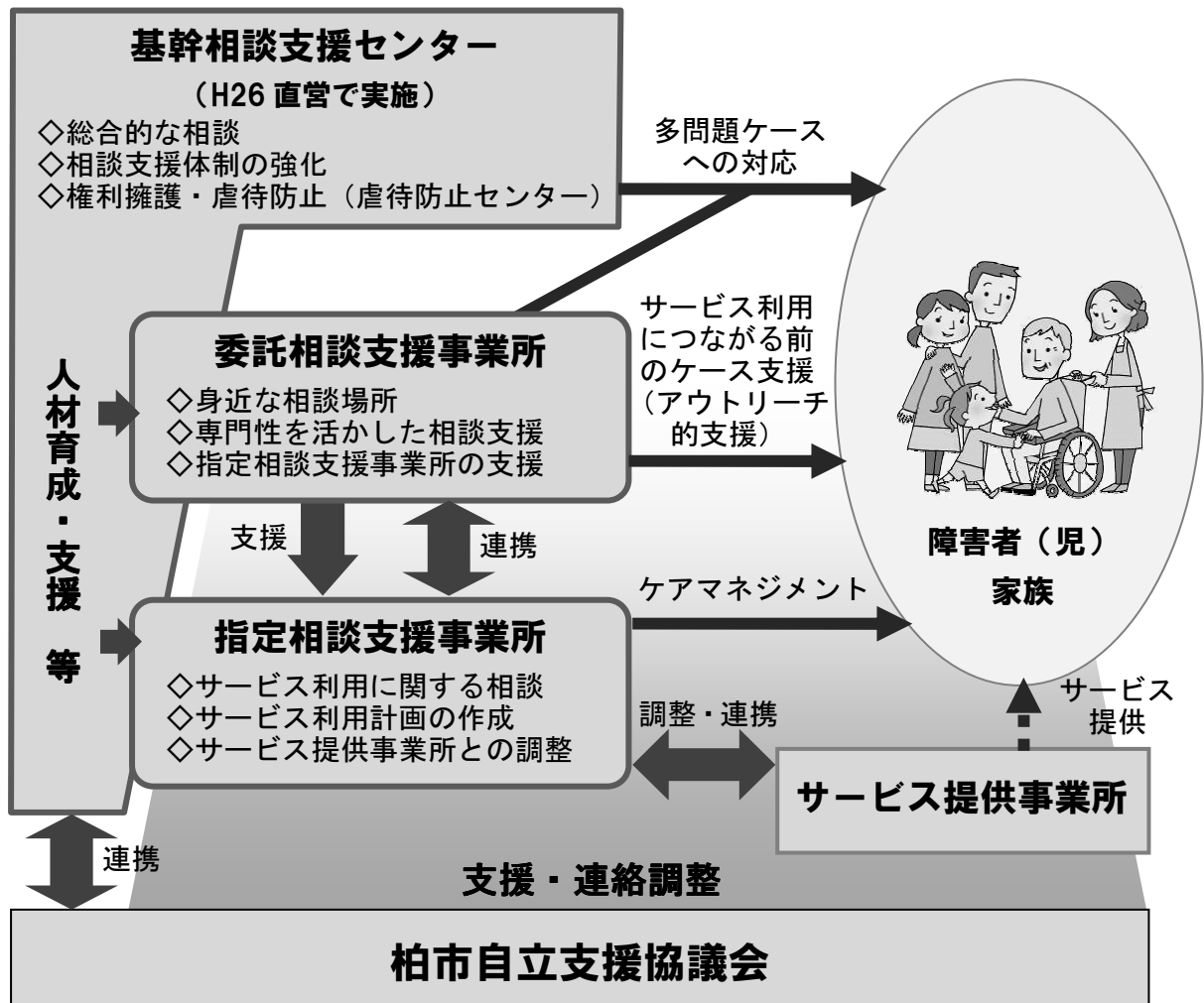
質の高い相談支援を提供するために，相談支援従事者の質を高める取組やネットワークを構築する取組を基幹相談支援センターが中心となって担い，柏市自立支援協議会を活用した相談支援従事者に対する研修を実施し，ネットワークの構築に努めます。

取組 1	障害者相談支援体制の強化	多様な相談に対応
主な対象	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">当事者</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">関係団体</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">市民</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">事業所</div> </div>	 <p>平成26年度新設</p>
<p>基幹相談支援センター（障害者相談支援室）を中心に，委託相談支援事業所，指定相談支援事業所と連携を図ることにより，多様な相談に対応し，安心して相談サービスを利用できる環境づくりに取り組みます。</p>		
関連事業	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者相談支援事業 (㊦障害者相談支援室) ○地域生活支援センターにおける総合相談支援 (㊦生活支援課) ○総合相談事業・心配事相談事業 (㊦社会福祉協議会) ○地域活動拠点事業 (㊦社会福祉協議会) ○児童に関する相談 (㊦こども福祉課, ㊦こども発達センター) ○難病相談支援事業 (㊦保健予防課) 	



取組2	専門的体制の強化
主な対象	市職員 事業所
相談者の課題に的確に対応できるよう、相談支援に必要な専門知識や技術を有する人材の確保・育成に取り組むことにより、相談支援体制の質の向上に努めます。	
関連事業	
○相談支援専門員向け研修会の開催	(☎障害者相談支援室)
○自立支援協議会相談支援部会や相談支援連絡会の開催	(☎障害者相談支援室)

基幹相談支援センターと相談支援事業所

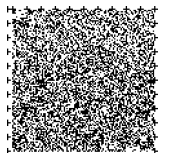


② ケアマネジメント体制の充実

ケアマネジメントに従事する相談支援事業者（指定相談支援事業所）や相談支援専門員の増加を図るとともに、研修などを通じて人材の養成・確保を図ります。

取組 1	相談からサービスにつなげるケアマネジメントの充実	ケアマネジメントの流れ
主な対象	市職員 事業所	
<p>相談からサービス利用まで一人ひとりの障害特性に合わせ一貫して適切な支援が行えるよう、関係機関が連携するとともに、適切な人材育成を推進することにより、地域のケアマネジメント体制の充実を図ります。</p>		
関連事業	<p>○ケアマネジメント制度の普及啓発（☑障害者相談支援室）</p> <p>○障害者支援施策や精神科に入所・入院している人が地域での生活に移行するための相談や支援を行う地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の実施（☑障害者相談支援室）</p> <p>○障害福祉サービス等の利用計画の作成（計画相談支援・障害児相談支援）の実施（☑障害者相談支援室）</p>	

取組 2	ケアマネジメントの質の向上	情報共有体制
主な対象	市職員 事業所	
<p>ケアマネジメントに従事する相談支援専門員を対象に障害者相談支援連絡会を開催し、制度に関すること、多問題ケース等について検討を行い、情報の共有化と支援従事者の資質の向上を図り、関係機関の連携を強化します。</p>		
関連事業	<p>○「障害者相談支援連絡会」の開催（☑障害者相談支援室）</p> <p>○「相談支援専門員」の育成（☑障害者相談支援室）</p>	



進行管理対象事業

今後の取組に関連する事業のうち、優先的に進める取組等具体的に目標水準を定め、計画の進行管理を行う対象事業の指標を設定します。

●委託相談支援事業所の委託箇所数（障害者相談支援室）

委託相談支援事業所との連携により、安心して相談サービスを受けられる相談支援体制の充実を図ります。

現状	平成 25 年度	目 標	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	4 事業所		5 事業所	6 事業所	7 事業所

指標の説明

障害者相談支援事業の取組の充実度を計る指標です。

●指定相談支援事業所の増加数（障害福祉課）

相談からサービス利用まで一人ひとりの障害特性に合わせ一貫して適切な支援が行えるようケアマネジメント体制の充実を図ります。

現状	平成 25 年度	目 標	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	20 事業所		26 事業所	28 事業所	30 事業所

指標の説明

障害者ケアマネジメント体制の整備の充実度を計る指標です。

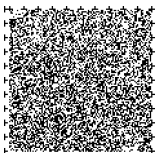
●相談支援専門員の登録数（障害福祉課）

相談支援専門員の育成を図り、質と量の両面からケアマネジメント体制の充実を図ります。

現状	平成 25 年度	目 標	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	54 人		60 人	70 人	75 人

指標の説明

障害者ケアマネジメント体制の整備、人材育成の充実度を計る指標です。



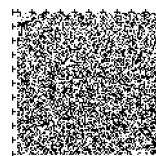
★柏市自立支援協議会の役割

- 1 障害者の相談支援体制の構築(サービス等利用計画等の質の向上)と地域のネットワークの強化を図ります。
- 2 地域の障害福祉にかかるシステムづくりに関して、中核的な役割を果たします。
- 3 個別の相談支援を通じて明らかになった地域の課題を共有し、社会資源の開発、地域のサービス基盤の整備を推進します。
- 4 柏市障害福祉計画策定に対し、意見を反映させていきます。
- 5 地域における障害者虐待防止等のためのネットワークを強化します。

基幹相談支援センターを設置しました

平成 26 年度から障害に係る相談業務の中核となる基幹相談支援センターとしての役割を担う、障害者相談支援室を設置しました。

気軽に相談できる体制づくりと相談支援員の人材育成、困難ケースの対応、障害者虐待の防止等に取り組みます。



3 権利擁護体制の充実

現状と主な課題

<条約批准と権利擁護体制の強化>

- ◇ 「障害者基本法」の改正により、障害者は権利の主体であることや、社会の側が「必要かつ合理的な配慮」を考えていかなければならないことが明確化されています。

また、国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成 25 年 6 月に「障害者差別解消法」が制定され、その結果、平成 26 年 2 月に同条約を批准しました。

今後は、条約や関係法に基づき障害者の権利擁護体制の強化を図っていく必要があります。



すべての取組

<虐待防止の取組強化>

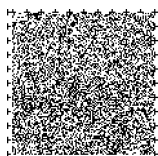
- ◇ 平成 25 年に県内の施設で利用者が死亡するという事件が発生しました。このことを受け、虐待に関する研修会を定期的で開催するとともに、より実践に即した研修内容への見直しを図り、虐待防止の取組を強化することが重要です。

取組①すべて

<権利擁護制度の普及・啓発>

- ◇ アンケートの自由回答において、親亡き後の生活の場を心配する声が多くあがっていることから、親の高齢化や地域生活移行に伴い地域で生活する障害者が増えることが予想されるため、日常生活自立支援事業や成年後見制度の普及啓発を図る必要があります。

取組②すべて



施策の目的




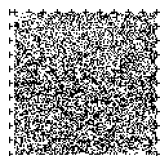
- ・ 障害者への虐待を早期発見し、未然に防止します。
- ・ 障害者が安心して地域で生活できるよう権利擁護体制を強化します。


主な取組

① 虐待防止体制の充実

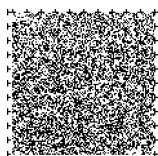
障害者虐待防止センターを中心に関係機関と連携を密にし、虐待の防止・早期発見を図ります。

取組 1	虐待の相談体制の充実						障害者虐待防止センター  平成 24 年 10 月 1 日開設
主な対象	当事者	使用者	養護者	事業所	市民	関係団体	
障害者虐待防止センターを中心に関係機関が連携を図り、虐待相談・通報の受付、問題解決を図ります。また、相談事例のデータベース化を図り、個々の事例に対して迅速、かつきめ細やかに対応します。							
関連事業							
○ 自立支援協議会権利擁護部会の開催 (☎障害者相談支援室) ○ 緊急保護時医療費等助成金 (☎障害者相談支援室) ○ 要保護児童対策地域協議会の開催 (☎こども福祉課) ○ 高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会の開催 (☎福祉活動推進課)							



取組2	虐待防止に関する研修等の強化	虐待防止勉強会 
主な対象	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">当事者</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">使用者</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">養護者</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">事業所</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">市民</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">関係団体</div> </div>	
虐待防止に関する啓発，研修を積極的に実施し，虐待を起こさない体制を強化します。		
関連事業		
○虐待防止に関する勉強会の実施 (☎障害者相談支援室) ○広報紙やホームページによる啓発，周知 (☎障害者相談支援室)		


取組3	障害福祉サービス事業者に対する監査体制の強化
主な対象	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">当事者</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">事業所</div> </div>
障害福祉サービス事業者に対する実地指導において，事業所職員及び利用者に対し虐待の状況及び権利擁護意識の聞き取りを実施します。	
関連事業	
○障害福祉サービス事業者に対する実地指導 新規 (☎障害福祉課)	




② 権利擁護体制の充実・強化

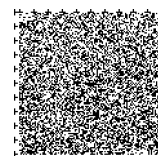
自己の判断のみによる意思決定が困難であり、成年後見制度の利用が必要な障害者に対して、手続方法等の情報を提供するなど必要な支援を行うとともに、成年後見人等の報酬に対する助成を行い、より利用しやすい環境を作ります。

体制の充実・強化にあたっては、かしわ成年後見センターを運営する社会福祉協議会への支援や連携を図り、社会福祉協議会の独自事業である「日常生活自立支援事業」など自己選択や金銭管理等を支援する事業との役割分担を図ります。

取組 1	成年後見制度利用支援事業の推進	かしわ成年後見センター 
主な対象	<div style="display: flex; gap: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">当事者</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">市民</div> </div>	
自己の判断のみによる意思決定が困難であり、成年後見制度の利用が必要と認められる知的障害者・精神障害者等を対象に、制度についての情報提供や手続に関する支援、申立費用や後見人への報酬助成などを実施します。		
関連事業		
○かしわ成年後見センター事業 (㊤社会福祉協議会) ○成年後見制度利用支援事業 (㊤障害者相談支援室)		

取組 2	日常生活自立支援事業の利用促進	受付窓口 
主な対象	<div style="display: flex; gap: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">当事者</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">市民</div> </div>	
判断能力が十分でないために適切な福祉サービスを受け入れられない人のサービス利用、金銭の管理などに関するさまざまな相談や支援を手助けする事業を行います。		
関連事業		
○日常生活自立支援事業 (㊤社会福祉協議会)		

取組 3	市民後見人の育成
主な対象	<div style="display: flex; gap: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">当事者</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">市民</div> </div>
市民後見人として活動する市民を育成します。	
関連事業	
○市民後見人養成講座 (㊤障害者相談支援室, ㊤福祉活動推進課, ㊤社会福祉協議会)	



進行管理対象事業

今後の取組に関連する事業のうち、優先的に進める取組等具体的に目標水準を定め、計画の進行管理を行う対象事業の指標を設定します。

●虐待防止に関する勉強会の開催回数（障害者相談支援室）

自立支援協議会の権利擁護部会等を通じて、虐待防止に関する勉強会を開催するなど、虐待防止体制の質の向上を図ります。

現状	平成 25 年度	目標	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	1 回		3 回	3 回	3 回

指標の説明

虐待防止の周知・啓発の取組の充実度を計る指標です。

障害者虐待とは？

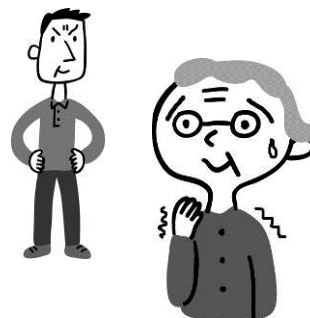
障害者虐待防止センター

平成 24 年 10 月に設置され、障害者虐待の相談・支援、研修啓発活動等を行っています。

見逃していませんか？SOSのサイン

●こんな様子が見られたら虐待の可能性があります！

- 顔や腕などにあざができています
- ひどくお腹が空いている様子である
- 急におびえたり、怖がったりする
- 怒鳴り声やひどい泣き声が聞こえてくる
- お金を使っている様子がみられない など



おかしいと思ったら、障害者虐待防止センターへ連絡を！

*通報は匿名でも構いません。連絡先 04-7168-1041（直通）

障害者虐待防止法の基本知識

どんな法律？

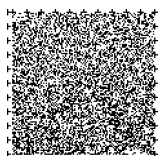
障害者の権利を守るための法律

いつできたの？

平成 24 年 10 月

虐待とは？

- ◎身体的虐待（暴力や体罰）
- ◎心理的虐待（悪口や差別的扱い）
- ◎性的虐待（わいせつな行為）
- ◎放棄・放任（世話をしない）
- ◎経済的虐待（勝手に人のお金を使う、必要なお金を渡さない）



柱 3

暮らしを支えるサービスの充実

基本方針

障害者が地域で暮らすためには、居住の場としてのグループホームの充実や地域移行支援及び地域定着支援、自立支援訓練事業等の推進により入所等から地域生活への移行を進めていく必要があります。

また、在宅福祉を支えるホームヘルパーによる在宅介護、通所施設による日中活動支援や負担軽減への支援を図るとともに、家族の病気などにより、急に家族の介護が受けられなくなったときに支援ができるように、短期入所などのレスパイト支援を総合的に展開し、それぞれのニーズに合わせた地域生活の支援をします。

さらに、障害者の地域生活支援の機能を強化するため、地域生活支援拠点等の整備を図っていきます。

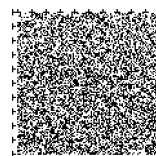
1 「居住の場」の拡充

- ①多様な住まいの確保と居住の支援
- ②障害者の地域生活を支える拠点機能の整備

2 日常生活の支援

- ①在宅サービスの充実
- ②障害者の外出支援の推進
- ③緊急時対応サービスやレスパイトの強化

3 負担軽減への支援



1 「居住の場」の拡充

現状と主な課題

<地域で生活するための居住支援等>

◇ 施設から地域生活への移行の考え方が広がる中、居住サービスは、入所施設利用者が漸減する一方で、年々グループホームの利用者が増加しています。

アンケート調査やヒアリング調査においては、今後利用したいサービスや市で不足しているサービスとしてグループホームをあげる回答が多くなっています。運営する事業者・団体へ支援することで、多様な実施主体を確保するなど、居住の場の整備は引き続き重要な課題となります。

また、障害者の地域生活を支援するための居住支援と地域支援の一体的な機能を持った地域生活拠点の整備を進めていく必要があります。

取組①-1, ②-1

<施設入所への支援>

◇ 国が障害者の地域移行を進める中、アンケート調査では重度障害者から施設に入所することを希望する回答が多くなっています。本人や家族の意向を踏まえつつ、居住の場を決めていくことが重要です。

また、今後必要となる施設の整備は計画的に行う必要があります。

取組①-2

<自宅を暮らしやすい場に改善>

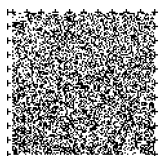
◇ アンケート調査では、将来の暮らし方の希望として「自宅で家族と暮らしたい」がどの障害でも最も多くなっていることから、居住の場を確保する観点から、自宅を暮らしやすい環境へ改善することも必要です。

取組①-3

施策の目的



- ・ 障害者の地域生活を支える居住の場の提供や拠点機能を整備します。
- ・ 真に施設入所が必要な障害者の施設利用の継続等を支援します。
- ・ 障害者の自立を支える施設を運営する事業者や、入居者を支援していきます。




主な取組


① 多様な住まいの確保と居住の支援

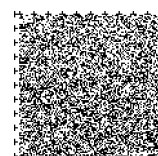
障害者の地域生活を支えるため、利用者のニーズに応じた多様な住まいの場として、グループホームなどの運営や拡充のための支援を行います。

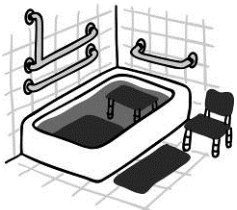
また、重度障害者等の地域における自立を支える機能の充実を図ります。

さらに、居住環境の改善に際して住宅改修の助成を行います。

取組1	グループホームなどへの支援		
主な対象	当事者	事業所	
<p>障害者の自立生活の支援・促進のため、生活拠点であるグループホーム等の設置を支援します。また、障害者のグループホームへの入居支援を継続的に行います。</p>			
<p>関連事業</p>			
<p>○共同生活援助（グループホーム）サービスの実施 <small>（☎障害福祉課, ☎障害者相談支援室）</small></p> <p>○グループホーム家賃補助事業 <small>（☎障害者相談支援室）</small></p> <p>○グループホーム運営費補助 <small>（☎障害者相談支援室）</small></p> <p>○障害福祉サービス施設等改造等補助 再掲 <small>（☎障害福祉課）</small></p>			

取組2	重度障害者等の施設入所への支援		
主な対象	当事者	事業所	
<p>真に入所が必要な重度障害者などに対して、「施設入所支援」事業の利用を通じて、広域的に施設と連携を深めながら入所の支援を行います。また、地域の実情や利用者ニーズ、事業者の意向等を踏まえ、関係機関と協議し、必要な施設の整備を進めます。</p>			
<p>関連事業</p>			
<p>○施設入所支援（夜間ケア等）の実施 <small>（☎障害者相談支援室）</small></p> <p>○障害者が安心して暮らせる施設の整備 <small>（☎障害福祉課）</small></p>			



取組3	自宅など居住環境の改善への支援	
主な対象	当事者	
<p>日常生活を営むうえで著しく支障のある人が住環境の改善を行う場合に、居宅生活動作補助具の購入費及び改修費の一部又は全部を助成します。また、身体障害者が安心して在宅生活を送ることができるよう、住宅の居室・浴室・トイレ・玄関・階段などの改修にかかる費用を助成します。</p>		
<p>関連事業</p> <p>○居宅生活動作補助用具費の助成 (㊤障害者相談支援室) ○住宅改修費の助成 (㊤障害者相談支援室)</p>		

② 障害者の地域生活を支える拠点機能の整備

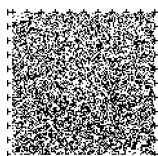
障害者の地域生活を支援するための居住支援と地域支援(相談・体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応等)の一体的な機能を持った地域生活支援拠点を新規又は既存の入所施設やグループホームの活用など、幅広くモデルを検討し整備します。

取組1	拠点機能の整備	地域生活支援拠点
主な対象	当事者 事業所 家族	<p>「居住支援機能」と「地域支援機能」を併せ持つ拠点で、平成29年度までに1か所以上整備します。</p>
<p>居住支援と地域支援の一体的な機能を持った地域生活支援拠点を整備し、障害者が地域で安心して暮らせるための支援を実施します。</p>		
<p>関連事業</p> <p>○地域生活支援拠点事業新規 (㊤障害福祉課, ㊤障害者相談支援室)</p>		

進行管理対象事業

今後の取組に関連する事業のうち、優先的に進める取組等具体的に目標水準を定め、計画の進行管理を行う対象事業の指標を設定します。

●グループホームの定員数(障害福祉課)					
共同生活援助(グループホーム)の整備を促進するとともに、その利用の促進を図り、施設入所から自立した地域生活への移行を図ります。					
現	平成25年度	目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
状	定員170人	標	定員204人	定員221人	定員238人
指標の説明					
障害者の地域生活への移行に向けた支援の取組の充実度を計る指標です。					



●住宅改造費の助成件数（障害者相談支援室）

重度の身体障害のある人に対する住宅改造費の助成などにより、自宅での生活支援の充実を図ります。

現 状	平成 25 年度	目 標	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	2件		6件	6件	6件

指標の説明

障害者の自宅での生活への支援の充実度を計る指標です。

住環境の整備

① 増尾台ウィズホーム（平成 25 年 5 月開設）

重度の身体・知的の重複障害のあるかたが、親の高齢化などに伴う介護の問題や将来の不安を解消するため、自立して専門的なケアを受けながら共同生活する場です。



② WITH US（平成 26 年 4 月開設）

行動面で特別な配慮や専門的なケアが必要な行動障害を含むすべての自閉症のかたや知的障害のかたを対象とした都市型グループホームです。日中活動の支援、相談事業、短期入所なども実施します。



③ 東葛医療福祉センター光陽園

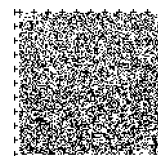
（平成26年4月開設）

県や東葛6市の協力のもと、東葛地区初の重症心身障害者（児）施設として開設しました。医療型障害児入所施設、療養介護事業所及び障害福祉サービス事業（短期入所）の指定を受け、一体的な運営が行われています。



④ ぶるーむの森（平成26年5月開設）

自宅で生活したい障害者（児）を支援するため、常に介護を必要とする重度の障害者（児）の居宅介護事業等を実施しています。市内でも数少ない吸痰等ができるホームヘルパーが数多く従事しています。



2 日常生活の支援

現状と主な課題

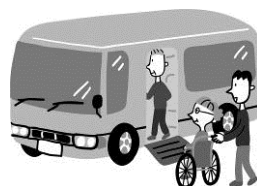
<在宅生活を支えるサービスの充実>

- ◇ アンケート調査では、現在の暮らしている場所として「自宅」が大半を占め、また、将来の暮らし方の希望としては「自宅で家族と暮らしたい」がどの障害でも最も多くなっています。そのため、障害者ができる限り自宅又は住み慣れた地域で、これからも生活を送り続けることができるよう、ホームヘルプなど在宅での生活を支援するサービスを充実させていくことが課題となっています。

取組①すべて

<障害者の外出を支えるサービスの充実>

- ◇ アンケート調査では、いずれの障害でも日常生活での介護を必要としており、外出時の支援も高い割合で必要とされています。障害があってもない人と同じように外出し、日常生活を楽しむため、外出に係るさまざまな支援を充実させる必要があります。



取組②すべて

<家族介護者の負担軽減策の充実>

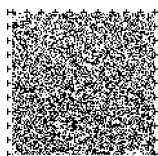
- ◇ 障害者が在宅生活を送るにあたっては、家族の介護があることが大きな力となります。しかし、家族でも常時介護できる状態にあるとは限らず、また、介護を続けることによる身体的・精神的な負担をケアすることが、長く介護し続けるにあたっては不可欠となります。アンケート調査の自由記述やヒアリング調査において、緊急時に預けられるショートステイの充実を求める声があがっており、家族介護者のレスパイトや負担軽減の観点から、一時的に預けられるサービスを充実させることが課題となります。

取組③すべて

施策の目的




- ・居宅介護、重度訪問介護などの在宅サービスを充実させます。
- ・障害者が外出しやすいよう、移動支援を充実させます。
- ・在宅で暮らす障害者の緊急時の対応を充実させます。




主な取組

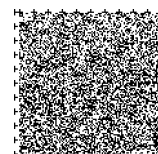
① 在宅サービスの充実

障害者が、住み慣れた地域で自分らしく安心して生活を送ることができるよう、主に居宅において提供されるサービスの充実を図るとともに、日常活動の場の確保と、そこで提供される各種サービスの充実を図ります。

取組 1	ホームヘルプサービスの充実	
主な対象	<div style="display: flex; gap: 5px;"> <div style="background-color: #ccc; padding: 2px;">当事者</div> <div style="background-color: #ccc; padding: 2px;">事業所</div> </div>	
<p>「居宅介護」、「重度訪問介護」などの各サービスが的確に提供されて障害者が安心して自立生活を送れるよう、事業者の参入の促進に努めるとともに事業者に対する適切な指導を行いサービスの質の確保・向上を図ります。</p>		
<p>関連事業</p> <p>○居宅介護 (☎障害福祉課, ☎障害者相談支援室) ○重度訪問介護 (☎障害福祉課, ☎障害者相談支援室)</p>		


取組 2	多様な日中活動サービスの提供	
主な対象	<div style="display: flex; gap: 5px;"> <div style="background-color: #ccc; padding: 2px;">当事者</div> <div style="background-color: #ccc; padding: 2px;">事業所</div> </div>	
<p>日中活動系サービスの充実を図り、障害者に対する日中活動の場の支援を推進します。</p>		
<p>関連事業</p> <p>○生活介護 (☎障害福祉課, ☎障害者相談支援室) ○療養介護 (☎障害福祉課, ☎障害者相談支援室) ○自立訓練（機能訓練・生活訓練） (☎障害福祉課, ☎障害者相談支援室)</p>		

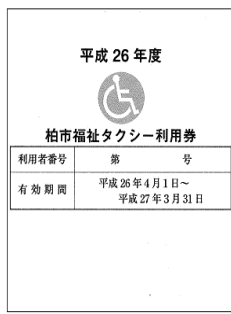
取組 3	多機能施設への支援	<p>制度のあらまし</p> <p>○対象事業施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービス事業施設 ・放課後等デイサービス事業施設 ・福祉型児童発達支援センター <p>○補助金額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新築 500万円 ・施設改造 250万円
主な対象	<div style="background-color: #ccc; padding: 2px;">事業所</div>	
<p>利用者のニーズに沿ってサービス事業を複合的に展開していけるよう、生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援などの日中活動系のサービスについて複数のサービスを組み合わせて提供する「多機能型」施設の整備を支援します。</p>		
<p>関連事業</p> <p>○障害福祉サービス施設等改造等補助 (☎障害福祉課)</p>		



② 障害者の外出支援の推進

障害者の外出に必要な支援を充実させるとともに、その生活に必要な移動の手段として、福祉タクシー利用券の交付、自家用自動車燃料費の助成、施設通所交通費助成、送迎サービス等の支援を行います。

取組 1	「外出介護（移動支援）」等事業の推進	
主な対象	<div style="display: flex; gap: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">当事者</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">事業所</div> </div>	
屋外での移動が困難な障害者の社会生活上必要な外出や、余暇活動等の社会参加としての外出の際に、移動を支援します。		
関連事業	<ul style="list-style-type: none"> ○外出介護（移動支援事業）（☎障害福祉課、☎障害者相談支援室） ○同行援護（☎障害福祉課、☎障害者相談支援室） ○行動援護（☎障害福祉課、☎障害者相談支援室） ○送迎サービス『こらくだくん』の実施（☎社会福祉協議会） ○福祉有償運送団体への支援（☎社会福祉協議会） 	

取組 2	外出に関連する負担軽減策	福祉タクシー利用券
主な対象	<div style="display: flex; gap: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">当事者</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">家族</div> </div>	
身体障害者の社会参加を促進するために、負担の軽減を図ります。		
関連事業	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉タクシー料金助成事業（☎障害福祉課） ○自家用自動車燃料費助成事業（☎障害福祉課） ○施設通所交通費助成事業（☎障害者相談支援室） ○自動車運転免許取得・改造費助成事業（☎障害福祉課） 	

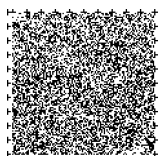
障害者の外出支援のための主な助成

■福祉タクシー料金助成事業

タクシー乗車 1 回につき初乗料金分を助成する福祉タクシー利用券を交付します。


■自家用自動車燃料費助成事業

障害者又はその同一世帯の家族が、障害者のために自動車を使用する場合に燃料費を助成します。

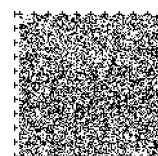


③ 緊急時対応サービスやレスパイトの強化

家族介護者の精神的、身体的負担感を軽減するため、短期入所や日中一時支援、在宅一時介護委託料助成、地域生活支援拠点の設置など、緊急時対応サービスやレスパイト対応の基盤整備・強化に取り組みます。

取組 1	緊急時対応サービスやレスパイトの強化	
主な対象	<div style="display: flex; gap: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">当事者</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">事業所</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">家族</div> </div>	
	<p>家族介護者の病気・出産・事故等によって、一時的に障害者の介護ができなくなったときに、その介護を委託した際の費用を助成します。</p>	
関連事業		
	<p>○短期入所（宿泊を伴う入所施設等での見守り）の整備 <small>（☎障害福祉課，☎障害者相談支援室）</small></p> <p>○日中一時支援（宿泊を伴わない見守り）の実施 <small>（☎障害福祉課，☎障害者相談支援室）</small></p> <p>○在宅一時介護委託料助成 <small>（☎障害者相談支援室）</small></p>	

取組 2	拠点機能の整備	地域生活支援拠点
主な対象	<div style="display: flex; gap: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">当事者</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">事業所</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">家族</div> </div>	<p>「居住支援機能」と「地域支援機能」を併せ持つ拠点で、平成29年度までに1か所以上整備します。</p>
	<p>居住支援と地域支援の一体的な機能を持った地域生活支援拠点を整備し、障害者が地域で安心して暮らせるための支援を実施します。</p>	
関連事業		
	<p>○地域生活支援拠点事業 再掲 <small>（☎障害福祉課，☎障害者相談支援室）</small></p>	



3 負担軽減への支援

現状と主な課題

<効果的な手当の支給>

◇ アンケート調査では、障害者が地域で自立して暮らすための条件として「働く場」の次に「生活費の保障」が多くなっており、障害者本人やその世帯の自立を助長するための負担軽減への支援の必要性がうかがえます。

しかし、障害者の誰もが働けるとは限らないため、障害年金や国の手当等により一定水準の生活費を保障する必要があります。市では、年金等を補完するため、柏市福祉手当を継続して支給することが求められており、制度を持続可能にするためにも所得に応じた給付のあり方について検討する必要があります。

取組 1・2

施策の目的

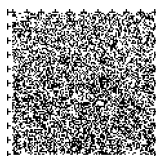


- ・障害者の自立した生活を送るための一助となるよう、福祉手当を継続して支給します。

主な取組

障害者本人やその世帯の経済的な負担を軽減するため、「福祉手当」の支給を継続するとともに、地域生活支援事業の利用に対する市独自の負担軽減策を継続します。

取組 1	「柏市福祉手当」の支給	
主な対象	当事者	家族
原則として重度障害者（知的障害者は中度まで）に支給している「柏市福祉手当」の支給を継続するとともに、家庭の経済状況に応じた見直しも併せて検討していきます。		
関連事業		
○柏市福祉手当の支給		(☎障害福祉課)
○特別障害者手当，障害児福祉手当，特別児童扶養手当等の支給		(☎障害福祉課)



取組2	市独自の負担軽減策の継続
主な対象	当事者 家族
国の負担軽減策に加え、地域生活支援事業に対する市独自の軽減策についても、介護給付費の負担軽減策の動向をみながら継続していきます。	
関連事業	
○補装具費及び地域生活支援事業の自己負担金に対する負担軽減策の継続 (☎障害者相談支援室)	

いろいろな国の手当

◇特別障害者手当

20歳以上で、精神・知的又は身体に著しく重度の障害が2つ以上あるため日常生活で特別な介護を常に必要とするかた、又は同程度以上のかたに支給される手当です。

◇障害児福祉手当

20歳未満で、精神・知的又は身体に重度の障害があるため日常生活での介護を常に必要とするかたに支給される手当です。

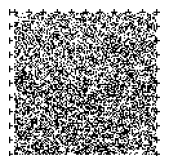
◇特別児童扶養手当

下記の障害のある20歳未満の児童を家庭で養育しているかたに支給される手当です。

1級：身体障害者手帳1級，2級，3級の一部，療育手帳㊦の1，
㊦の2，㊦，Aの1，Aの2に相当

2級：身体障害者手帳3級，4級の一部，療育手帳B程度に相当

※精神障害，内部疾患など常時介護を必要とするかたも対象となる場合があります。

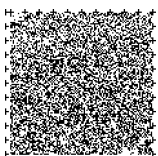


柏市福祉手当

◇柏市福祉手当

下表に定める障害がある場合、本人もしくは本人を扶養しているかたに支給される手当です。

区 分	程 度
寝たきり身体障害者	身体障害者手帳 1・2 級の交付を受けたかたで、居宅においてねたきりの症状が概ね 6 か月以上続いており、介添えがなければ日常生活において、自用を満たすことが著しく困難な 65 歳未満の身体障害者。※介護保険の給付を受けていないかた
在宅重度知的障害者	重度以上と判定された在宅の知的障害者 ※介護保険の給付を受けていないかた
その他成人	身体障害者手帳 1・2 級の交付を受けたかた、又は中度以上と判定された知的障害者で、上記以外のかた
児童の重度	身体障害者手帳 1・2 級の交付を受けたかた、又は重度以上と判定された知的障害児（20 歳未満）
児童の中度	身体障害者手帳 3・4 級の交付を受けたかた、又は中度と判定された知的障害児（20 歳未満）
精神障害者	精神障害者保健福祉手帳 1 級のかた



柱4

誰もが働きやすく、活動しやすい環境づくりの推進

基本方針

障害者が自立し、地域で元気にその人らしく生き生きと生活していくためには、その人に合った仕事に就けるための調整機能や仕事を側面から支援する仕組みが必要です。そのため、柏市障害福祉就労支援センター（ハートフルワーク柏）とハローワークや就労支援機関が連携して就労支援を進めるとともに、安定した雇用の継続のため、就職後の相談等の支援体制を充実させていきます。

また、福祉的就労の場の充実や障害福祉事業所の生産活動の支援・強化を進めるなど多様な就労形態への支援をしていきます。

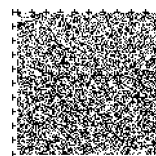
それとともに、余暇・文芸活動やスポーツ活動等の日中活動を支援することにより、障害者の社会参加を促進していきます。

1 就労支援体制の充実

- ①就労支援の充実
- ②就職後の支援の充実
- ③多様な就労形態への支援

2 生涯学習活動の充実

- ①文化活動・生涯学習活動への参加促進
- ②スポーツ・レクリエーション活動への参加促進



1 就労支援体制の充実

現状と主な課題

<障害者雇用促進法の改正>

- ◇ 障害者の雇用促進を図るための「障害者雇用促進法」が改正され、法定雇用率が上げられました。行政や企業による障害者の雇用を促進していく必要があります。



行政は 2.3%
企業は 2.0%
に定められています。



取組①すべて

<就労支援の充実>

- ◇ 就労を目指す障害者が、身近なところで相談できたり訓練を受けたりできる支援体制を整えることが重要です。そのために、就労支援機関が連携を図り、個々のニーズにあった支援を進めていく必要があります。

取組①②すべて

<就職後の支援の充実>

- ◇ 就職はしたものの、仕事や人間関係などで悩んだりすることがあります。そのような時に気軽に相談できる場所があれば、安心して就労できます。

そのため、就職した後も障害者が安心して働き続けられるように、就労支援機関の連携や定着に向けた相談支援体制の構築が求められています。



取組①②すべて

<多様な就労形態の支援>

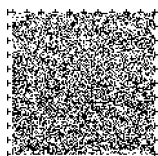
- ◇ 企業就労はできなくとも働く喜びを得るために「福祉的就労の場の充実」が求められています。そのため、就労継続支援事業推進や生産活動の充実を図るための支援が必要です。

取組③すべて

<障害者優先調達推進法の施行>

- ◇ 障害者優先調達推進法の施行により、官公庁からの物品や役務等の発注の拡大を図るとともに、障害福祉事業所による新商品の開発や販売力向上等について、支援をしていく必要があります。

取組③-1・2



施策の目的




- ・行政や企業による障害者雇用を進め、障害者雇用率の達成を目指します。
- ・障害者が安心して就労できるよう、関係機関のネットワークを構築し、支援体制の充実を図ります。
- ・福祉的就労の場の充実を図ります。
- ・障害者優先調達推進法を推進します。


主な取組

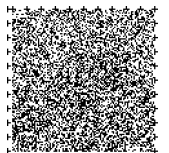
① 就労支援の充実


障害福祉就労支援センターを中心に、就労支援機関の連携強化を進め、就労相談や自立に向けた生活面の相談支援等、支援体制の充実を図ります。自立支援協議会はたらく部会では、人材育成に向けた研修を実施します。


また、障害者雇用の推進のため、企業からの相談窓口の充実や行政によるチャレンジ雇用を進め、障害者の就労を支援します。

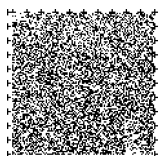
取組 1	相談窓口の充実	就労相談窓口 
主な対象	当事者 家族 事業所 企業	
	一人ひとりのニーズに沿った相談・支援体制の充実を図るため、就労支援機関との連携を図っていきます。	
関連事業	○就労相談事業（㊤障害福祉就労支援センター，㊤障害者相談支援室） ○ハローワークなどとの連携による相談窓口の情報提供 （㊤障害福祉就労支援センター）	

取組 2	障害者就労支援事業の推進	グループワーク 
主な対象	当事者 家族 事業所 企業	
	職業適性の把握や職業訓練の実施、企業とのマッチングにより安心して就労できるように支援します。また、職場体験等の機会を提供し、就労意欲の向上に向けた支援を行います。	
関連事業	○職業能力評価事業，職業準備訓練事業，就職活動支援事業，企業支援事業 （㊤障害福祉就労支援センター） ○障害者の職場体験・実習の場の提供 新規 （㊤社会福祉協議会）	



取組3	行政や企業による障害者雇用の推進・促進	チャレンジド オフィスカしわ 
主な対象	<div style="display: flex; gap: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">当事者</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">市内部</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">企業</div> </div>	
行政における障害者の法定雇用率遵守はもとより、企業による障害者雇用率の達成に向け、就労支援機関と連携して、障害者雇用の働きかけや障害の理解・普及啓発に取り組みます。		
関連事業 ○行政による障害者雇用 (㊦人事課) ○企業による障害者雇用 (㊦障害福祉就労支援センター, ㊦ハローワーク) ○チャレンジドオフィスかしわ (㊦障害福祉就労支援センター)		

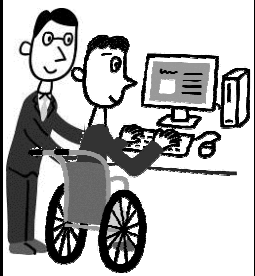
取組4	就労支援の推進	パソコン訓練 
主な対象	<div style="display: flex; gap: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">当事者</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">事業所</div> </div>	
就労支援事業所から企業就労へのステップアップを図るために、支援者向けの研修会を実施するなどにより、利用者や就職者の増加を図ります。		
関連事業 ○人材育成研修の実施 新規 (㊦障害者相談支援室, ㊦障害福祉就労支援センター)		



② 就職後の支援の充実

企業等に就職した障害者が、安心して働けるように、障害者就業・生活支援センター等と連携し、働きながら相談や日常生活上の支援を受けられる体制づくりを進めます。

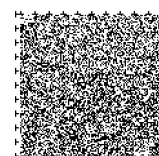
なお、安心して働ける環境をつくるために、市内の就労支援機関の協力を得て、障害者が気軽に相談できる場の確保・充実や障害者雇用を進める企業に対する障害者の理解・普及啓発を推進するなど、障害者と企業の双方向の支援を実施します。

取組1	就職後の支援の充実			
主な対象	当事者	事業所	企業	
就職後も安定して仕事を継続することが可能となるよう支援体制を充実します。				
関連事業				
<ul style="list-style-type: none"> ○相談支援事業の実施 (☉障害福祉就労支援センター, ☉障害者相談支援室) ○ジョブコーチ派遣事業の実施 (☉障害福祉就労支援センター) ○定着支援事業 (☉障害福祉就労支援センター) 				

夜間研修会の実施






市内の施設や医療機関の関係者、企業の担当者が終業後、一堂に集まり、「企業・医療・福祉における“仕事”の捉え方」というテーマで、障害者支援のあり方や仕事に向き合う姿勢等についての研修会を実施しました。

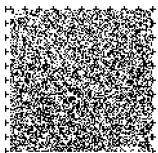



③ 多様な就労形態への支援

障害者が生きがいを持って働いたり社会参加できるように、就労継続支援事業所等への支援をするとともに、障害者就労施設等への物品等の発注について、市役所や企業からの受注拡大に努め、働く障害者の工賃向上を図ります。

取組 1	就労継続支援事業所等への支援	就労継続支援 B型事業所 
主な対象	当事者 事業所	
福祉的就労の場における障害者の工賃アップが図られるよう就労継続支援事業所等と連携を図り、受注業務の拡大や生製品の質の向上、新製品の開発に向けた支援をしていきます。また、障害者の社会参加等を図る地域活動支援センターへの財政的な支援をしていきます。		
関連事業		
○就労継続支援（A型・B型）事業所・地域活動支援センターの支援（㊤障害福祉就労支援センター、㊤障害者相談支援室、㊤障害福祉課）		

取組 2	障害者就労施設等への受注業務の拡大と調整	障害者就労施設で製作された物品  
主な対象	市内部 事業所	
障害者優先調達推進法の推進のため、障害者就労施設等への発注の拡大や役務の提供を図ります。 また、千葉県障害者就労事業振興センターを活用し、障害者就労施設等の支援をしていきます。		
関連事業		
○障害者優先調達方針の策定（㊤障害福祉就労支援センター） ○千葉県障害者就労事業振興センターへの支援（㊤障害福祉就労支援センター）		



取組3	「福祉ショップ」の運営支援	かしわっ葉 喫茶コーナー (教育福祉会館 1階)
主な対象	<div style="display: inline-block; border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">当事者</div> <div style="display: inline-block; border: 1px solid black; padding: 2px;">関係団体</div>	
<p>「福祉ショップ」の管理運営を福祉関係団体等が行うことで、障害者の雇用創出や職業訓練を図ります。併せて、障害者との交流の促進と福祉意識の向上を図ります。</p>		
<p>関連事業</p>		
<p>○福祉ショップの運営支援 (㊦障害福祉課, ㊦福祉活動推進課, ㊦公園管理課, ㊦スポーツ課)</p>		

福祉ショップ等

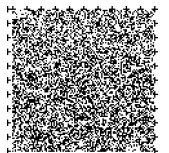


市内には、障害福祉サービス事業所(障害者施設)等が運営する福祉のショップがたくさんあります。販売している商品には次のものがあります。また、イートインスペースがあるところもあります。

■商品例：コースター、クッキー、お弁当、パン、うどん、マドレーヌ、花、ジャム、味噌、押し花、縫製品各種、陶器、カレンダー、名刺等々……



リフレッシュプラザ柏内や
ウェルネス柏内等々……



進行管理対象事業

今後の取組に関連する事業のうち、優先的に進める取組等具体的に目標水準を定め、計画の進行管理を行う対象事業の指標を設定します。

●企業(柏市内)における障害者雇用率 (障害福祉就労支援センター)

働きたいという障害者を積極的に支援し、企業への情報提供や相談を実施し、障害者雇用の推進を図ります。

現 状	平成 25 年度	目 標	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	1.67%		1.75%	1.85%	2.0%

指標の説明

障害者雇用の推進に向けた取組の充実度を計る指標です。

●障害福祉就労支援センターと就労支援機関との連携による就職者数

(障害福祉就労支援センター)

障害福祉就労支援センターと就労支援機関が連携を図ることにより、就職者の拡大を図ります。

現 状	平成 25 年度	目 標	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	13人		15人	17人	20人

指標の説明

障害福祉就労支援センターと就労支援機関との連携による就労支援の充実度を計る指標です。

●庁内における物品の調達実施部署数 (障害福祉就労支援センター)

障害者就労施設等が供給する物品等の需要の増進と優先調達を推進することにより、発注の拡大、利用者の工賃向上などを図ります。

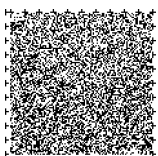
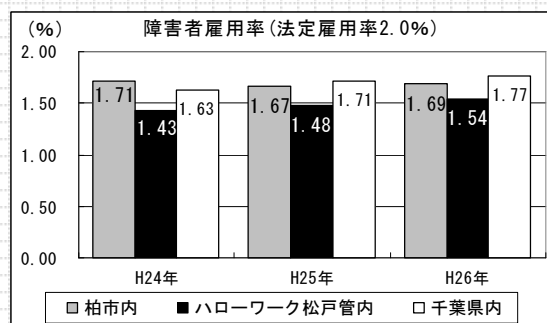
現 状	平成 25 年度	目 標	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	23課		25課	27課	30課

指標の説明

障害者優先調達推進法に基づき、福祉就労の底上げに向けた取組の充実度を計る指標です。



法定雇用率とは
障害者の雇用促進の
ため法律の基準によ
り、企業等に障害者の
雇用を義務付けるもの
です。



タイプに応じた障害者就労支援

◇就労移行支援事業所

一般企業への就労を希望する人に、ビジネスマナーやパソコンの訓練、簡易作業等を通して、就労に必要な知識及び能力の向上に必要な支援を行う事業所。

◇就労継続支援 A 型事業所

一般の企業等に雇用されることが難しい障害者であっても、雇用契約に基づく就労が可能であると判断された者と雇用契約を結び、就労の機会や生産活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練や支援を行う事業所。

◇就労継続支援 B 型事業所

一般の企業等に雇用されることが難しい障害者が、事業所と利用契約を結び、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のための訓練や支援を行う事業所。一般的には、福祉的就労と呼ばれています。

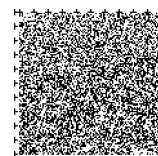
はーとふるメッセ実りの集い



NPO 法人「千葉県障害者就労事業振興センター」主催の幕張メッセでの表彰式や販売会の様子です。

※詳細は、下記のホームページをご覧ください。

<http://www.jusan-kassei.or.jp/index.html>



2 生涯学習活動の充実

現状と主な課題

<障害者の学習活動への支援>

◇ 市では、さまざまな生涯学習講座を開講していますが、障害者の参加は決して多くありません。これは、障害者が気軽に参加できる講座が少ない、あるいは、講座情報が伝わっていないなどの課題があげられます。

このことから、障害者が気軽に参加できる環境の整備と意思疎通支援を行っていく必要があります。

取組①すべて



<幅広い活動の場の創出>

◇ アンケート調査では、今後やってみたい活動として18歳未満の障害児では「スポーツ・レクリエーション活動」が多いほか、知的障害者では「音楽、絵画、工芸などの芸術活動」が多くなっており、障害者の活動への参加意欲を喚起するとともに、参加意欲のある障害者を実際に活動へ結びつけるための取組が課題となります。

また、芸術活動がやりがいにつながるように障害者が製作した作品を紹介する機会を設けていく必要があります。

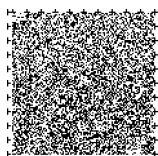
取組②すべて



施策の目的



- ・障害を理由として活動の参加に制限が生じないように、環境に配慮します。
- ・障害者が自主的に芸術文化活動や生涯学習活動、スポーツ活動に参加できるように支援します。



主な取組


① 文化活動・生涯学習活動への参加促進

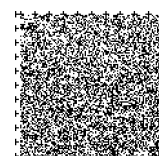
「市民講座」へ障害者が参加しやすくなるよう手話通訳者等の派遣を進めるとともに、バリアフリー化など施設面の整備も推進します。


取組 1	各種講座等への参加や文化施設利用の促進	
主な対象	当事者	関係団体
社会福祉協議会と連携し、手話通訳者の派遣や障害者用駐車スペースの確保、施設のバリアフリー化などにより、市民講座へ障害者が参加しやすくなるよう合理的配慮を実施します。		
関連事業		
○障害のある人が各種講座等に安心して参加できる環境づくり（☎障害福祉課、☎公民館）		

② スポーツ・レクリエーション活動への参加促進

障害者が気軽に参加できるスポーツ、レクリエーションの場を開催するとともに、障害者による自主的な活動を支援します。

取組 1	気軽にスポーツ・レクリエーションに参加できる事業の実施		
主な対象	当事者	関係団体 市民	
誰もが気軽に楽しめるニュースポーツを通して障害のない人と障害者たちとのスポーツ交流などを目的としたイベントを柏市スポーツ推進委員協議会とともに実施します。			
関連事業			
○みんなで楽しむニュースポーツまつり（☎スポーツ課） ○「千葉県障害者スポーツ大会」への参加支援（☎障害福祉就労支援センター）			



取組2	小学校体育の授業サポート	
主な対象	当事者	
<p>小学校の特別支援学級にサポート指導員を派遣し、体育授業の質を高めるため運動指導のスキル向上を図ることで、運動を苦手とする児童について、運動に親しむ気持ちを育てていきます。</p>		
<p>○小学校体育の授業サポート事業 (●指導課)</p>		

みんな運動大好き！

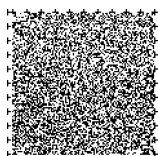
～NPO 法人スマイルクラブの活動から～

スマイルクラブは、平成12年から自閉症児の保護者からの「学校の体育についていけないので教えてほしい」との要望がきっかけで「運動が苦手な子の教室」を開催しています。

初めは柏市内3か所で実施。その後、さまざまな地域から開催要望があり、現在では柏市のほか、松戸市、印西市、船橋市などで25教室を開催しています。

小学校での授業サポートは、平成17年の柏市協働事業提案に応募して採択されたことでスタート。毎年市内の小学校10校で週2日、体育授業の支援をしています。

運動が苦手であっても支援することで、できる喜びを広げていきます。



柱 5

子どもの成長への支援

基本方針

障害のある児童やその疑いのある児童を早期に発見できるよう、未就学児童に対する健診の徹底を図るとともに、対象の児童に対しては適切な療育や福祉事業を受けられるよう、関係機関との連携を強化します。

また、ライフステージが変わる際にも、本人や家族のニーズに対応した教育を受けることができるよう、切れ目のない支援を行い、安心して教育を受け、成長できる環境を整備します。

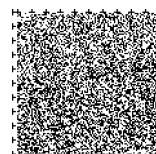
保護者が急用、急病及びレスパイトなどで、障害児を一時的に預けたいときや長期休暇時の預かりのニーズに対応できる環境整備に努めます。

1 保健・療育等の充実

- ①障害の早期発見・早期支援
- ②保育園・幼稚園等支援の充実

2 学齢期への支援の充実

- ①インクルーシブ教育システムの構築
- ②放課後等支援の充実



1 保健・療育等の充実

現状と主な課題

<障害の早期発見・早期支援の充実>

- ◇ 市では、保健所が実施する乳幼児健康診査、未熟児相談、1歳6か月児健康診査事後指導（ひよこルーム）、発達支援相談等の母子保健事業に「こども発達センター」から心理相談員を派遣することにより、支援が必要な児童の早期発見に努めています。

ウェルネス柏内に保健所及び「こども発達センター」が設置されたことにより、相互の連携が図られ、「障害」と確定されない早期の段階から支援が必要な児童への支援が充実してきましたが、適切な支援を適切な頻度で提供するために、センターの支援体制の一層の充実を図るとともに、民間事業者と連携した「障害児等療育支援事業」や保育園・幼稚園支援の充実、さらに障害のある児童の家族を支援する体制の整備など、「こども発達センター」を中心にすえた総合的な支援体制の整備が必要です。

取組①すべて

<児童発達支援の充実>

- ◇ 平成24年度の改正児童福祉法の施行により、障害児の通所支援として、児童発達支援、医療型児童発達支援を実施し、障害児のサービスの充実に努めています。

特に児童発達支援については、利用を希望する児童が多いことから、児童発達支援センターと児童発達支援事業所が協力して受入れ枠の拡大を図っていく必要があります。

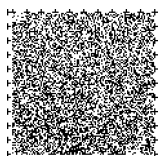
取組①-2

<保育園・幼稚園での支援の充実>

- ◇ こども発達センターへの来所を待つだけでなく、積極的に園に出向いて行う支援が求められていることから、「保育所等訪問支援」と「障害児等療育支援（施設支援）」について、民間事業者との連携、協力のもと、拡充を図っていく必要があります。

また、障害児に対する支援の理解促進と保育園・幼稚園との連携の強化を目的に、「公開療育」や「研修会」等の充実が必要です。

取組②すべて



施策の目的



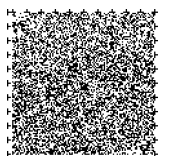
- ・障害のある児童やその疑いのある児童の早期発見とフォロー体制，児童発達支援の充実を図ります。
- ・障害があっても適切な療育支援が受けられ，家族が安心して子育てできる環境を整備します。



主な取組

① 障害の早期発見・早期支援

障害のある児童やその疑いのある児童を早期に発見し，支援につなげていけるよう，乳幼児健康診査をはじめとする母子保健事業を推進するとともに，支援が必要な児童については速やかにこども発達センター等につなげ，センターを中核に適切な支援を提供します。

取組 1	母子保健事業の充実	
主な対象	<div style="display: flex; gap: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">当事者</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">家族</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">市民</div> </div>	
	支援の必要な児童を早期に発見し，母子等の支援につなげていけるよう，こども発達センターとの密接な連携のもと，母親への相談体制や周産期・乳幼児期の母子保健対策を充実させます。	
関連事業		
	<ul style="list-style-type: none"> ○妊婦健診 (Ⓒ地域健康づくり課) ○こんにちは赤ちゃん事業 (Ⓒ地域健康づくり課) ○乳幼児健康診査 (Ⓒ地域健康づくり課，Ⓒこども発達センター) ○未熟児相談 (Ⓒ地域健康づくり課，Ⓒこども発達センター) ○発達支援相談 (Ⓒ地域健康づくり課) ○発達相談 (Ⓒこども発達センター) 	



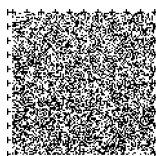
取組2	発達支援の充実	キッズルーム ひまわり
主な対象	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">当事者</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">家族</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">市民</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">事業所</div> </div>	
<p>早期支援の充実に対応するため、こども発達センターにおいては、支援を担当する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理相談員等のスタッフを充実させ、適切な支援が適切な頻度で提供できる職員体制を構築することにより、各種支援の充実を図ります。併せて、保護者、家族向けの支援の充実を図ります。</p> <p>さらに、民間事業者との連携を強化し、利用者の利便性の向上を目指します。</p> <p>児童発達支援を行っている障害児通所支援事業所への支援を推進します。</p>		
<p>関連事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○外来療育相談（集団・個別）支援事業（◎こども発達センター） ○児童発達支援『キッズルームひまわり』運営事業（◎こども発達センター） ○医療型児童発達支援『キッズルームこすもす』運営事業（◎こども発達センター） ○療育支援・コーディネート事業（◎こども発達センター） ○柏市障害児等療育支援委託事業（◎こども発達センター） ○民間の児童発達支援事業に関する支援事業（㊦障害者相談支援室，◎こども発達センター） 		<p>キッズルーム こすもす</p> 

柏市こども発達センター

発育や発達に不安や心配がある段階の相談・支援から、毎日療育が必要な児童への支援まで、児童の状況に応じてさまざまな支援を提供しています。

また、柏市保健所、民間の児童発達支援事業所、幼稚園、保育園、柏市教育研究所等といった関係機関と積極的に連携を図り、発見から支援、さらに就学へと円滑に進んでいけるように、その時々に応じて最適な支援を提案できるよう心がけています。


さらにセンターでは、「柏市障害児等療育支援事業」を市内3か所の民間事業者に委託し、その中で学齢以降の人の相談・支援にも対応しています。



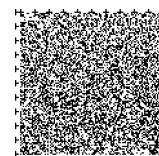
② 保育園・幼稚園等支援の充実

保育園・幼稚園等に在籍する障害児が集団生活への適応促進を図るために、保育所等訪問支援、障害児等療育支援(施設支援)の拡充に努めます。

また、さまざまな機会を利用して、こども発達センターを中心に障害児通所支援事業所と保育園・幼稚園、教育支援機関等との連携強化を図り、就学までのライフステージごとに切れ目のない支援の充実に努めます。

取組1	保育園・幼稚園等の支援の充実	<p>公開療育</p> 
主な対象	<div style="display: flex; gap: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">当事者</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">家族</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">事業所</div> </div>	
<p>主に児童に対して直接支援を行う「保育所等訪問支援」と園の職員に対して支援を行う「障害児等療育支援事業(施設支援)」について、関係機関との連携強化のもと、両事業の長所を活かして使い分けることにより、効率的で実効性の高い支援を行います。</p> <p>市内の保育園・幼稚園等の職員に『キッズルームひまわり』、『キッズルームこすもす』、『外来集団支援』の活動場면을公開し、支援方法等の理解促進に努めるとともに、各園との連携強化を図ります。</p>		
<p>関連事業</p>		
<p>○障害児等療育支援事業(施設支援) (◎こども発達センター)</p> <p>○保育所等訪問支援 (◎こども発達センター)</p> <p>○公開療育・研修会等の開催 (◎こども発達センター)</p>		

取組2	障害の有無に関わらない集団保育の推進
主な対象	<div style="display: flex; gap: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">当事者</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">市民</div> </div>
<p>障害の有無に関わらず集団保育を受けられることができるように、市内保育園と関係する機関の連携強化を促進します。</p>	
<p>関連事業</p>	
<p>○障害の有無に関わらない集団保育の推進 (◎保育運営課)</p>	



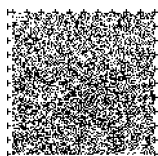
取組3	保育相談の実施
主な対象	当事者 家族 市民
<p>保育園や幼稚園等において保育相談を実施します。また、保育運営課窓口のアシストパートナーが必要に応じて他機関への紹介や情報提供を行います。</p>	
<p>関連事業</p>	
<p>○保育園における保育相談 (◎保育運営課) ○アシストコール・アシストデスク事業 (◎保育運営課)</p>	

取組4	就学時の切れ目のない支援の充実
主な対象	当事者 家族
<p>障害や発達の気になる児童が、誕生から幼児期、学齢期とライフステージを移行する中で、児童の情報を一貫して管理し、引継ぎを円滑にするため「ライフサポートファイル」の活用を促進します。</p> <p>幼稚園・保育園等と小学校との連携が図れるよう幼保小連絡協議会を開催します。</p> <p>また、支援を必要とする児童の情報が確実に小学校等に引き継がれるよう、保護者や園・療育機関等が協力して「就学移行支援計画」を作成します。</p>	
<p>関連事業</p>	
<p>○ライフサポートファイルの活用促進 (◎こども発達センター, ㊦障害者相談支援室) ○就学移行支援計画の作成 (㊦教育研究所) ○幼保小連絡協議会の開催 (㊦教育研究所) ○幼保小連携研究委員会による調査研究 (㊦教育研究所) ○乳幼児保健懇話会の開催 (㊦教育研究所, ◎保育運営課, ㊦地域健康づくり課)</p>	

柏市サポートファイル

障害や発達の気になる児童が、誕生から幼児期、学齢期とライフステージを移行する中で、児童の情報を一貫して管理し、ライフステージごとに出会う支援者に円滑に引き継がれるようにするため、平成25年度からサポートファイルを活用しています。

今後は、関係機関と連携し周知を図り、対象児童を拡大していきます。



進行管理対象事業

今後の取組に関連する事業のうち、優先的に進める取組等具体的に目標水準を定め、計画の進行管理を行う対象事業の指標を設定します。

●こども発達センター利用者数（こども発達センター）

障害の早期発見・早期支援を充実させます。

現 状	平成 25 年度	目 標	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	1, 165人		1, 250人	1, 300人	1, 300人

指標の説明

障害の早期発見システムが機能しているかを計る指標です。

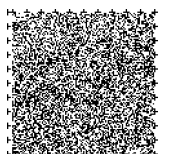
●児童発達支援を行っている市内事業所の定員総数（障害福祉課・こども発達センター）

児童発達支援を行う事業者とその定員総数の増加に努め、早期支援の充実を図ります。

現 状	平成 25 年度	目 標	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	80人		100人	120人	140人

指標の説明

早期支援のための充実度を計る指標です。



2 学齢期への支援の充実

現状と主な課題

<インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組>

- ◇ アンケート調査では、今後力を入れる障害者福祉の取組として、「学校教育の充実」が上位にあげられています。

本人の障害特性に応じた支援・指導や教育等を推進することはもちろんですが、共生社会の形成に向けて「インクルーシブ教育システム」の構築が必要です。本教育システムは、障害のある児童生徒を含むすべての児童生徒に対して、一人ひとりの教育的ニーズにあった適切な教育的支援を行うものです。

また、それを実現するためには、特別支援教育体制の充実や多様な学びの場での教育支援を充実させていく必要があります。

取組①すべて

<一人ひとりの状況に応じた一貫した支援体制の構築>

- ◇ 障害のある子どもには可能な限り、早期から成人にいたるまで、一貫した支援・指導ができるよう、子どもの成長・相談記録等を各関係機関間で共有・活用することが大切です。

入学・進学・進級等ライフステージが変わっても、切れ目のない支援が受けられるよう、引継ぎの資料として「就学移行支援計画」や「個別の教育支援計画」等の作成と活用を行っていますが、さらに連携を強化していく必要があります。

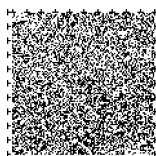
平成 25 年度からは新たに「ライフサポートファイル」が導入されており、福祉・教育の連携による一貫した支援体制の仕組みを構築していく必要があります。

取組①-1

<学齢期の放課後支援の充実>

- ◇ アンケート調査では、障害のある児童向けの支援策として、「放課後等デイサービス」や「短期入所」の利用意向が多くあげられています。また、学校生活で困ることとして、「長期休暇時の対応に困る」が多く、放課後支援など障害の特性や家庭の状況に応じた居場所や預かりサービスの充実が求められています。

取組②すべて



施策の目的



- ・共生社会の形成に向け、インクルーシブ教育システムの構築を目指し、特別支援教育を推進していきます。
- ・放課後時など、障害児の特性や家庭の状況に応じた居場所や預かりサービスを提供します。

主な取組

① インクルーシブ教育システムの構築


共生社会の形成に向けて、インクルーシブ教育システムの構築を進めます。


障害のある児童生徒がその能力や可能性を最大限に伸ばして、将来自立し、社会参加することができるよう、特別支援教育の充実に努めます。


取組 1	福祉・教育連携による支援体制の構築
主な対象	当事者 家族
<p>入学・進学・進級等で、就学先やライフステージ、環境が変わっても、適切な支援や指導が継続して受けられるよう、「ライフサポートファイル」、「就学移行支援計画」、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」等を活用し、福祉・教育の連携による一貫した支援体制の構築を目指します。</p>	
<p>関連事業</p> <p>○就学相談 (☉教育研究所) ○柏市障害児等療育支援委託事業 再掲 (◎こども発達センター)</p>	

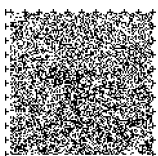
取組 2	多様な学びの場の整備と学校間連携等の推進
主な対象	当事者 教職員
<p>障害のある児童生徒に対して、自立と社会参加を見据え、適切な支援・指導ができるよう教育支援員を配置したりするなどして、特別支援学級や通級指導教室の整備に努めます。特別支援学校と連携を密にし、専門的な支援・指導の充実に努めます。</p> <p>特別支援学校に在籍している児童生徒が、地域の学校で学ぶ機会（居住地校交流）等を通し、交流及び共同学習の推進を図ります。</p>	
<p>関連事業</p> <p>○多様な学びの場の整備 (☉教育研究所) ○教育支援員の配置 (☉教育研究所) ○交流及び共同学習の推進事業 (☉各学校、特別支援学校)</p>	



取組3	障害に配慮した教育環境の整備	バリアフリー化 
主な対象	当事者 教職員	
<p>一人ひとりの障害の状態や教育的ニーズに応じて、学校施設のバリアフリー化や授業への電子機器の導入等、障害に配慮した教育環境の整備に努めます。</p> <p>また、より多くの児童生徒にとって学びやすい環境となるようユニバーサルデザインの視点を取り入れた環境整備や授業づくりを推進します。</p> <p>特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制の整備・充実を図ります。</p>		
関連事業 ○障害に配慮した教育環境の整備 (☎学校施設課, ☎教育研究所) ○校内支援体制の整備 (☎教育研究所)		

取組4	教職員の専門性の向上	教職員の研修 
主な対象	教職員	
<p>インクルーシブ教育システムの構築に向けて、すべての教職員に対し、特別支援教育に関する研修を実施するとともに、特別支援学級担任等に対しては、より専門的な研修を実施します。</p> <p>校内支援体制を充実させるため、特別支援教育専門指導員や担当指導主事等による巡回相談を実施し、適切な支援や指導について助言します。</p> <p>特別支援教育の専門家による専門家チーム会議において、指導・助言を受けながら、柏市の特別支援教育の推進・充実を図ります。</p>		
関連事業 ○特別支援教育に関する研修 (☎教育研究所) ○特別支援学級担任等の専門的な研修 (☎教育研究所) ○特別支援教育専門指導員等による巡回相談 (☎教育研究所) ○専門家チーム会議 (☎教育研究所)		

取組5	教育相談の充実	
主な対象	当事者 家族	
<p>教育相談窓口には臨床心理士を配置し、発達障害や不登校・進学等の子育てや教育に関する相談・発達検査等に対応します。</p> <p>各関係機関との連携を図り、多様な相談に迅速に対応できるよう体制整備に努めます。</p>		
関連事業 ○教育相談 (☎教育研究所) ○発達検査等の実施 (☎教育研究所) ○相談体制の整備 (☎教育研究所)		




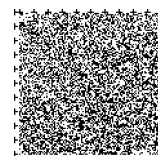
② 放課後等支援の充実

障害の家庭や状況に応じた預かりサービスが利用できるよう、障害児のための放課後等デイサービス、日中一時支援、こどもルームなどの放課後支援を充実させます。

取組 1	放課後等デイサービス事業等の充実	
主な対象	当事者	事業所 家族
障害のある児童を、放課後、土・日曜日や夏休み、冬休みなどの学校の休業日に預かり、生活能力を向上させる訓練や社会との交流を増やす等の支援を行います。		
関連事業		
○放課後等デイサービス事業		(㊦障害福祉課, ㊦障害者相談支援室)
○外出介護(移動支援事業) 再掲		(㊦障害福祉課, ㊦障害者相談支援室)

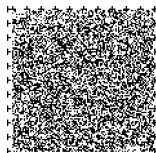
取組 2	日中一時支援及び短期入所の充実	
主な対象	当事者	事業所 家族
保護者が急用・急病等で障害のある児童を介護できないとき、又は一時的に介護を離れて休息したいときに、施設で一時的に預かるほか、短期的な施設入所により、食事の提供や介護を行います。		
関連事業		
○日中一時支援及び短期入所事業 再掲		(㊦障害福祉課, ㊦障害者相談支援室)

取組 3	こどもルームでの受け入れ体制の充実	こどもルーム 	
主な対象	当事者		事業所 家族
放課後において障害のある児童が安心して過ごせるよう、必要に応じてこどもルーム内の改修を行っていきます。 また、障害の理解を深めるため、こどもルーム指導員への内部研修の実施と外部研修の受講を推進します。			
関連事業			
○手すりや障害者用トイレの設置 (㊦学童保育課) ○指導員研修 (㊦学童保育課) ○こどもルームへの巡回指導 (㊦こども発達センター, ㊦教育研究所)			



■障害児のライフステージ別支援内容

妊娠・出産	乳児期	幼児期	学齢期	青少年期
	0歳	1～5歳	6～12歳頃	13～18歳頃
保健所 1 保健・療育等の充実 ① 障害の早期発見・早期支援 取組1 母子保健事業の充実 妊婦健診 こころは赤ちゃん事業 発達支援相談 未熟児相談 乳幼児健康診査 こども部 発達相談 取組2 発達支援の充実 外来療育相談（集団・個別）支援事業 キッズルームこすもす キッズルームひまわり 障害児等療育支援委託事業（桐友学園，発達障害支援室シャル，豊四季光風園） ② 保育園・幼稚園等支援の充実 取組1 保育園・幼稚園等の支援の充実 保育所等訪問支援 取組3 保育相談の実施 保育園における保育相談 アシストコール・アシストデスク事業 取組4 就学時の切れ目のない支援の充実 ライフサポートファイルの活用促進				
			就学移行支援計画の作成 教育委員会 2 学齢期への支援の充実 ① インクルーシブ教育システムの構築 取組1 福祉・教育連携による支援体制の構築 就学相談（幼児期から中学生まで） 取組5 教育相談の充実 教育相談（幼児期から中学生まで）	
	保健福祉部 ② 放課後等支援の充実 取組1 放課後等デイサービス事業等の充実 放課後等デイサービス 外出介護（移動支援） 取組2 日中一時支援及び短期入所の充実 日中一時支援，短期入所			



内容（再掲）

① 障害の早期発見・早期支援

取組1 母子保健事業の充実	支援の必要な児童を早期に発見し、母子等の支援につなげていけるよう、こども発達センターとの密接な連携のもと、母親への相談体制や周産期・乳幼児期の母子保健対策を充実させます。
取組2 発達支援の充実	早期支援の充実に対応するため、こども発達センターにおいては、支援を担当する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理相談員等のスタッフを充実させ、適切な支援が適切な頻度で提供できる職員体制を構築することにより、各種支援の充実を図ります。併せて、保護者、家族向けの支援の充実を図ります。 さらに、民間事業者との連携を強化し、利用者の利便性の向上を目指します。

② 保育園・幼稚園等支援の充実

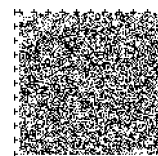
取組1 保育園・幼稚園等の支援の充実	主に児童に対して直接支援を行う「保育所等訪問支援」について、関係機関との連携強化のもと、効率的で実効性の高い支援を行います。
取組3 保育相談の実施	保育園や幼稚園等において保育相談を実施します。また、保育運営課窓口のアシストパートナーが必要に応じて他機関への紹介や情報提供を行います。
取組4 就学時の切れ目のない支援の充実	障害や発達の気になる児童が、誕生から幼児期、学齢期とライフステージを移行する中で、児童の情報を一貫して管理し、引継ぎを円滑にするため「ライフサポートファイル」の活用を促進します。

① インクルーシブ教育システムの構築

取組1 福祉・教育連携による支援体制の構築	入学・進学・進級等で、就学先やライフステージや環境が変わっても、適切な支援や指導が継続して受けられるよう、「ライフサポートファイル」、「就学移行支援計画」、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」等を活用し、福祉・教育の連携による一貫した支援体制の構築を目指します。
取組5 教育相談の充実	教育相談窓口には臨床心理士を配置し、発達障害や不登校・進学等の子育てや教育に関する相談・発達検査等に対応します。

② 放課後等支援の充実

取組1 放課後等デイサービス事業等の充実	障害のある児童を、放課後、土・日曜日や夏休み、冬休みなどの学校の休業日に預かり、生活能力を向上させる訓練や社会との交流を増やす等の支援を行います。
取組2 日中一時支援及び短期入所の充実	保護者が急用・急病等で障害のある児童を介護できないとき、又は一時的に介護を離れて休息したいときに、施設で一時的に預かるほか、短期的な施設入所により、食事の提供や介護を行います。



進行管理対象事業

今後の取組に関連する事業のうち、優先的に進める取組等具体的に目標水準を定め、計画の進行管理を行う対象事業の指標を設定します。

●巡回相談の件数（教育研究所）					
特別支援教育専門指導員や担当指導主事等が各校へ行き、特別支援教育に関する指導・助言を行います。					
現 状	平成 25 年度 297件	目 標	平成 27 年度 300件	平成 28 年度 303件	平成 29 年度 306件
指標の説明					
特別支援教育に係る校内支援体制の充実度を計る指標です。					



柱 6

健康・医療体制の充実

基本方針

障害者が住みなれた地域で安心して暮らし続けるには、心身を健やかに保つとともに、必要な医療を受けられる体制が整っていることが必要です。

そのため、障害者が心身ともに健康で、身体機能を維持し、障害の重度化や二次障害を発生することがないように、健康管理に関する動機づけやリハビリ相談を実施するとともに、疾病を起因として障害が発生することがないように、市民全般に対しても健康づくりや介護予防を普及していきます。

医療と福祉の連携を進め、医療的ケアが必要な障害者（児）への在宅支援等の充実を図ります。また、必要なかたが適切に利用できる医療費助成制度を行います。

精神疾患のあるかたの地域生活を促進・支援するために、精神保健福祉施策を充実するとともに、精神疾患や精神保健に係る啓発を推進します。

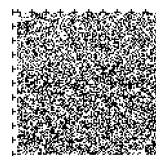
1 健康管理等の支援

2 医療・ケア体制の充実

3 精神保健の充実

① 専門的体制と相談支援の強化

② 精神疾患や精神保健に関する普及啓発



1 健康管理等の支援

現状と主な課題

<生涯にわたる健康づくりへの支援>

- ◇ 身体障害や要介護状態の発生等をできる限り予防していくため、「一次予防」としての疾病予防・介護予防の視点が重要であり、市民の生涯を通じた健康づくりを支援していく必要があります。

アンケート調査によると、障害が発生した時期は、身体障害や精神障害は成人になってからの割合が高く、各種保健等事業を通じて障害の発生予防や軽減について取り組んでいくことが重要です。

取組1

<高齢期における障害の重度化防止>

- ◇ 市では、ロコモティブシンドロームが原因で高齢化等による障害の重度化・重複化や介護保険の申請者が増えていることを受け、平成25年度より、ロコモティブシンドロームの予防のため、「ロコモフィットかしわ」を開始しました。

障害者や高齢者の生活機能の低下を早期に発見し、障害の程度の重度化を防止できるよう、介護予防事業の充実が重要です。

取組2



ロコモティブシンドロームとは、筋肉や骨、関節といった運動をつかさどる器官（運動器）のいずれかもしくは複数に障害が起こり、歩行や日常生活に支障をきたしている状態を言います。

<関係機関との連携によるリハビリテーション支援>

- ◇ 市では、障害の重度化や二次障害予防等に向けて、リハビリに関する相談に応じるほか、障害者施設への訪問によるリハビリ指導を行っています。

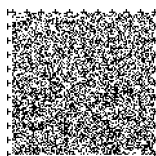
障害者が安心して在宅生活を続けられるよう、関係機関との連携によるリハビリテーション支援が求められています。

取組3

施策の目的





- ・ 障害者の心身の健康増進を図るとともに、障害の発症予防や重度化防止に努めます。
- ・ 障害者が在宅生活を続けられるようリハビリテーション支援を行います。



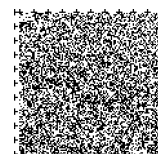
主な取組

障害の発生予防，二次障害予防，重度化防止のため，障害者本人や市民全般に対して生活習慣病予防等の健康づくりを推進します。また，身体機能の維持・向上を図るため，リハビリテーションの提供体制を充実させるとともに，これからの高齢社会に対応し，介護予防事業を推進します。

取組1	生涯を通じた健康づくり，障害の予防・重度化防止	地域ウォーキング 
主な対象	当事者 市民	
<p>障害の発生や中途障害の原因疾患となる生活習慣病を予防するため，健康診査，健康教育，健康相談など各種保健事業を充実させます。</p> <p>また，健康の悪化により障害の重度化や二次障害を引き起こすことがないように，健康情報の提供や講座を開催します。</p>		
<p>関連事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○健康診査の実施 (㊦成人健診課) ○健康教育 (㊦地域健康づくり課) ○地域健康講座 (㊦地域健康づくり課) ○ふれあい健康相談 (㊦地域健康づくり課) ○地域ウォーク支援事業 (㊦地域健康づくり課) ○柏市地域栄養相談システム (㊦地域健康づくり課) 		

取組2	高齢期における障害の重度化防止	ロコモフィット かしわ 
主な対象	当事者 市民	
<p>障害者が高齢期においても生活機能を維持し，自立した生活が送れるよう，介護予防事業を推進します。</p>		
<p>関連事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防センター事業 (㊦福祉活動推進課) ○介護予防グループ支援 (㊦福祉活動推進課) ○ロコモフィットかしわ (㊦福祉活動推進課) 		

取組3	リハビリ相談の充実	
主な対象	当事者	
<p>障害者やその家族からリハビリに関する相談に応じるほか，障害者支援施設からも随時相談を受け付けることにより，身体機能の維持・生活の質の向上を図ります。</p>		
<p>関連事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○リハビリ訪問相談 (㊦障害福祉就労支援センター) 		



2 医療・ケア体制の充実

現状と主な課題

<医療と福祉の連携強化>

- ◇ 障害者の医療は、障害の特性等から身近で適切な医療が受けられる状況には必ずしもない実態があります。

ヒアリング調査では、医療関係者の障害に対する理解が十分でないことから、医療の場面で苦慮することがあるとの意見がみられました。また、福祉関係者も医療サービスに対する理解を深めることが求められています。

そのため、医療と福祉の連携強化を図ることで、相互理解を深め、両面からの総合的な支援体制が必要とされています。

すべての取組

<医療的ケアが必要な障害者（児）への支援>

- ◇ 医療的ケアの支援が必要な障害者（児）の増加とともに、在宅生活を送るための医療的ケアも含めた支援へのニーズが高まっています。アンケート調査やヒアリング調査でも、医療的ケアができるヘルパーの増加や退院する子どもが地域生活に移行する際の支援体制が求められています。

法改正により、医療職（医師、看護師）が行ってきた医療的ケアの一部が一定の条件のもと、ホームヘルパーなどの介護職も行えるようになり、在宅・地域生活を支える新たな担い手として期待されますが、従事者の数は不足しているため、主たる介護は家族が担っている状況は続いています。

取組 1

<医療費助成制度の体制整備>

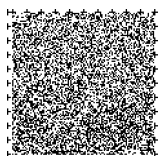
- ◇ 心身障害の状態の軽減や自立生活を支援するために、自立支援医療費や重度心身障害者（児）医療費の助成を継続し、また、医療費助成対象者の増加や重度心身障害者（児）医療費の現物給付化にあわせて、必要なかたが適切に利用できる体制を整備する必要があります。

取組 2

<歯科診療の充実>

- ◇ 歯科診療の分野については、平成 22 年からウェルネス柏において、一般歯科診療所では治療が困難な障害者（児）などに「特殊歯科診療事業」を実施しています。引き続き、身近な診療所として活用していただけるよう、かかりつけ歯科医など医療関係者との連携を強化する必要があります。

取組 3・4



施策の目的



- ・医療と福祉の連携強化による障害者への一体的なサービスの向上を図ります。
- ・医療的ケアが必要な障害者（児）への支援体制を構築します。
- ・必要なたが適切に利用できる医療費助成制度の支援体制を整備します。
- ・障害者の歯科保健事業を推進します。

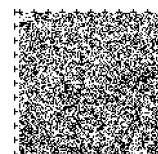
主な取組

障害者や難病患者が、状態に応じた適切な医療及び福祉サービスを受けることができるよう、医療と福祉の連携を進めるとともに、相互理解を深めます。

また、医療的ケアが必要な障害者（児）への支援体制を構築するために、医療従事者だけでなく、ホームヘルパー等の介護職でも特定の医療行為が行えるよう、人材の育成を行うとともに、医療費の負担が重ならないよう、引き続き医療費助成を行い、併せてその簡素化（現物給付化）を行います。

障害者の歯科診療についても充実を図ります。

取組 1	医療的ケアの実施体制の構築
主な対象	事業所 市職員
<p>医療的ケアを必要とする障害者（児）が安心して地域生活を送れるよう、医療的ケアに対応できるホームヘルパーや相談支援専門員の育成を行います。また、医療と福祉で切れ目のない支援を受けられるよう、障害児等医療的ケア支援連絡会を中心に多職種連携を深めるとともに、コーディネート機能の構築を図ります。</p>	
<p>関連事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○障害児等医療的ケア支援連絡会の開催 新規 (☎障害者相談支援室) ○在宅障害者（児）の医療・福祉のコーディネート機能の構築 新規 (☎障害者相談支援室) ○医療的ケアに対応できる相談支援専門員の育成 新規 (☎障害者相談支援室) ○医療的ケアの研修を受ける事業者への支援（ホームヘルパーの育成を含む） 新規 (☎障害福祉課, ☎障害者相談支援室) 	

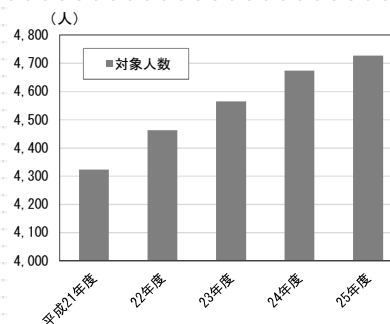


取組2	医療費の助成	
主な対象	当事者	家族
<p>心身障害の状態の軽減や自立した日常生活・社会生活を営むために必要な育成医療費や更正医療費を助成し、障害者の経済的支援を推進します。また、一人ひとりの障害の状況や健康状態に応じて、適切な医療行為が受けられるよう環境を整えていくとともに、重度心身障害者（児）医療費や精神障害者入院費の助成を継続します。なお、重度心身障害者（児）医療費については、平成27年8月から現物給付化を予定しています。</p>		
関連事業		
○育成医療費・更生医療費の支給		(☎障害福祉課)
○重度心身障害者（児）医療費助成		(☎障害福祉課)
○精神障害者入院費助成		(☎障害福祉課)

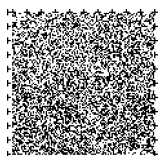
一口メモ


重度心身障害者（児）医療費助成

身体障害者手帳 1級・2級所持者、療育手帳㊦の1、㊦の2、㊦、Aの1、Aの2所持者を対象に、健康保険診療分の医療費を助成する制度で、対象者は毎年増加しています。



取組3	特殊歯科診療事業の実施	実施会場 (ウェルネス柏)
主な対象	当事者	
<p>一般の歯科診療所では治療が難しいかた（障害者・児，要介護者）を対象に歯科診療をはじめ，予防処置や摂食・嚥下（せっしょく・えんげ）機能療法などの指導や訓練を実施します。</p>		
関連事業		
○特殊歯科診療事業		(☎柏市医療センター)



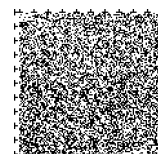
取組4	障害者（児）歯科保健事業の実施	
主な対象	当事者	
<p>こども発達センター及び市内障害者施設において，口腔衛生の自己管理及び治療が難しい障害者（児）を対象に，歯科疾患予防や安全に食べるための支援，歯科相談などを実施し，歯科保健の充実を図ります。</p>		
<p>○障害者（児）の歯科保健指導・啓発（㊤地域健康づくり課）</p>		

「医療的ケア」と福祉サービス

「医療的ケア」は医師や看護師など基本的に医療職が行うことから，医療依存度が高い障害者（児）の中には，在宅生活が難しく長期の入院をしているかたもいます。入院しているかたが，少しでも多く退院し在宅生活を送るために，また，すでに在宅生活を送っているかたでも，家族の介護に関わる負担を軽減するために，医療的ケアに従事する人材が増えることが必要です。

平成24年4月に制度改正が行われ，医療との連携のもと，一定の研修を受けた介護職員が「たんの吸引」と「経管栄養」など一部の医療的ケアを行うことができるようになりました。このことにより，医療的ケアができるホームヘルパーを利用することで退院が可能となり，在宅生活を送れるようになった人もいます。

今後は，ホームヘルパーや通所施設などの福祉サービスを提供する事業者にも医療的ケアができる介護職員が増えることで，在宅生活を送る人が増えることが期待されます。



3 精神保健の充実

現状と主な課題

<精神疾患患者の増加と相談支援などの対応の必要性>

- ◇ 「精神疾患」の患者はうつ病患者や認知症患者を中心に増加しており、今では「がん」、「急性心筋梗塞」、「脳卒中」及び「糖尿病」と並んで5大疾病とされています。

本市においても精神疾患の治療のための通院医療費公費負担制度を申請する人は年々増加し、平成25年度では7,000人以上に達しています。また、精神障害者保健福祉手帳を取得する人も2,000人以上に達しています。

精神疾患への対応は、予防や早期対応による症状悪化の防止、自立した社会生活を維持するためにも、長期にわたる専門的な対応が必要なことから、相談支援の担い手である専門職の役割が重要となっています。

取組①すべて

<精神疾患や精神保健福祉に関する正しい理解の推進>

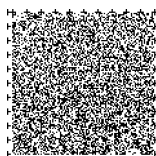
- ◇ 国の精神保健福祉施策の流れは、「長期入院から地域生活へ」進んでいます。これまでは、精神科病院が「社会的入院」という名のもとに生活の場となってきた患者のかたでも、今後は「地域生活移行」により、地域で生活するかたが増加していきます。精神疾患のあるかたの地域生活を支えるためには、居住の場等の受け皿づくりとともに、公的機関や福祉サービス事業所の専門職の支援や、広く市民がさまざまな機会を活用し精神疾患や精神保健について正しく理解することが大きな力となります。

取組②すべて

施策の目的



- 専門的体制と相談支援を強化し、心の健康対策の充実を図ります。
- 精神疾患のあるかたの地域生活を支えるため、広く市民に対して精神疾患や精神保健への理解を深める取組を行うとともに、関係者の連携やネットワークの構築を進めます。



主な取組

① 専門的体制と相談支援の強化

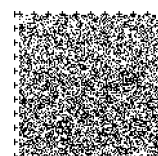
保健所や障害者相談支援室に精神保健福祉士等の専門職員を配置し、専門的な相談支援を実施するとともに、相談支援件数の増加にあわせて、体制強化を行います。

地域の民間事業者と協力し、心の健康対策も含めた多様な相談窓口の確保を図ります。

また、医療、保健、福祉の連携を進めることで、病状や生活の状態に応じた適切な支援やサービス利用につなげる体制を強化します。

取組 1	専門的体制の強化とネットワーク
主な対象	<div style="display: flex; gap: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">関係 団体</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">事業所</div> </div>
<p>公共機関における精神保健福祉士を中心とした専門的体制を強化するとともに、医療機関や地域の相談機関等との協力により、ネットワークの構築も進めます。</p>	
<p>関連事業</p>	
<p>○自立支援協議会の地域移行支援協議会の開催 (㊦障害者相談支援室) ○精神保健福祉担当者連絡会議 (㊦保健予防課)</p>	

取組 2	多様な相談窓口の確保と支援の実施
主な対象	<div style="display: flex; gap: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">当事者</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">市民</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">事業所</div> </div>
<p>心の健康や医療に関する相談、福祉サービス等の生活相談に対応する多様な相談窓口を確保するとともに、対象者本人のみならず家族や支援者等も含めた支援を実施します。</p>	
<p>関連事業</p>	
<p>○精神保健福祉に関する相談支援 (㊦保健予防課, ㊦障害者相談支援室) ○精神科医師によるこころの健康相談・アルコール悩み事相談 (㊦保健予防課) ○アルコール相談事業(デイケア, 酒害教室, 家族教室) (㊦保健予防課) ○ひきこもり相談 (㊦保健予防課, ㊦障害者相談支援室, ㊦こども福祉課, ㊦社会福祉協議会) ○相談支援機能強化事業 (㊦障害者相談支援室)</p>	



② 精神疾患や精神保健に関する普及啓発

精神疾患のあるかたの地域生活を支えるために、関係者や市民に対する精神疾患や精神保健に関する正しい理解の促進を図るため、普及啓発活動を行います。

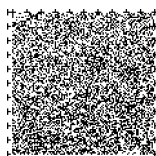
また、主に、医療的支援を担当する保健所と福祉サービスによる支援を担当する障害者相談支援室の役割分担や両者の連携について、庁内関係者や民間事業者等に正しく理解してもらうことで、適切な相談支援や対応につなげる体制づくりを進めます。

取組 1	普及啓発の推進				
主な対象	当事者	市民	事業所	関係団体	市職員
精神疾患に関する正しい知識を普及するため、市民向けの出前講座、市民講座等を開催します。福祉活動に携わる市民ボランティアに対しても理解を深める講座を開催します。医療と福祉の役割分担と連携を関係者に周知する取組を進めます。					
関連事業					
○市民向けの精神疾患に関する講座・出前講座 (㊦保健予防課)					
○精神科医等による市民講座 (㊦保健予防課)					
○精神保健福祉ボランティア養成講座 (㊦保健予防課)					
○精神保健福祉業務リーフレットの作成・研修の実施 (㊦障害者相談支援室, ㊦保健予防課)					

進行管理対象事業

今後の取組に関連する事業のうち、優先的に進める取組等具体的に目標水準を定め、計画の進行管理を行う対象事業の指標を設定します。

●精神保健に関する講座等参加者数（保健予防課）					
市民講座やボランティア講座、出前講座を通じて精神保健に関する理解を深めていきます。					
現状	平成 25 年度 315人	目標	平成 27 年度 350人	平成 28 年度 380人	平成 29 年度 400人
指標の説明					
精神保健に関する啓発事業の充実度を計る指標です。					



柱 7

安全・安心な生活環境の整備

基本方針

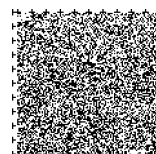
障害者が住みなれた地域で安全・安心な生活を実現するためには、防災・防犯等の対策が整い、バリアフリー化やユニバーサルデザインに配慮されたまちづくりが必要です。そのため、災害や犯罪の被害に遭うことがないように、地域における見守り体制を充実させるとともに、防災や消費生活の関連部署と連携し、地域ぐるみで障害者の防災・防犯体制の充実を図ります。

また、障害者でも安全に外出し、社会参加ができるようバリアフリー化等の推進や公共交通の利便性の確保など「福祉のまちづくり」を推進します。

1 安全対策（防災，防犯等）の推進

2 福祉のまちづくり

- ①バリアフリー化等の推進
- ②公共交通の利便性の確保



1 安全対策（防災，防犯等）の推進

現状と主な課題

<柏市防災福祉K-Net事業の更なる活用>

- ◇ 市では，柏市防災福祉K-Net事業により，災害時における要配慮者の支援に努めています。

しかし，アンケート調査では，柏市防災福祉K-Netを知らない割合が7割となっており，必要なかに十分に情報が行き渡っていないことがうかがえます。

一方，ヒアリング調査では，柏市防災福祉K-Netに期待するとの回答もあがっていることから，更なる周知・啓発活動を進めることが重要です。

また，災害対策基本法の改正により，市が「避難行動要支援者名簿」を作成することが義務づけられたことから，柏市防災福祉K-Netを主軸とした要配慮者の支援体制を強化することが必要です。

取組1・2・4

<障害に配慮した避難所の整備>

- ◇ 障害者は，ひとりで避難することが難しい場合があることや避難所における生活への不安などから，災害に対してさまざまな不安を抱えています。

アンケート調査では，災害が起きたときに支援してほしいこととして，「災害情報を知らせてほしい」や「必要な医療や薬を確保してほしい」との回答がどの障害でも多くなっています。

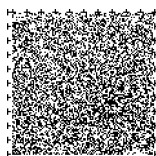
市では，障害関係施設を災害時に要配慮者の避難所施設として活用できるよう，協定締結を進めています。引き続き，障害者に配慮した災害情報の提供方法，避難体制，避難所の確保を進めることが重要です。

取組3

<防犯体制の充実>

- ◇ 障害者は，犯罪や事故の被害に遭う危険性が高く，不安感も強いことから，障害者を犯罪から守り，安全・安心なまちづくりを推進するため，防犯体制の強化に努める必要があります。

取組5



施策の目的



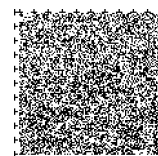
- ・障害者に配慮した災害時の避難支援体制や避難所整備を推進します。
- ・障害者が犯罪行為の対象にならないよう、防犯体制の整備を推進します。


主な取組



災害時に、障害者が周囲の支援を受けながら速やかに避難できるよう、「災害時要配慮者対策」を推進します。さらに、避難所でもパニック等を起こさずに安心して過ごせるよう、障害に配慮した避難所の整備に努めます。

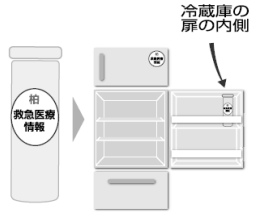
また、訪問販売などを含む犯罪から障害者を守るため、地域の防犯体制を強化します。

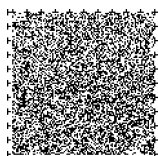
取組 1	災害時要配慮者対策の充実	災害時障害者支援 ハンドブック
主な対象	<div style="display: flex; gap: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">当事者</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">事業所</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">市民</div> </div>	
<p>「柏市防災福祉 K-Net」を中心として、地域の実情を踏まえた障害者の支援体制の構築・強化を促進します。</p> <p>また、各自主防災組織等が開催する防災講習会において、防災安全課職員が災害時要配慮者対策や配慮事項等について説明を行います。</p>		
<p>関連事業</p>		
<p>○「柏市防災福祉 K-Net」の構築（☎保健福祉総務課，☎防災安全課）</p> <p>○避難行動要支援者名簿の整備・活用 新規 （☎保健福祉総務課，☎防災安全課，☎障害福祉課）</p> <p>○災害時障害者支援ハンドブックの配布 再掲 （☎障害福祉課）</p>		

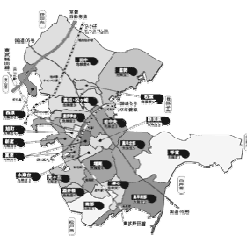


取組2	緊急時を想定した障害者への対応	Web119 
主な対象	当事者 市民	
緊急時に、あらかじめ登録のある聴覚障害者が自宅や市内各所で事故に遭遇した際など、携帯電話のインターネット回線を利用し、消防車、救急車の要請を緊急通報システム(Web119)にて受け付けます。登録されていないかたの緊急通報は、ファックスにて受け付けます。 また、災害が発生した際などに、あらかじめ登録のあるかたへ、状況によりファックスやメール、ツイッターによる情報発信を行います。		
関連事業 ○ファックス119 (☎情報指令課) ○Web119 (☎情報指令課) ○かしわメール配信サービスやツイッターによる情報発信 (☎防災安全課) ○聴覚障害者への災害情報ファックス配信 新規 (☎障害福祉課)		

取組3	障害に配慮した避難所の整備	防 災 【災害】  【防ぐ】 
主な対象	当事者 事業所	
市内の障害者入所施設や旅館等と協定を結び、災害発生時に、要配慮者を対象とした二次的避難所(福祉避難所)を開設します。 また、各避難所において、聴覚障害者への情報支援策としてホワイトボードなどの配備を進めるとともに、各拠点に手話通訳者や要約筆記者を派遣します。		
関連事業 ○二次的避難所(福祉避難所)の設置 (☎防災安全課, ☎障害福祉課) ○避難所におけるホワイトボードの設置 (☎防災安全課) ○災害時における意思疎通支援者の派遣 新規 (☎障害福祉課)		

取組4	緊急時の円滑な支援	救急医療情報キット 
主な対象	当事者 市民	
災害時の備えとなるヘルプカードを配布するとともに、聴覚障害者を対象に災害時の情報ツールとして「防災ミニブック」を配布します。 また、避難行動要支援者を対象に、「救急医療情報キット」を配布し、災害時や救急時における活用を図ります。		
関連事業 ○ヘルプカードの配布 新規 (☎防災安全課, ☎障害福祉課) ○聴覚障害者用防災ミニブックの配布 (☎障害福祉課) ○救急医療情報キットの配布 (☎保健福祉総務課)		



取組5	障害者を犯罪から守る体制の整備	犯罪発生マップ 
主な対象	当事者 市民	
<p>障害者をはじめ、地域住民が犯罪被害に遭わないよう、防犯体制を強化します。</p> <p>また、消費生活（悪質商法含む）に関する相談や消費者講座を行い、消費者被害の発生防止に努めます。</p>		
<p>関連事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○犯罪発生マップの配布 (☎防災安全課) ○不審者情報等のメール配信 (☎防災安全課) ○市民安全パトロール隊事業（サポカー）による地域巡回 (☎防災安全課) ○消費者生活相談 (☎消費生活センター) ○消費者教育 (☎消費生活センター) 		

消費者被害とは？

こんな相談を受けています！

- 事例① スマートフォンに「注文された商品が未配達なので、再度手続きをしてほしい」というメールが届いたが、全く注文した覚えがない。どうしたらよいか。
- 事例② 自分宛てにはがきが届き、「以前購入した商品の代金が未納なので連絡するように」と記載されているが、身に覚えがない。どうしたらよいか。
- 事例③ 宅配業者を名乗る者から自分宛てに電話があり、「代引商品が届いている。代金を用意して待っているように」と言われたが、そのようなものは注文していない。どうしたらよいか。

「おかしいな」と思ったら相談を 消費生活センター 04-7164-4100

民の力！

災害時における障害者支援活動

障害当事者、親の会及び障害福祉サービス事業所等が集まって組織する「かしわ障害者をむすぶ会」では、柏市中心身障害者福祉連絡協議会や柏市社会福祉協議会と協働して、災害時に障害者が安心して生活できるよう、さまざまな取組を行っています。

○障がい者災害サポーター

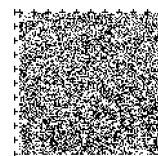
災害時に短期間の宿泊や日中の見守りなどの支援をしていただくサポーターを募っています。

障がい者  

災害サポーター

○障がい者支援ハンドブックや防災マップ及び資源リストの作成

避難所での障がい者の支援ハンドブックや、障がい者災害サポーター、給水所等を整理したマップ及び資源リストを作成します。



2 福祉のまちづくり

現状と主な課題

<バリアフリー化の推進>

◇ 市では、平成22年3月に「柏市バリアフリー基本構想」を策定するなど、バリアフリーへの環境整備を進めています。

しかし、アンケート調査によると、障害者福祉に関する取組を充実させていくために力を入れることとして、「段差の解消やエレベータの設置などバリア（障壁）のないまちづくり」が上位回答となっています。また、歩道の傾斜や凹凸の改善、安全に歩行ができる空間の確保、多機能トイレ設置など誰もが利用しやすいハード面のバリアフリー化等環境整備に取り組む必要があります。



取組①すべて、②-1

<移動の利便性の確保>

◇ 地域には、車いすのかたなど公共交通機関を利用することが困難なかたや、公共交通機関がなく移動が不便な地域に住んでいるかたなど、移動に配慮が必要なかたがいます。

アンケート調査では、障害者福祉に関する取組を充実させていくために力を入れることとして、身体障害と重複障害で「移動手段・交通の整備」が約3割となっています。

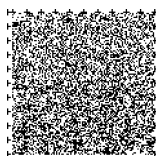
障害者の外出や就労・地域活動などへの積極的な参加を促進するため、移動しやすい環境づくりを進める必要があります。

取組②すべて

施策の目的




- ・ 障害者が安心して外出できるバリアフリー環境を整備します。
- ・ 障害者の社会参加を支援するため、公共交通の利便性を向上させます。




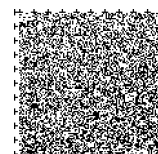
主な取組

① バリアフリー化等の推進

障害者、高齢者、子どもなど、誰もが安全で、使いやすいまちづくりを目指して、道路、建築物、公園、交通施設など都市基盤施設におけるバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を推進・促進します。


取組1	障害者に配慮した都市基盤の整備	障害者に配慮した トイレ
主な対象	<div style="display: flex; gap: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">当事者</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">市民</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">企業</div> </div>	
障害者や高齢者など、誰もが利用しやすい都市基盤整備に努めます。		
関連事業		
<ul style="list-style-type: none"> ○「福祉のまちづくり」基準の適合指導 (㊦障害福祉課, ㊦建築指導課) ○安心して利用できる公園の整備 (㊦公園緑政課) ○交通安全対策 (㊦道路維持補修室) ○柏市バリアフリー基本構想 (㊦都市計画課) ○市営駐輪場の「思いやりスペース」の設置 (㊦交通施設課) ○安心して通行できる道路・歩行空間の整備 (㊦道路整備課) ○学校施設のバリアフリー整備 (㊦学校施設課) ○オストメイト対応トイレの設置 (㊦障害福祉課) 		


取組2	歩行の妨げとなる違法物への対策強化	
主な対象	<div style="display: flex; gap: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">当事者</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">市民</div> </div>	
<p>無許可の立て看板の撤去や、路上に設置・陳列されている看板や商品の撤去指導を実施し、安全に歩行できる空間を確保します。</p> <p>また、「放置自転車対策事業」として、自転車等放置禁止区域における自転車放置防止対策を講じます。</p>		
関連事業		
<ul style="list-style-type: none"> ○歩行の妨げとなる違法物対策 (㊦道路管理課) ○放置自転車対策事業 (㊦交通施設課) 		



② 公共交通の利便性の確保

障害者が安心して、社会参加や通院、通勤、通学ができるよう、公共交通施設及び乗り物のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を促進します。

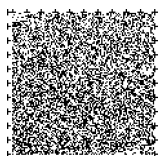
取組 1	市内各駅のバリアフリー化	JR 北柏駅南口 エレベーター 
主な対象	当事者 市民	
今後も鉄道事業者との連携を図りながら、計画的に鉄道駅のエレベーター及びホームドアの設置を推進します。		
関連事業		
○鉄道駅バリアフリー整備 (⓪交通政策課)		

取組 2	日常移動手段の確保	カシワニクル 
主な対象	当事者 市民	
身体状況や地域の公共交通機関の状況から配慮が必要なかたの日常移動手段の確保を目的にかしわ乗合ジャンボタクシー及び予約型相乗りタクシー「カシワニクル」を運行します。		
関連事業		
○かしわ乗合ジャンボタクシー及び予約型相乗りタクシー「カシワニクル」 (⓪交通政策課)		

進行管理対象事業

今後の取組に関連する事業のうち、優先的に進める取組等具体的に目標水準を定め、計画の進行管理を行う対象事業の指標を設定します。

●避難行動要支援者名簿登録者数（同意者）（障害福祉課）					
災害発生時の障害者の避難支援体制を充実させます。					
現 状	平成 25 年度 1, 253人	目 標	平成 27 年度 1, 280人	平成 28 年度 1, 300人	平成 29 年度 1, 320人
指標の説明					
災害発生時の避難体制の充実度を計る指標です。					



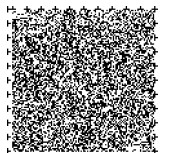
この章では、障害福祉計画と位置付けられた
 障害福祉サービスごとの目標値や提供体制を確
 保するための方策内容について記載します。



第4章 障害福祉サービスの目標

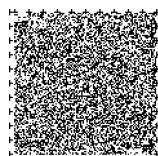
(第4期柏市障害福祉計画)

ノーマライゼーションかしわプラン 第3期柏市障害者基本計画(中期計画)・第4期柏市障害福祉計画



■障害福祉サービス（障害福祉計画）の体系

大項目	中項目	小項目
第1節 障害福祉計画 の基本指針	1 計画の策定に当たって	
	2 国の基本指針の概要	
	3 第4期計画の数値目標のポイント	
第2節 成果目標	1 福祉施設の入所者の地域生活への移行	
	2 入院中の精神障害者の地域生活への移行【 県事業 】	
	3 地域生活支援拠点等の整備	
	4 福祉施設から一般就労への移行等	
第3節 活動指標 （障害福祉 サービスの 見込み）	1 訪問系サービス	①居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援
	2 日中活動系サービス	①生活介護【 成果目標1 】
		②自立訓練（機能訓練・生活訓練）【 成果目標1, 2 】
		③就労移行支援【 成果目標1, 2, 4 】 ④就労継続支援（A〔雇用〕型・B〔非雇用〕型）【 成果目標1, 2, 4 】
		⑤療養介護 ⑥短期入所（ショートステイ）（福祉型・医療型）【 成果目標1, 2 】
3 居住系サービス	①共同生活援助【 成果目標1, 2 】 ②施設入所支援【 成果目標1 】	
4 相談支援関連	①計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援【 成果目標1, 2 】	
第4節 障害児福祉 サービスの 見込み	1 障害児通所支援	①児童発達支援・医療型児童発達支援 ②放課後等デイサービス ③保育所等訪問支援
	2 障害児相談支援	①障害児相談支援
第5節 地域生活 支援事業 の見込み	1 必須事業	①理解促進研修・啓発事業 ②自発的活動支援事業 ③相談支援事業 ④日常生活用具給付等事業 ⑤移動支援事業
	2 その他の事業	⑥地域活動支援センター事業 ⑦意思疎通支援事業 ⑧手話奉仕員養成研修事業 ⑨専門性の高い意思疎通支援事業 ①日中一時支援事業 ②訪問入浴サービス事業 ③更生訓練費支給事業 ④知的障害者職親委託
		⑤生活訓練等事業 ⑥点字・声の広報等発行事業 ⑦奉仕員養成・研修事業 ⑧自動車運転免許取得・改造助成事業



第1節 障害福祉計画の基本指針

1 計画の策定に当たって

「第4期柏市障害福祉計画」は、平成27年度から平成29年度までの障害福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業を提供するための体制確保が、総合的かつ計画的に行えるように策定するものです。

策定に当たっては、国で策定する「基本指針」に基づく必要があるとされています。「基本指針」には、以下の基本理念、基本的事項などの考え方が示されるとともに、平成29年度末の目標を設定する旨が示されています。

本市においても、これらの国の考え方を踏まえ、サービス提供事業者と連携をとりながら提供体制の充実を図ります。

2 国の基本指針の概要

基本指針の理念：

**自立と共生の社会を実現
障害者が地域で暮らせる社会に**

【配慮する点】

- 1 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 2 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- 3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

【障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方】

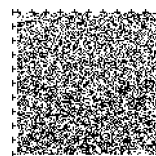
- 1 全国で必要とされる訪問系サービスの保障
- 2 希望する障害者等への日中活動系サービスの保障
- 3 グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備
- 4 福祉施設から一般就労への移行等の推進

【相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方】

- 1 相談支援の中核基幹である「基幹相談支援センター」の有効活用
- 2 地域移行支援・地域定着支援に係るサービス提供体制の確保
- 3 (地域自立支援)協議会の活性化と関係機関の連携強化・拡充

【障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方】

- 1 乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築
- 2 障害児通所支援及び障害児入所支援の整備の推進

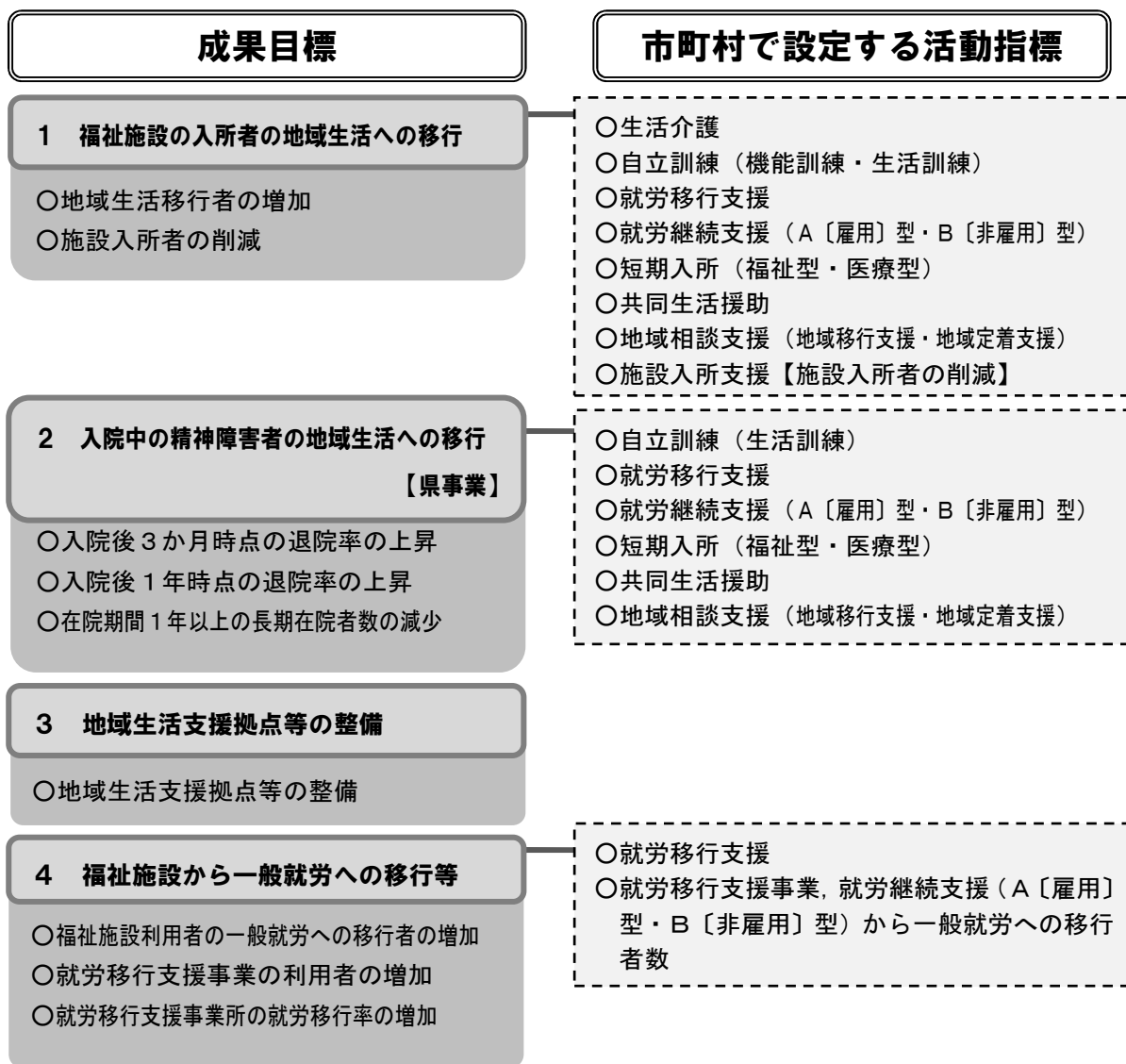


3 第4期計画の数値目標のポイント

第4期計画を策定するに当たっては、提供体制の確保に係る目標として、4つの「成果目標」を設定することとされています。

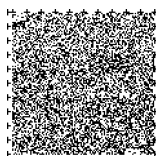
また、成果目標を達成するために、障害福祉サービスの利用人数や利用日数に係る「活動指標」を設定することを求められています。

◇成果目標と活動指標の関係



そのほか、数値目標を設定するに当たっては制度改正等により以下の点に留意する必要があります。

- 「ケアホーム（共同生活介護）」が「グループホーム（共同生活援助）」に一元化されました。
- 地域生活支援事業に「理解促進研修・啓発事業」、「自発的活動支援事業」、「成年後見制度法人後見支援事業」、「専門性の高い意思疎通支援事業」が必須事業に追加されました。



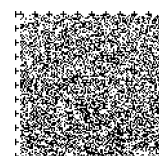
第2節 成果目標

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の考え方		
① 施設入所者の地域生活への移行 平成25年度末時点における施設入所者の12%以上が、平成29年度末までに地域生活（自宅、グループホーム等）へ移行することを基本とする。		
② 施設入所者の削減 平成29年度末時点における福祉施設入所者を、平成25年度末時点から4%以上削減することを基本とする。		
市の目標		
<p>本市の第1期計画の策定時点(平成17年10月1日)での施設入所者は239人であり、前計画(第3期計画)において国は、平成26年度末において、平成17年10月1日の入所者の30%以上が地域生活へ移行し、新規入所者との差し引きでも入所者が10%以上減少する指針を示し、本市も国の指針に従い、平成26年度末の地域生活移行者を239人の30%以上の72人、施設入所者の減少を12%の24人と設定しました。</p> <p>前計画の実績では、施設入所者数の減少は目標を上回っていますが、地域生活移行者数は目標には達しませんでした。第4期計画においては、前計画における未達成項目を含めて目標設定することとされていますが、地域生活移行は、本人、家族の意向を勘案して、目標達成ありきにならない対応が必要です。</p> <p>上記を踏まえて、本市における第4期計画の目標を以下のとおり設定します。</p>		
項目	数値	考え方
平成25年度末時点施設入所者数〔A〕	199人	◇平成25年度末時点施設入所者数
【目標値】 平成29年度末までに地域生活へ移行する施設入所者数	24人 (12.0%)	◇施設入所から自宅やグループホーム等へ移行した人の数
平成29年度末時点の施設入所者数〔B〕	191人	◇平成29年度末時点の施設入所者数
【目標値】 削減見込み〔A－B〕(削減率)	8人 (4.0%)	◇差し引き減少見込み数

成果目標を達成するための活動指標

- 第3節-2-①「生活介護」
- 第3節-2-②「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」
- 第3節-2-③「就労移行支援」
- 第3節-2-④「就労継続支援（A〔雇用〕型・B〔非雇用〕型）」
- 第3節-2-⑥「短期入所（ショートステイ）（福祉型・医療型）」
- 第3節-3-①「共同生活援助（グループホーム）」
- 第3節-3-②「施設入所支援」【施設入所者の削減】
- 第3節-4-①「計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援」



関連する障害者基本計画の事業

- 柱2-2-②-取組1「相談からサービスにつなげるケアマネジメントの充実」
- 柱3-1-①-取組1「グループホームなどへの支援」
- 柱3-2-①-取組2「多様な日中活動サービスの提供」
- 柱3-2-③-取組1「緊急時対応サービスやレスパイトの強化」
- 柱4-1-①-取組1「相談窓口の充実」
- 柱4-1-①-取組2「障害者就労支援事業の推進」
- 柱4-1-①-取組4「就労支援の推進」
- 柱4-1-③-取組1「就労継続支援事業所等への支援」
- 柱6-3-①-取組1「専門的体制の強化とネットワーク」
- 柱6-3-①-取組2「多様な相談窓口の確保と支援の実施」

2 入院中の精神障害者の地域生活への移行【県事業】

国の考え方

※都道府県が定める目標であり、市町村では設定なし

① 入院後3か月時点の退院率の上昇

平成29年度における入院後3か月時点（以内）の退院率を64%以上とすることを基本とする。

② 入院後1年時点の退院率の上昇

平成29年度における入院後1年時点（以内）の退院率を91%以上とすることを基本とする。

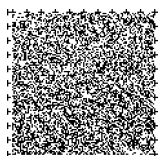
③ 在院期間1年以上の長期在院者数の減少

平成29年6月末時点における長期在院者数（入院期間1年以上）を平成24年6月末時点から18%以上減少することを基本とする。

市の目標

数値目標については県が定める事項となりますが、入院している精神障害者が地域生活等（自宅、グループホーム等）へ移行するに当たっては、地域移行支援・地域定着支援をはじめとして、障害福祉サービスの提供等、支援を行う必要があります。

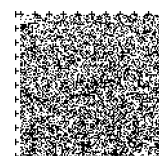
県や医療機関と連携を図ることにより、退院する精神障害者が円滑に地域生活に移行できるよう体制を整備します。



成果目標を達成するための活動指標
<ul style="list-style-type: none"> ○第3節-2-②「自立訓練（生活訓練）」 ○第3節-2-③「就労移行支援」 ○第3節-2-④「就労継続支援（A〔雇用〕型・B〔非雇用〕型）」 ○第3節-2-⑥「短期入所（ショートステイ）（福祉型・医療型）」 ○第3節-3-①「共同生活援助（グループホーム）」 ○第3節-4-①「計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援」
関連する障害者基本計画の事業
<ul style="list-style-type: none"> ○柱2-2-②-取組1「相談からサービスにつなげるケアマネジメントの充実」 ○柱3-1-①-取組1「グループホームなどへの支援」 ○柱3-2-③-取組1「緊急時対応サービスやレスパイトの強化」 ○柱4-1-①-取組1「相談窓口の充実」 ○柱4-1-①-取組2「障害者就労支援事業の推進」 ○柱4-1-①-取組4「就労支援の推進」 ○柱4-1-③-取組1「就労継続支援事業所等への支援」 ○柱6-3-①-取組1「専門的体制の強化とネットワーク」 ○柱6-3-①-取組2「多様な相談窓口の確保と支援の実施」

3 地域生活支援拠点等の整備

国の考え方						
<p>① 地域生活支援拠点等の整備</p> <p>平成29年度末までに、各市町村においては、障害者の地域での生活を支援する拠点等を少なくとも一つ整備すること。</p>						
市の目標						
<p>本市においては、国の指針を踏襲し、以下の通り目標を設定します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">項目</th> <th style="width: 15%;">数値</th> <th style="width: 45%;">考え方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>【目標値】</p> <p>平成29年度末までに整備する地域生活支援拠点の数</p> </td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">1か所</td> <td>新規又は既存のグループホームや障害者支援施設に機能を付加する形など、幅広くモデルを検討し整備します。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	数値	考え方	<p>【目標値】</p> <p>平成29年度末までに整備する地域生活支援拠点の数</p>	1か所	新規又は既存のグループホームや障害者支援施設に機能を付加する形など、幅広くモデルを検討し整備します。
項目	数値	考え方				
<p>【目標値】</p> <p>平成29年度末までに整備する地域生活支援拠点の数</p>	1か所	新規又は既存のグループホームや障害者支援施設に機能を付加する形など、幅広くモデルを検討し整備します。				
関連する障害者基本計画の事業						
<ul style="list-style-type: none"> ○柱3-1-②-取組1「拠点機能の整備」 ○柱3-2-③-取組2「拠点機能の整備」 						



4 福祉施設から一般就労への移行等

国の考え方

① 福祉施設から一般就労への移行者数

平成 29 年度中に、就労移行支援事業等を通じて一般企業等への一般就労へ移行する人数を、平成 24 年度実績の 2 倍以上にすることを基本とする。

② 就労移行支援事業の利用者数

平成 29 年度末における就労移行支援事業利用者数を、平成 25 年度実績から 6 割以上増加することを基本とする。

③ 就労移行支援事業所ごとの就労移行率

平成 29 年度において、全体の 5 割（半分）以上の就労移行支援事業所が、就労移行率 3 割以上を達成することを基本とする。

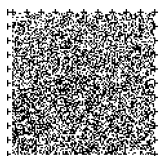
市の目標

前計画(第3期計画)において国は、平成 26 年度中の福祉施設から一般就労への移行者数を平成 17 年度実績の 4 倍以上、平成 26 年度末における就労移行支援事業利用者数を福祉施設利用者の 20%以上と指針を示し、本市においては、一般就労移行者は国の指針どおり平成 17 年度実績(4人)の 4 倍以上(16 人)と設定し、就労移行支援事業利用者数を地域の実情を考慮して福祉施設利用者(973 人)の 10%以上(98 人)と設定しました。

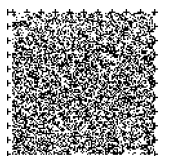
前計画の実績では、一般就労移行者は目標を上回りましたが、就労移行支援事業利用者は国の指針どおりの目標達成は難しい状況です。

ただし、就労移行支援事業所数が近年増加していることと、第4期計画における就労移行支援事業利用者数の目標設定の考え方に変更があったことから、前計画における未達成項目も含めて、国の指針を踏襲し、以下のとおり目標を設定します。

項目	数値	考え方
平成 24 年度一般就労移行者数	30 人	◇福祉施設から一般就労した人数
【目標値】平成 29 年度中に福祉施設から一般就労へ移行する人数	60 人	◇平成 24 年度末の実績の 2 倍
平成 25 年度末の就労移行支援事業利用者数〔A〕	77 人	◇平成 25 年度末の就労移行支援事業利用者数
平成 29 年度末の就労移行支援事業利用者数〔B〕	124 人	◇平成 29 年度末の就労移行支援事業利用者数
【目標値】増加見込み (B-A)	47 人 (62.1%)	◇就労移行支援事業利用者の増加数
【目標値】平成 29 年度における就労移行率 3 割以上の事業所割合	50% (5 事業所)	◇就労移行率が 3 割以上の就労移行支援事業所の割合



成果目標を達成するための活動指標	
○第3節-2-③「就労移行支援」	
○第3節-2-④「就労継続支援（A〔雇用〕型・B〔非雇用〕型）」	
関連する障害者基本計画の事業	
○柱4-1-①-取組1「相談窓口の充実」	
○柱4-1-①-取組2「障害者就労支援事業の推進」	
○柱4-1-①-取組4「就労支援の推進」	
○柱4-1-③-取組1「就労継続支援事業所等への支援」	



第3節 活動指標（障害福祉サービスの見込み）

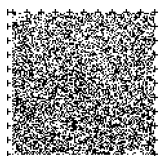
成果目標を実現するための具体的な活動の指標を定めます。

1 訪問系サービス

① 居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援

内容	
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由、知的障害、精神障害があり、常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障害者（児）が移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
行動援護	知的、精神障害者で自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がきわめて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

サービス見込み量				
サービス種別	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
訪問系合計	人/月	447	456	465
	時間/月	15,226	16,143	17,060
居宅介護	人/月	356	360	364
	時間/月	8,188	8,280	8,372
重度訪問介護	人/月	14	16	18
	時間/月	4,928	5,632	6,336
同行援護	人/月	60	61	62
	時間/月	1,260	1,281	1,302
行動援護	人/月	17	19	21
	時間/月	850	950	1,050
重度障害者等包括支援	人/月	0	0	0
	時間/月	0	0	0



提供の見込み

居宅介護及び同行援護は、年度ごとに約1%の利用者数の伸びを見込みます。

重度訪問介護は、新たに重度の知的障害や精神障害も利用対象に加わったことから、年度ごとに10%の利用者の増加を見込みます。

行動援護は、近年の利用の伸びを鑑み、年度ごとに10%の利用者の増加を見込みます。

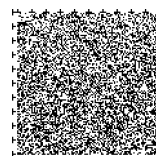
重度障害者等包括支援は、これまでに利用実績はなく、市近隣でも提供事業所がないため、利用は見込んでいません。

訪問系サービスは、障害者の在宅生活を支える重要なサービスです。今後、障害者の地域生活移行の推進や一部サービスの対象者の拡大が行われたことから、さらなる利用者の増加が見込まれるため、事業者に対して事業拡充や新規参入を促し、提供体制の確保に努めます。

関連する障害者基本計画の事業

○柱3-2-①-取組1「ホームヘルプサービスの充実」

○柱3-2-②-取組1「外出介護（移動支援）」等事業の推進」



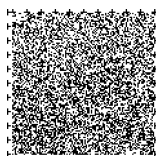
2 日中活動系サービス

① 生活介護

内容				
常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。				
サービス見込み量				
サービス種別	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
生活介護	人/月	542	570	598
	人日/月	10,840	11,400	11,960
提供の見込み				
提供事業所の増加により、年度ごとに 5%の利用者の増加を見込みます。 利用日数については、過去の実績から 1 人あたり月に 20 日利用するものとして算出しています。 生活介護を提供する事業者は増加しており、今後も引き続き事業者の確保に努めます。				
関連する障害者基本計画の事業				
○柱 3-2-①-取組 2「多様な日中活動サービスの提供」				

② 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

内容
機能訓練は、身体障害者を対象に、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。 生活訓練は、知的障害者・精神障害者を対象に、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な支援を行います。

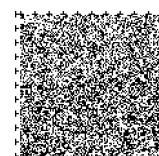


サービス見込み量				
サービス種別	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
自立訓練（機能訓練）	人/月	2	2	2
	人日/月	44	44	44
自立訓練（生活訓練）	人/月	40	40	41
	人日/月	760	760	779

提供の見込み				
<p>機能訓練は、市内に提供事業所はなく、第1期計画以降は2人の実績で推移しているため、第4期計画でも2人の利用を見込みます。</p> <p>生活訓練は、40人程度を見込んでいますが、地域生活移行の推進に伴い、利用者は微増するものと見込みます。</p> <p>利用日数については、過去の実績から「機能訓練」は1人あたり22日、「生活訓練」は1人あたり19日で算出しています。</p> <p>「機能訓練」は市内に提供事業所がないことから、広域的な連携により提供事業者の確保に努めます。</p>				
関連する障害者基本計画の事業				
○柱3-2-①-取組2「多様な日中活動サービスの提供」				

③ 就労移行支援

内容				
<p>一般就労を希望する障害者を対象に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、就職後の職場への定着のために必要な相談等の支援を行います。</p>				
サービス見込み量				
サービス種別	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
就労移行支援	人/月	108	116	124
	人日/月	1,944	2,088	2,232



提供の見込み

就労移行支援事業の利用者数は、平成 29 年度に、平成 25 年度末実績（77 人）から 6 割以上増加させることを目標にすることから、124 人の利用を見込みます。

利用日数については、過去の実績から 1 人あたり 18 日で算出しています。

また、就労移行率が 3 割以上の就労移行支援事業所を 5 割以上とする目標を達成するため、「ハートフルワーク柏（柏市障害福祉就労支援センター）」をはじめ、市内就労移行支援事業所や商工関係団体との有機的な連携を強化し、障害者の一般就労を推進します。

関連する障害者基本計画の事業

- 柱 4-1-①-取組 1 「相談窓口の充実」
- 柱 4-1-①-取組 2 「障害者就労支援事業の推進」
- 柱 4-1-①-取組 4 「就労支援の推進」

④ 就労継続支援（A〔雇用〕型・B〔非雇用〕型）

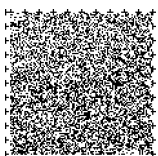
内容

A〔雇用〕型は、雇用契約に基づき、生産活動、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

B〔非雇用〕型は、一般企業等での就労が困難な障害者を対象に、生産活動、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

サービス見込み量

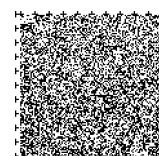
サービス種別	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
就労継続支援 （A〔雇用〕型）	人/月	75	82	91
	人日/月	1,500	1,640	1,820
就労継続支援 （B〔非雇用〕型）	人/月	385	404	424
	人日/月	6,545	6,868	7,208



提供の見込み
<p>A〔雇用〕型は、市内に事業所が着実に増加していることもあり、年度ごとに10%の利用者の増加を見込んでいます。</p> <p>B〔非雇用〕型は、授産施設の移行に伴い、事業所数は充実してきていることもあり、年度ごとに5%の利用者の増加を見込んでいます。</p> <p>利用日数については、過去の実績から「A〔雇用〕型」は1人あたり20日、「B〔非雇用〕型」は1人あたり17日で算出しています。</p> <p>障害者の就労の場として、就労継続支援のニーズは今後も高まるものと考えられるため、地域活動支援センターからの移行を積極的に支援するなど引き続き事業所の拡充に努めます。</p>
関連する障害者基本計画の事業
○柱4-1-③-取組1「就労継続支援事業所等への支援」

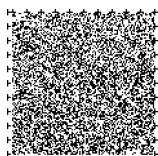
⑤ 療養介護

内容										
<p>医療と常時介護を必要とする障害者を対象に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。</p>										
サービス見込み量										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>サービス種別</th> <th>単位</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>療養介護</td> <td>人/月</td> <td>31</td> <td>31</td> <td>31</td> </tr> </tbody> </table>	サービス種別	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	療養介護	人/月	31	31	31
サービス種別	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度						
療養介護	人/月	31	31	31						
提供の見込み										
<p>市内に提供事業所が1か所開設されましたが、依然として提供する事業所は限られていることから、31人の利用で推移する見込みとします。</p> <p>引き続き、同事業の利用が必要な障害者が円滑にサービスを受けられることができるよう、広域的な連携により提供事業者の確保に努めます。</p>										
関連する障害者基本計画の事業										
○柱3-2-①-取組2「多様な日中活動サービスの提供」										



⑥ 短期入所（ショートステイ）（福祉型・医療型）

内容				
<p>自宅で介護する人が病気などにより、障害者支援施設などに短期間入所することが必要な障害者を対象に、障害者支援施設や療養介護事業所などへ短期間入所し、入浴、排せつ又は食事の介護等を提供します。</p>				
サービス見込み量				
サービス種別	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
短期入所 （福祉型）	人/月	56	57	58
	人日/月	582	591	600
短期入所 （医療型）	人/月	6	6	6
	人日/月	38	39	40
提供の見込み				
<p>短期入所は緊急時に備えて申請しているケースも多いため、支給決定を受けても実際に利用せずに済む人も多く見受けられます。支給決定者のうち 10%程度の人を見込んでいます。</p> <p>利用日数については、過去の実績から福祉型は1人あたり約 10 日、医療型は1人あたり約 6 日で算出しています。</p> <p>既存の入所施設での事業実施に加え、通所施設が実施する短期入所へも支援を行うことなどにより、提供体制の確保に努めます。</p>				
関連する障害者基本計画の事業				
○柱 3-2-③-取組 1 「緊急時対応サービスやレスパイトの強化」				



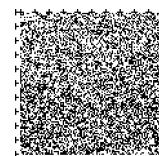
3 居住系サービス

① 共同生活援助（グループホーム）

内容				
共同生活を行う住居で、おもに夜間や休日、相談や日常生活上の援助を行います。				
サービス見込み量				
サービス種別	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	212	234	257
提供の見込み				
<p>共同生活援助は、地域生活移行の推進や保護者の高齢化などにより、今後の利用者は一層増加することが見込まれます。そのため、年度ごとに 10%の利用者の増加を見込んでいます。</p> <p>提供体制の確保にあたっては、グループホームの立ち上げに必要な支援を行うとともに、運営費の補助を行うことで、新規開設を促進します。</p>				
関連する障害者基本計画の事業				
○柱 3-1-①-取組 1 「グループホームなどへの支援」				

② 施設入所支援

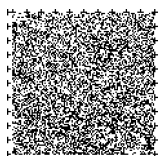
内容				
施設に入所している障害者に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。				
サービス見込み量				
サービス種別	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
施設入所支援	人/月	193	192	191
提供の見込み				
<p>施設入所支援は、平成 29 年度までに平成 25 年度末の実績（199 人）の 4%以上の人数を減らすことが目標のため、平成 29 年度の利用者を 191 人と見込みます。</p> <p>障害者が安心して施設を退所することができるよう、共同生活援助や訪問系サービスの充実を図ります。また、利用者数を減少させる中で、施設入所を希望する新規利用者が円滑に入所することができるよう、提供体制の確保に努めます。</p>				
関連する障害者基本計画の事業				
○柱 3-1-①-取組 2 「重度障害者等の施設入所への支援」				



4 相談支援関連

① 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援

内容																						
計画相談支援	障害福祉サービス又は地域相談支援を利用する障害者のサービス等利用計画を作成し、ケアマネジメントを行います。																					
地域相談支援	地域移行支援 障害者支援施設入所者や病院に入院している精神障害者に対し、地域生活に移行するための相談や支援を行います。																					
	地域定着支援 施設や病院から地域移行した人、単身や家族の状況等により支援が必要な障害者に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急時の対応を行います。																					
サービス見込み量																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>サービス種別</th> <th>単位</th> <th>平成 27 年度</th> <th>平成 28 年度</th> <th>平成 29 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計画相談支援</td> <td>人/月</td> <td>283</td> <td>297</td> <td>312</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">支援 地域相談</td> <td>地域移行支援</td> <td>人/月</td> <td>12</td> <td>14</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>地域定着支援</td> <td>人/月</td> <td>16</td> <td>20</td> <td>24</td> </tr> </tbody> </table>	サービス種別	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	計画相談支援	人/月	283	297	312	支援 地域相談	地域移行支援	人/月	12	14	16	地域定着支援	人/月	16	20	24
サービス種別	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度																		
計画相談支援	人/月	283	297	312																		
支援 地域相談	地域移行支援	人/月	12	14	16																	
	地域定着支援	人/月	16	20	24																	
提供の見込み																						
<p>「計画相談支援」は、障害福祉サービス及び「地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）」の利用者数を勘案し、利用者全員を対象として見込んでいます。</p> <p>「地域移行支援」は、入所施設利用者及び入院中の精神障害者が地域生活へ移行する障害者の数を勘案し、対象者数を見込んでいます。</p> <p>「地域定着支援」は、単身世帯である障害者や同居している家族による支援を受けられない障害者、地域定着支援の利用が見込まれる障害者を勘案し、対象者を見込んでいます。</p> <p>障害福祉サービスを利用するすべての障害者に対して計画相談支援を提供することから、計画を作成する指定相談支援事業所の確保を行うとともに、基幹相談支援センターや委託相談支援事業所と連携することで、サービス等利用計画の量の確保と質の向上を図ります。</p>																						
関連する障害者基本計画の事業																						
○柱 2-2-②-取組 1 「相談からサービスにつなげるケアマネジメントの充実」																						



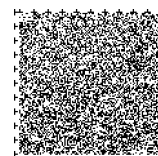
第4節 障害児福祉サービスの見込み

障害児支援の提供体制の確保については、子ども・子育て支援法及び児童福祉法に基づき、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要であることから、関係部署と連携を図り、事業を実施していきます。

1 障害児通所支援

① 児童発達支援・医療型児童発達支援

内容				
<p>児童発達支援は、療育の必要性がある未就学児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。</p> <p>医療型児童発達支援は、肢体不自由の児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行うとともに、身体状況により、治療を行います。</p>				
サービス見込み量				
サービス種別	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
児童発達支援	人/月	146	151	155
	人日/月	1,800	1,980	2,160
医療型児童発達支援	人/月	20	20	20
	人日/月	180	180	180
提供の見込み				
<p>児童発達支援は、療育に対するニーズが今後ますます高まることが考えられるため、年度ごとに3%前後の利用者の増加を見込んでいます。</p> <p>医療型児童発達支援は、20人前後で利用者が推移すると見込んでいます。</p>				
関連する障害者基本計画の事業				
○柱5-1-①-取組2「発達支援の充実」				

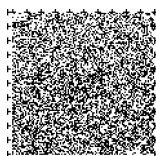


② 放課後等デイサービス

内容				
小・中・高校生の障害児に対して、放課後や休日、夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に行います。				
サービス見込み量				
サービス種別	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
放課後等デイサービス	人/月	284	296	308
	人日/月	2,272	2,368	2,464
提供の見込み				
利用実績も伸びており、ニーズも高まることが考えられるため、年度ごとに4%前後の利用者の増加を見込みます。				
利用日数については、過去の実績から1人あたり月に8日利用するものとして算出しています。				
関連する障害者基本計画の事業				
○柱5-2-②-取組1「放課後等デイサービス事業等の充実」				

③ 保育所等訪問支援

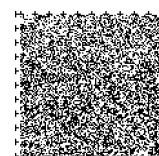
内容				
障害児施設で指導経験のあるスタッフが、保育所等を定期的に訪問し、障害児や保育所等の職員に対し、障害児が集団生活に適應するための専門的な支援を行います。				
サービス見込み量				
サービス種別	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
保育所等訪問支援	人/月	45	60	80
	人日/月	90	120	160
提供の見込み				
利用実績も伸びており、制度が周知され、さらにニーズは高まることを見込まれます。				
利用日数については、過去の実績から1人あたり月に2日利用するものとして算出しています。				
関連する障害者基本計画の事業				
○柱5-1-②-取組1「保育園・幼稚園等の支援の充実」				



2 障害児相談支援

① 障害児相談支援

内容				
障害児通所支援を利用する児童を対象に、障害児支援利用計画を作成し、ケアマネジメントを行います。				
サービス見込み量				
サービス種別	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
障害児相談支援	人/月	112	117	123
提供の見込み				
計画相談支援と同様に、障害児通所支援を利用するすべての児童を対象として見込んでいます。				
計画を作成する指定相談支援事業所の確保を行うとともに、基幹相談支援センターや委託相談支援事業所と連携することで、利用計画の量の確保と質の向上を図ります。				
関連する障害者基本計画の事業				
○柱 2-2-②-取組 1 「相談からサービスにつなげるケアマネジメントの充実」				



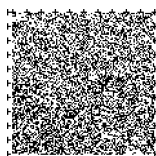
第5節 地域生活支援事業の見込み

地域生活支援事業は、障害者等が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を計画的に実施し、もって障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的に実施していきます。

1 必須事業

① 理解促進研修・啓発事業【新設】

内容				
市民に対して、障害者等に対する理解を深めるため、講座開催、事業所訪問、イベント開催、広報活動などの研修・啓発事業を行います。				
サービス見込み量				
サービス種別	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
理解促進研修・啓発事業	実施有無	有	有	有
提供の見込み				
市関係各課やサービス提供事業者等の協力を得ながら啓発を行う機会を確保し、定期的な実施に努めます。				
関連する障害者基本計画の事業				
○柱1-1-①-取組2「地域での障害理解の推進」				
○柱1-1-①-取組3「障害者理解・啓発イベントの実施」				

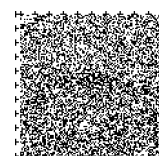


② 自発的活動支援事業【新設】

内容				
障害者等やその家族，市民等が自発的に行う活動（災害対策，孤立防止活動支援，社会活動支援，ボランティア活動支援）に対して支援を行います。				
サービス見込み量				
サービス種別	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
自発的活動支援事業	実施有無	有	有	有
提供の見込み				
事業目的に適った活動であるか精査を行い，安定した事業活動ができるよう支援します。				
関連する障害者基本計画の事業				
○柱 1－2－②－取組 1 「障害者団体への支援」				

③ 相談支援事業

内容				
<p>障害者（児）やその家族などからの相談に応じて，必要な情報提供等の便宜を図るとともに，専門的な相談への対応や市内の相談支援体制の質の向上を図るため，基幹相談支援センターの運営や民間事業者の専門性を活用した相談支援機能強化事業を行います。</p> <p>また，障害者が安心して地域での生活を送れるよう，住宅入居の支援や後見制度の利用支援など，権利擁護を行うとともに，専門的な療育指導が受けられる体制を整備します。</p>				
サービス見込み量				
サービス種別	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
障害者相談支援事業 (下段：基幹相談支援センター設置の有無)	実施か所	6	7	8
	設置有無	有	有	有
相談支援機能強化事業	実施有無	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施有無	有	有	有
成年後見制度利用支援事業	人/年	10	12	14
成年後見制度法人後見支援事業【新設】	実施有無	有	有	有
障害児等療育支援事業	実施か所	4	4	4



提供の見込み

「障害者相談支援事業」は、市直営が1か所で、基幹相談支援センターとして位置付けて運営するとともに、民間事業者への委託も併せて実施することにより、相談支援体制の拡充を図ります。直営と委託を合わせて27年度は6か所、28年度は7か所、29年度は8か所で実施します。

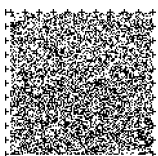
「相談支援機能強化事業」は、障害者相談支援事業を委託する民間事業者に対して行い、専門性の向上など、相談支援体制の質の向上を図ります。「住宅入居等支援事業」についても、地域生活移行の推進の観点から利用しやすい体制を整備するため、相談支援機能強化事業の委託内容の中に含ませて実施します。

成年後見制度については、これまでの実績を踏まえ、10件前後の利用を見込みます。また、将来的な権利擁護のニーズに対応するため、「法人後見支援事業」を実施し、適正に後見等の業務を行える法人や市民を確保します。

「障害児等療育支援事業」は、直営1か所（こども発達センター）及び民間事業者への委託3か所で引き続き事業を進めます。

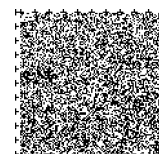
関連する障害者基本計画の事業

- 柱2-2-①-取組1「障害者相談支援体制の強化」
- 柱2-2-①-取組2「専門的体制の強化」
- 柱2-3-②-取組1「成年後見制度利用支援事業の推進」
- 柱2-3-②-取組3「市民後見人の育成」
- 柱5-1-①-取組2「発達支援の充実」



④ 日常生活用具給付等事業

内容																															
<p>障害者に対して、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付することなどにより、生活の便宜を図り、その福祉の増進を図ります。</p>																															
介護・訓練支援用具	<p>身体介護を支援する用具や訓練用具 例) 特殊寝台, 特殊マット, 訓練用ベッド</p>																														
自立生活支援用具	<p>入浴, 調理, 移動など生活の自立を支援する用具 例) 入浴補助用具, 移動支援用具, 聴覚障害者用屋内信号装置</p>																														
在宅療養等支援用具	<p>在宅療養等を支援する用具 例) 電気式たん吸引器, 盲人用体温計</p>																														
情報・意思疎通支援用具	<p>情報収集, 情報伝達や意思疎通等を支援する用具 例) ファックス, 人工喉頭, 点字器</p>																														
排泄管理支援用具	<p>排泄管理を支援する衛生用具 例) ストマ用装具, 紙おむつ</p>																														
住宅改修費	<p>居宅での円滑な生活動作等を図るための小規模な住宅改修 例) 手すり設置</p>																														
サービス見込み量																															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>サービス種別</th> <th>単位</th> <th>平成 27 年度</th> <th>平成 28 年度</th> <th>平成 29 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護・訓練支援用具</td> <td rowspan="6">件/年</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>自立生活支援用具</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>在宅療養等支援用具</td> <td>65</td> <td>65</td> <td>65</td> </tr> <tr> <td>情報・意思疎通支援用具</td> <td>60</td> <td>60</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>排泄管理支援用具</td> <td>690</td> <td>720</td> <td>750</td> </tr> <tr> <td>住宅改修費</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table>	サービス種別	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	介護・訓練支援用具	件/年	20	20	20	自立生活支援用具	50	50	50	在宅療養等支援用具	65	65	65	情報・意思疎通支援用具	60	60	60	排泄管理支援用具	690	720	750	住宅改修費	3	3	3
サービス種別	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度																											
介護・訓練支援用具	件/年	20	20	20																											
自立生活支援用具		50	50	50																											
在宅療養等支援用具		65	65	65																											
情報・意思疎通支援用具		60	60	60																											
排泄管理支援用具		690	720	750																											
住宅改修費		3	3	3																											
提供の見込み																															
<p>これまでの実績に基づき、「排泄管理支援用具」は今後増加する見込みですが、そのほかの日常生活用具については、横ばいで推移すると見込みます。</p>																															
関連する障害者基本計画の事業																															
<p>○柱3-1-①-取組3「自宅など居住環境の改善への支援」</p>																															

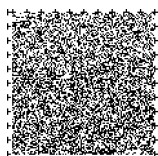


⑤ 移動支援事業

内容				
屋外での移動が困難な障害者に対して、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活と社会参加を促進します。				
サービス見込み量				
サービス種別	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
移動支援事業	人/月	275	284	287
	時間/月	5,775	5,964	6,027
提供の見込み				
障害者の社会参加を促進する観点から、利用者数は今後増加するものとして見込み、利用時間数も、過去の実績から1人あたり月21時間として、利用者増に伴い増加を見込んでいます。				
関連する障害者基本計画の事業				
○柱3-2-②-取組1「外出介護（移動支援）」等事業の推進				

⑥ 地域活動支援センター事業

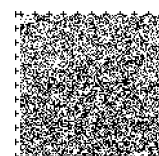
内容				
障害者などが通い、創作的活動や生産活動、社会との交流を進めるなど、多様な活動を行う場を設けます。				
サービス見込み量				
サービス種別	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
地域活動支援センター事業	実施か所（市内）	13	13	13
	実施か所（市外）	7	6	5
	人/月（市内）	274	267	259
	人/月（市外）	19	18	17



提供の見込み	市内実施か所数は、現状を維持する見込みですが、就労継続支援事業等の障害福祉サービスへの移行を積極的に支援します。利用者数については、障害福祉サービスの利用者が増加することにより、同事業の利用者数は緩やかに減少するものと見込みます。
関連する障害者基本計画の事業	○柱4-1-③-取組1「就労継続支援事業所等への支援」

⑦ 意思疎通支援事業

内容	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思の疎通を図ることに支障がある障害者に、手話通訳者や要約筆記者の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ります。																																			
サービス見込み量	<table border="1"> <thead> <tr> <th>サービス種別</th> <th>単位</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">手話通訳設置事業</td> <td>通訳者数</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>相談件数/年</td> <td>2,470</td> <td>2,580</td> <td>2,670</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">手話通訳者派遣事業</td> <td>通訳者数</td> <td>15</td> <td>15</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>派遣件数/年</td> <td>570</td> <td>580</td> <td>590</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">要約筆記者派遣事業</td> <td>筆記者数</td> <td>19</td> <td>19</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>派遣件数/年</td> <td>100</td> <td>110</td> <td>120</td> </tr> </tbody> </table>				サービス種別	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	手話通訳設置事業	通訳者数	3	3	3	相談件数/年	2,470	2,580	2,670	手話通訳者派遣事業	通訳者数	15	15	17	派遣件数/年	570	580	590	要約筆記者派遣事業	筆記者数	19	19	25	派遣件数/年	100	110	120
サービス種別	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度																																
手話通訳設置事業	通訳者数	3	3	3																																
	相談件数/年	2,470	2,580	2,670																																
手話通訳者派遣事業	通訳者数	15	15	17																																
	派遣件数/年	570	580	590																																
要約筆記者派遣事業	筆記者数	19	19	25																																
	派遣件数/年	100	110	120																																
提供の見込み	<p>派遣事業は、民間委託で実施します。障害福祉課内に設置手話通訳者が常駐し、窓口での手話通訳や手話通訳者、要約筆記者の派遣に関する受付も行います。</p> <p>手話通訳設置及び派遣の件数は、今後も需要が高まることが考えられるため、増加を見込みます。</p>																																			
関連する障害者基本計画の事業	○柱2-1-②-取組1「意思疎通支援事業の推進」																																			

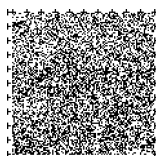


⑧ 手話奉仕員養成研修事業

内容				
手話奉仕員を養成するための研修事業を実施します。				
サービス見込み量				
サービス種別	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
手話奉仕員養成研修事業	講習修了者数	55	55	55
提供の見込み				
年度により受講者数に変動があるため、過去の実績に基づき、横ばいで推移するものと見込みます。				
関連する障害者基本計画の事業				
○柱 2-1-②-取組 2 「意思疎通支援従事者の養成」				

⑨ 専門性の高い意思疎通支援事業【新設】

内容				
福祉に関する知識や基本的な技術を身につけた手話通訳者や要約筆記者を養成します。また、広域的な派遣や市で実施が困難な派遣等を可能にするため、関係機関と連携を図り、手話通訳者や要約筆記者等の派遣を行います。				
さらに、盲ろう者向け通訳・介助員の養成研修及び盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業を、千葉県、千葉市、船橋市と共同事業で行います。				
サービス見込み量				
サービス種別	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
手話通訳者養成研修事業	講習修了者数		4	
要約筆記者養成研修事業	講習修了者数		15	
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	講習修了者数	3	4	5
手話通訳者派遣事業	人/年	1	1	1
要約筆記者派遣事業	人/年	1	1	1
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	人/年	2	2	2



提供の見込み

手話通訳者及び要約筆記者養成研修事業は、平成 27 年度から平成 28 年度にかけて実施し、平成 26 年度の実績を参考に講習修了者数を見込みます。

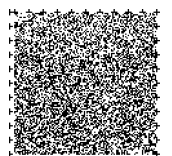
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業は、毎年度 1 人ずつ増加すると見込みます。

また、専門性の高い通訳者・筆記者を養成するため、研修の量、内容の充実に努めます。

派遣事業は、毎年度一定の利用人数を見込みます。

関連する障害者基本計画の事業

- 柱 2-1-②-取組 1 「意思疎通支援事業の推進」
- 柱 2-1-②-取組 2 「意思疎通支援従事者の養成」



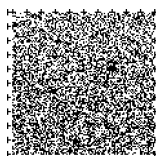
2 その他の事業

① 日中一時支援事業

内容				
<p>宿泊を伴わない日中の一時的な見守りの場や活動の場を提供し、在宅で介護をしている家族の就労や一時的な休息を支援します。</p>				
サービス見込み量				
サービス種別	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
日中一時支援事業	人/月	235	240	245
	人日/月	470	480	490
提供の見込み				
<p>地域生活の移行推進に伴い、利用者数が増加するものと見込みます。また、増加する利用者に対応できるよう、提供する事業者の確保に努めます。</p>				
関連する障害者基本計画の事業				
○柱3-2-③-取組1「緊急時対応サービスやレスパイトの強化」				

② 訪問入浴サービス事業

内容				
<p>重度の身体障害者に対して、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。</p>				
サービス見込み量				
サービス種別	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
訪問入浴サービス事業	人/月	31	31	31
	人日/月	124	124	124
提供の見込み				
<p>利用者数は 31 人前後、延べ人数 124 人前後で推移するものと見込みます。</p>				
関連する障害者基本計画の事業				
○柱3-2-①-取組1「ホームヘルプサービスの充実」				

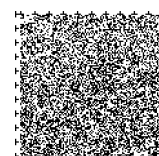


③ 更生訓練費支給事業

内容				
<p>「自立訓練」や「就労移行支援」等のサービスを利用している生活保護及び市民税非課税のかたに、更生訓練に要した費用（教材費など）を支給します。実際に実費負担したものに対して支給します。</p>				
サービス見込み量				
サービス種別	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
更生訓練費支給事業	実人/年	6	6	6
提供の見込み				
<p>「就労移行支援」の利用者数は増加する見込みとなりますが、すべての利用者が利用対象になるとは限らないため、これまでの実績を踏まえ、6人前後で推移するものと見込みます。対象費用の基準など事業の適正な運用に努めるとともに、事業のあり方を実績の推移を勘案しながら検討します。</p>				

④ 知的障害者職親委託

内容				
<p>知的障害者の自立を促すため、一定期間、知的障害者の援護に熱意を持った事業経営者等に預け、生活指導、技能習得訓練等を行います。</p>				
サービス見込み量				
サービス種別	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
知的障害者職親委託	実施か所	1	1	1
	人/月	1	1	1
提供の見込み				
<p>1か所の事業所で1人の利用者がいます。知的障害者の就労支援の一形態として役割を担っていましたが、一般就労への支援が伸びてきていることもあり、今後は新規利用は受け付けず、現在の利用者が利用を終えた時点で事業を終了します。</p>				

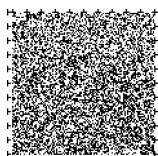


⑤ 生活訓練等事業

内容				
身体障害者の生活訓練（リハビリ）、失語症患者交流会、聴覚障害者の手話講習会、高次脳機能障害者支援事業等を行います。				
サービス見込み量				
サービス種別	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
生活訓練等事業	人/年	224	224	224
提供の見込み				
民間サービスの充実により、利用者数に大きな増減はなく、横ばいで推移するものと見込みます。 関係機関との連携により、生活訓練事業を実施します。				
関連する障害者基本計画の事業				
○柱 1－2－②－取組 1 「障害者団体への支援」 ○柱 6－1－取組 3 「リハビリ相談の充実」				

⑥ 点字・声の広報等発行事業

内容				
視覚障害者向けに『点字・声の広報』の発行を行います。				
サービス見込み量				
サービス種別	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
点字広報発行事業	発行部数	30	30	30
声の広報発行事業	/月	120	120	120
提供の見込み				
点字広報は、点字を読めるかたの数がそれほど増えないことから、横ばいで推移を見込みます。声の広報についても、これまでの実績から一定の利用があるものとして、毎年度 120 件前後で横ばいで推移するものと見込みます。				
関連する障害者基本計画の事業				
○柱 2－1－①－取組 2 「障害に配慮した情報提供の充実」				

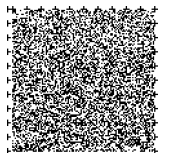


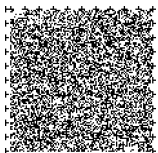
⑦ 奉仕員養成・研修事業

内容				
点訳奉仕員，朗読奉仕員の養成・研修事業を行います。				
サービス見込み量				
サービス種別	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
点訳奉仕員養成・研修事業	人/年	20	20	20
朗読奉仕員養成・研修事業		—(*)	—	30
*「朗読奉仕員養成・研修事業」は3年に1度行います。				
提供の見込み				
「養成・研修事業」は，年度により受講者数に変動があるため，過去の実績に基づき，横ばいで推移するものと見込みます。				
関連する障害者基本計画の事業				
○柱2-1-①-取組2「障害に配慮した情報提供の充実」				

⑧ 自動車運転免許取得・改造助成事業

内容				
運転免許及び改造ともに，一定の要件を満たしたかたに10万円を限度に助成します。				
サービス見込み量				
サービス種別	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
自動車運転免許取得・改造助成事業	人/年	15	15	15
提供の見込み				
過去の実績に基づき，件数は，毎年度15人前後で横ばいに推移するものと見込みます。				
関連する障害者基本計画の事業				
○柱3-2-②-取組2「外出に関連する負担軽減策」				



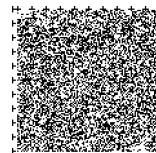
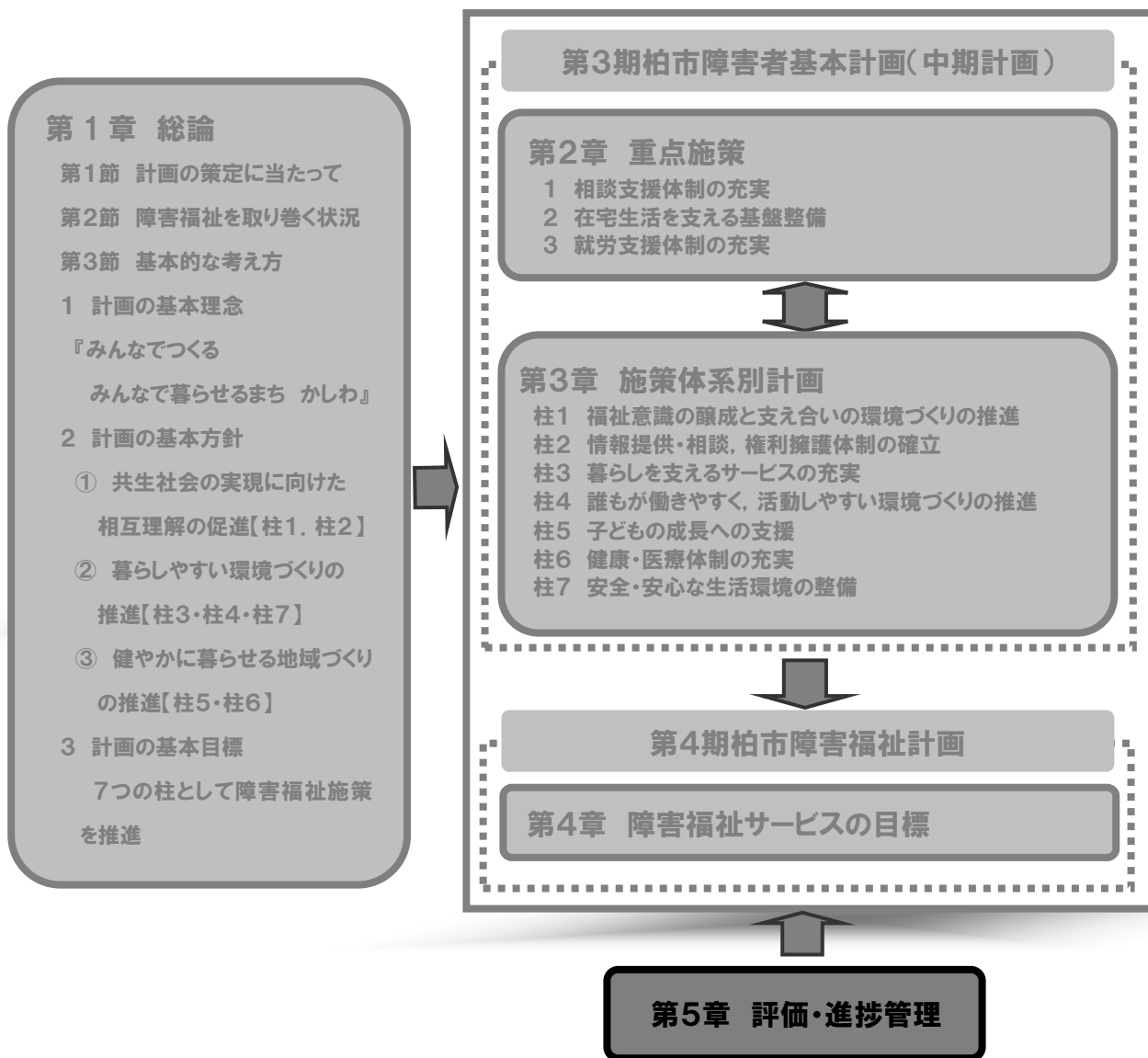


この章では、本計画の評価や進捗管理の
考え方を記載します。



第5章 評価・進捗管理

ノーマライゼーションかしわプラン 第3期柏市障害者基本計画（中期計画）・第4期柏市障害福祉計画



1 評価・進捗管理の対象

第3期柏市障害者基本計画（中期計画）において進行管理対象事業として定めた事業並びに第4期柏市障害福祉計画で定めた成果目標，活動指標（障害福祉サービスの見込み），障害児サービスの見込み及び地域生活支援事業を対象とし，定期的に評価及び進捗管理を実施します。

（1） 障害者基本計画柱1 福祉意識の醸成と支え合いの環境づくりの推進

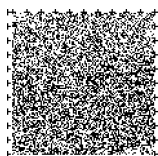
福祉意識の普及・啓発に努めるとともに，ボランティア活動・福祉団体の活動など，地域福祉活動の促進を図り，障害や障害者への理解と交流を促進します。

〈進行管理対象事業〉

- ① 障害への理解を深めるイベントの開催件数（市後援を含む）
- ② 障害者地域交流推進事業の実施地区数
- ③ 夏季ボランティア体験者数
- ④ ボランティア登録数

〈障害福祉計画〉

- ① 第5節－1－①理解促進研修・啓発事業
- ② 第5節－1－②自発的活動支援事業
- ③ 第5節－2－⑤生活訓練等事業



(2) 障害者基本計画柱2 情報提供・相談、権利擁護体制の確立

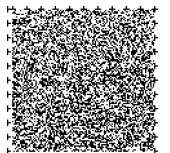
障害者が悩みや不安を抱えたときに、身近な場所で気軽に相談でき、必要な情報を確実に得ることができるような体制の充実を図ります。障害者に配慮した情報を提供するために、情報バリアフリーを進めます。また、国や県の動向を踏まえながら、権利擁護体制の充実を図ります。

〈進行管理対象事業〉

- ① 意思疎通支援事業利用者数
- ② 委託相談支援事業所の委託箇所数
- ③ 指定相談支援事業所の増加数
- ④ 相談支援専門員の登録数
- ⑤ 虐待防止に関する勉強会の開催回数

〈障害福祉計画〉

- ① 第2節－1 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- ② 第2節－2 入院中の精神障害者の地域生活への移行【県事業】
- ③ 第3節－4－①計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援
- ④ 第4節－2－①障害児相談支援
- ⑤ 第5節－1－③相談支援事業
- ⑥ 第5節－1－⑦意思疎通支援事業
- ⑦ 第5節－1－⑧手話奉仕員養成研修事業
- ⑧ 第5節－1－⑨専門性の高い意思疎通支援事業
- ⑨ 第5節－2－⑥点字・声の広報等発行事業
- ⑩ 第5節－2－⑦奉仕員養成・研修事業



(3) 障害者基本計画柱3 暮らしを支えるサービスの充実

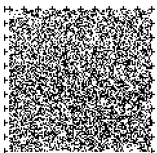
障害者が住み慣れた地域で在宅生活を続けられるように福祉サービスの充実を推進するとともに、ニーズに対して的確な対応ができるようきめ細やかなサービス提供体制の確立を図ります。また、通所施設などの日中活動の場の充実やグループホーム等の居住の場の確保などに努めます。

〈進行管理対象事業〉

- ① グループホームの定員数
- ② 住宅改造費の助成件数

〈障害福祉計画〉

- ① 第2節-1 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- ② 第2節-2 入院中の精神障害者の地域生活への移行【県事業】
- ③ 第2節-3 地域生活支援拠点等の整備
- ④ 第3節-1 -①居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・
重度障害者等包括支援
- ⑤ 第3節-2 -①生活介護
- ⑥ 第3節-2 -②自立訓練（機能訓練・生活訓練）
- ⑦ 第3節-2 -⑤療養介護
- ⑧ 第3節-2 -⑥短期入所（ショートステイ）（福祉型・医療型）
- ⑨ 第3節-3 -①共同生活援助（グループホーム）
- ⑩ 第3節-3 -②施設入所支援
- ⑪ 第5節-1 -③相談支援事業
- ⑫ 第5節-1 -④日常生活用具給付等事業
- ⑬ 第5節-1 -⑤移動支援事業
- ⑭ 第5節-2 -①日中一時支援事業
- ⑮ 第5節-2 -②訪問入浴サービス事業
- ⑯ 第5節-2 -⑧自動車運転免許取得・改造助成事業



(4) 障害者基本計画柱4 誰もが働きやすく、活動しやすい環境づくりの推進

柏市障害福祉就労センター（ハートフルワーク柏）を中心として、ハローワークや就労支援機関と連携して就労支援を進めるとともに、安定した雇用の継続のため、就職後の支援体制を充実させていきます。また、障害者が、地域で元気にその人らしく生き生きと参加できるように余暇・文芸活動やスポーツ活動等の社会活動を支援します。

〈進行管理対象事業〉

- ① 企業(柏市内)における障害者雇用率
- ② 障害福祉就労支援センターと就労支援機関との連携による就職者数
- ③ 庁内における物品の調達実施部署数

〈障害福祉計画〉

- ① 第2節-1 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- ② 第2節-2 入院中の精神障害者の地域生活への移行【県事業】
- ③ 第2節-4 福祉施設から一般就労への移行等
- ④ 第3節-2-③ 就労移行支援
- ⑤ 第3節-2-④ 就労継続支援（A〔雇用〕型・B〔非雇用〕型）
- ⑥ 第5節-1-⑥ 地域活動支援センター事業

(5) 障害者基本計画柱5 子どもの成長への支援

障害の早期発見や早期療育のため、母子保健事業及び児童福祉事業を推進します。障害の特性、育ちのニーズに応じた成長の支援を進めます。乳幼児期から成人期まで切れ目のない支援を行うため、保健・福祉・医療・教育の支援体制の充実を図ります。

〈進行管理対象事業〉

- ① こども発達センター利用者数
- ② 児童発達支援を行っている市内事業所の定員総数
- ③ 巡回相談の件数

〈障害福祉計画〉

- ① 第4節-1-① 児童発達支援・医療型児童発達支援
- ② 第4節-1-② 放課後等デイサービス
- ③ 第4節-1-③ 保育所等訪問支援



(6) 障害者基本計画柱6 健康・医療体制の充実

中途障害や障害の重度化、二次障害等に対する予防対策を充実します。また、障害者（児）の健やかな心身を保てるよう、医療機関と連携を図りながら保健・医療体制を充実させます。精神障害者の地域生活を促進・支援するために、精神保健を充実させます。

〈進行管理対象事業〉

- ① 精神保健に関する講座等参加者数

〈障害福祉計画〉

- ① 第2節－2入院中の精神障害者の地域生活への移行【県事業】
- ② 第5節－2－⑤生活訓練等事業

(7) 障害者基本計画柱7 安全・安心な生活環境の整備

防災・防犯や災害時等における支援体制の整備・確立を図り、地域で安全に・安心して暮らしていけるまちづくりを推進します。

〈進行管理対象事業〉

- ① 避難行動要支援者名簿登録者数（同意者）

2 計画の評価

本計画の推進に当たっては、行政、地域をはじめ、福祉、医療、保健、教育、労働などの分野が相互に連携しながら取り組むことが必要です。

また、計画は、実行するだけでなく、その後に評価やその結果に基づき改善を施し、管理していくことが必要です。

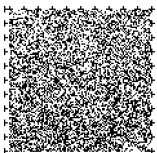
そのため、進捗管理については、PDCAサイクル（Plan：計画→Do：実行→Check：評価→Act：改善）に基づき、進捗管理及び見直しを行うとともに、評価は障害当事者による外部評価、行政による内部評価の両面から評価をしていく体制を整えます。

PDCAサイクルのプロセス

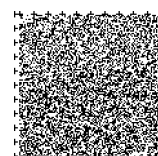
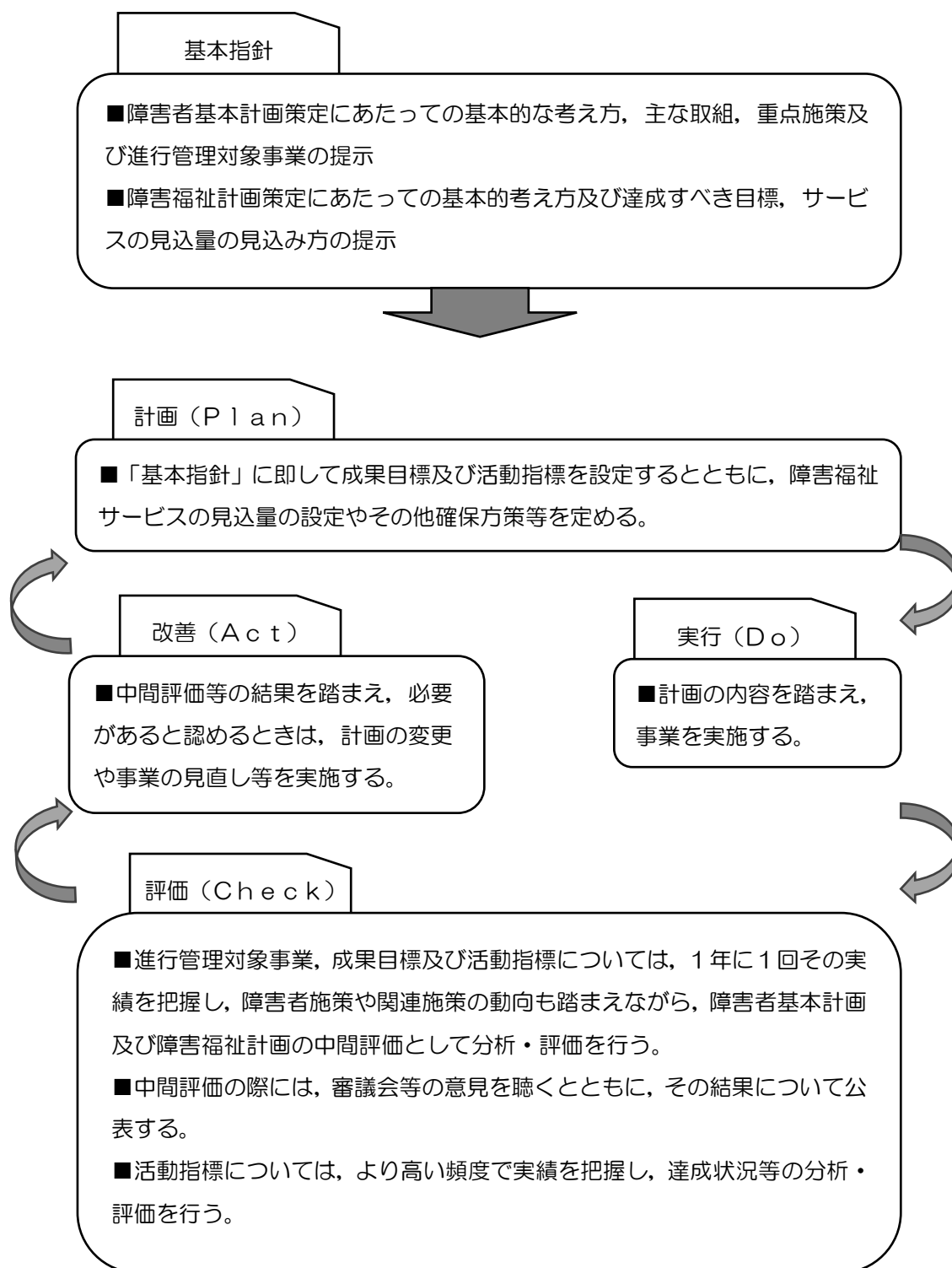
障害者基本計画の進行管理対象事業並びに障害福祉計画の成果目標及び活動指標は、1年に1回その実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、ノーマライゼーションかしわプランの中間評価として分析・評価を行い、必要があると認めるときは、当該計画の変更や事業の見直し等の措置を講じます。

また、中間評価の際には、審議会等の意見を聴くとともに、結果を公表します。

次期計画策定にあたっては、各年度の事業進捗、市民の意向及び審議会等の意見を踏まえ策定します。

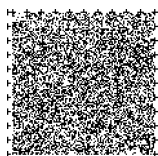


◇PDCAサイクルのプロセスのイメージ



3 各年度ごとの評価ポイント

年 度	確 認 事 項
平成27年度	<ul style="list-style-type: none">・第3期障害者基本計画（前期計画）の検証・重点施策の実施状況検証・第3期障害福祉計画の検証
平成28年度	<ul style="list-style-type: none">・障害者基本計画進行管理対象事業の検証・重点施策の進捗状況・第4期障害福祉計画平成27年度実績の検証・次期計画策定に向けての市民意向調査の実施
平成29年度	<ul style="list-style-type: none">・障害基本計画進行管理対象事業の検証・重点施策の進捗状況・第4期障害福祉計画平成28年度実績の検証・次期計画策定のための審議会等による検討

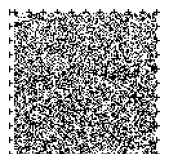
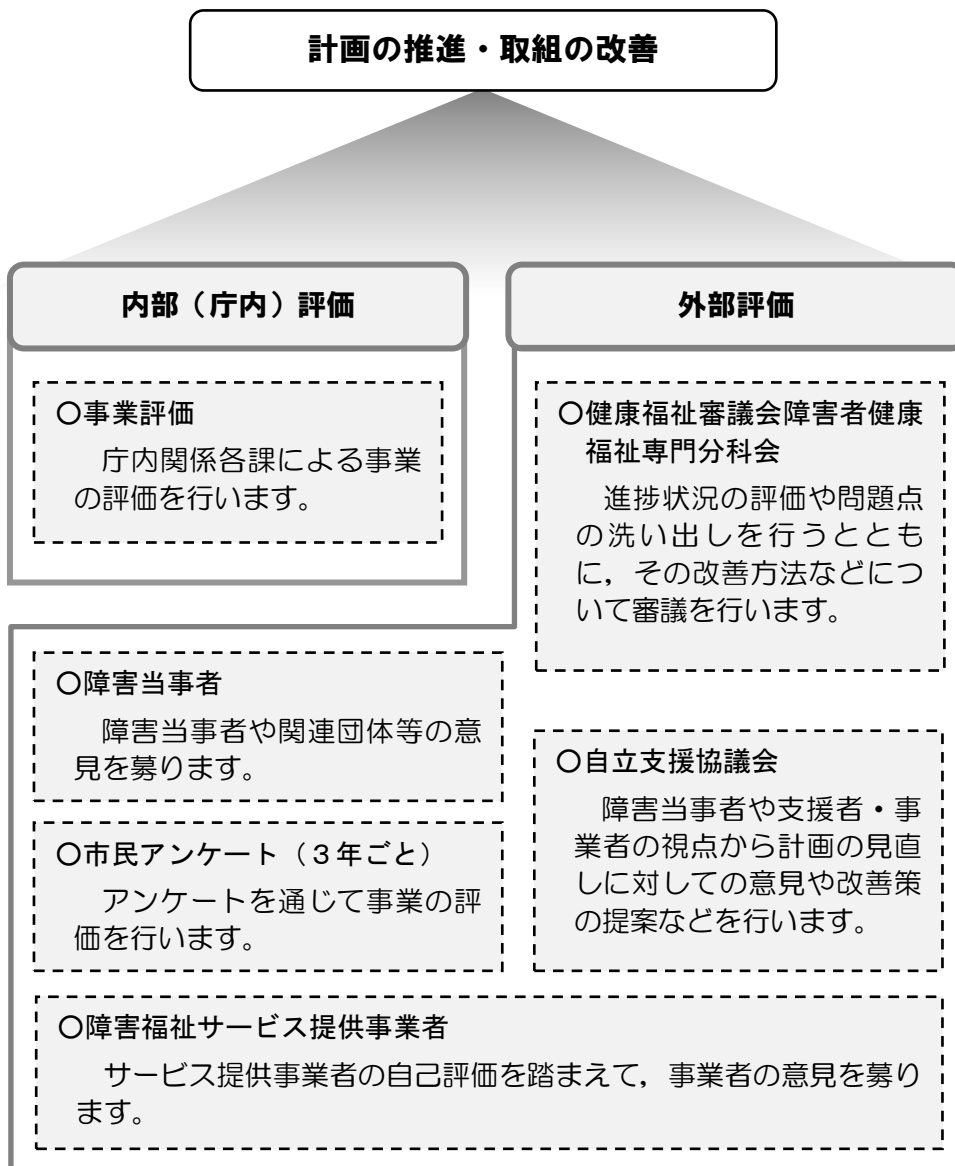


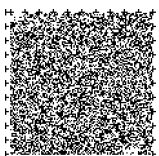
4 評価・進捗管理体制の確立

内部評価については、庁内関係部署による事業の取組状況や指標の達成状況の評価を行います。

外部評価は、毎年度市民の代表や関係団体により構成される健康福祉審議会障害者健康福祉専門分科会等による点検・評価を行います。また、計画の策定年度については、より多くの市民の評価を得るため、アンケート調査や自立支援協議会による意見交換会を実施します。

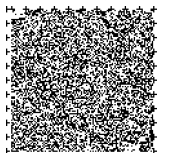
◇評価・進捗管理体制





付属資料

ノーマライゼーションかしわプラン 第3期柏市障害者基本計画（中期計画）・第4期柏市障害福祉計画



1 計画の策定体制・策定経過

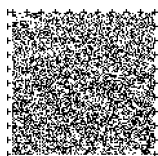
(1) 策定体制

計画の策定に当たっては、障害のあるかたご本人や家族、障害者団体、障害福祉サービス事業所等からのアンケートやヒアリング、パブリックコメントなどにより収集した意見と障害福祉をめぐる現状、さらに、今後の方向性などについて、障害福祉課内検討会議において検討し、計画の素案を作成し、柏市自立支援協議会及び柏市健康福祉審議会障害者健康福祉専門分科会において専門的見地から審議を行い、計画策定作業を進めました。

(2) 柏市健康福祉審議会障害者健康福祉専門分科会委員

(敬称略)

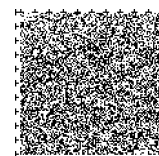
氏名	所属など	備考
川眞田 喜代子	淑徳大学教授	◎会長
岩井 隆典	千葉県立柏特別支援学校校長	○副会長
金江 清	柏市医師会会長	
小林 正之	北柏ナーシングケアセンター院長 東京慈恵会医科大学客員教授	
小松 幸子	柏市議会議員	
齊藤 泉	柏市薬剤師会 副会長	
佐藤 嘉二	社会福祉法人桐友学園 理事長	
鈴木 五郎	社会福祉法人柏市社会福祉協議会 理事	
鈴木 美岐子	社会福祉法人柏市社会福祉協議会副会長	
中野 しのぶ	柏市手をつなぐ育成会会長	
渡部 利一	柏市心身障害者福祉連絡協議会代表	



(3) 策定経過

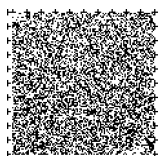
	柏市健康福祉 審議会	柏市自立支援 協議会	庁内	その他
平成25年 7月	分科会①4日			7月26日～8月22日 アンケート
8月			事業進捗調査	障害者団体ヒアリング 事業所アンケート 委託相談支援事業所ヒアリング
9月				
10月				
11月	分科会②7日			
12月				
平成26年 1月				
2月	分科会③20日			
3月				
平成26年度				
4月			事業実施状況調査	課内検討会議
5月	全体会①15日 (諮問) 分科会①29日	運営会議①1日 全体会①22日		
6月		②運営会議 25日		課内検討会議
7月	分科会②17日		関係課ヒアリング	課内検討会議
8月		運営会議③8日 全体会②21日		課内検討会議
9月		運営会議④29日	関係課ヒアリング	課内検討会議
10月	分科会③9日	運営会議⑤16日 全体会③31日		
11月	分科会④20日			課内検討会議
12月				12月9日～1月9日 パブリックコメント
平成27年 1月	分科会⑤29日			
2月	全体会②19日 (答申)			
3月				

※丸囲み数字は会議の開催数を表す。



2 障害者健康福祉専門分科会審議経過

	開催日	主な審議内容
健康福祉 審議会 (全体会)	平成 26 年 5 月 15 日	諮問 ノーマライゼーションかしわプラン(第 3 期柏市障害者基本計画(中期計画)・第 4 期柏市障害福祉計画)の策定について
障害者 健康福 祉専門 分科会	平成 26 年 5 月 29 日	(1) 第 1 章総論(計画策定に当たっての基本的な考え方, 課題, 第 3 期障害者基本計画(中期計画)の構成等) (2) 障害福祉計画に係る基本方針
	平成 26 年 7 月 17 日	(1) 第 3 章施策体系別計画柱 1 から柱 4 ①柱 1 福祉意識の醸成と支え合いの環境づくりの推進 ②柱 2 情報提供・相談, 権利擁護体制の確立 ③柱 3 暮らしを支えるサービスの充実 (2) 障害福祉計画に係る骨子
	平成 26 年 10 月 9 日	(1) 第 3 章施策体系別計画柱 5 から柱 7 ①柱 5 子どもの成長への支援 ②柱 6 健康・医療体制の充実 ③柱 7 安全・安心な生活環境の整備 (2) 重点施策 ①相談支援体制の充実 ②在宅生活を支える基盤整備 ③就労支援体制の充実 (3) 第 3 期柏市障害福祉計画の実績報告
	平成 26 年 11 月 20 日	(1) 第 4 期柏市障害福祉計画(第 4 章障害福祉サービスの目標) (2) 第 5 章評価・進捗管理
	平成 27 年 1 月 29 日	(1) ノーマライゼーションかしわプラン最終案 (2) ノーマライゼーションかしわプラン概要版案
	健康福祉 審議会 (全体会)	平成 27 年 2 月 19 日



3 ノーマライゼーションかしわプラン策定のための基礎調査

「ノーマライゼーションかしわプラン」の策定に当たり、障害者の生活状況やご意見・ご要望を把握し、計画や施策へ反映させることを目的に、以下の調査を実施しました。

(1) アンケート調査

調査対象者（調査期間）	配付数	回収数	回収率
① 障害者手帳所持者 ア 18歳以上の身体障害者手帳所持者 900人、療育手帳所持者700人及び 精神障害者保健福祉手帳所持者700人 を無作為抽出 イ 18歳未満の身体障害者手帳、療育手 帳及び精神障害者保健福祉手帳所持者 700人を無作為抽出 (平成25年7月26日～8月22日)	3,000人	1,404人	46.8%
② 障害福祉サービス提供事業所 (平成25年7月26日～8月22日)	31事業所	30事業所	96.8%

(2) 各種ヒアリング調査

調査対象者（調査期間）	対象団体数	実施数	実施率
① 障害者団体 (平成25年8月19日～8月22日)	14団体	14団体	100%
② 委託相談支援事業所 (平成25年8月28日)	4事業所	4事業所	100%

4 パブリックコメント

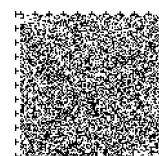
ノーマライゼーションかしわプランの策定に当たり、市民の意見及び提案を反映するため、パブリックコメントを実施しました。

(1) 実施期間

平成26年12月9日から平成27年1月9日（32日間）

(2) 実施結果

意見の提出はありませんでした。



5 用語説明

あ 行

▶ アクセシビリティ

さまざまな製品、建物やサービスへの、アクセス（利用）のし易さ、接近可能性などの度合いを示すことば。転じて、障害のある人などのさまざまな閲覧環境への対応性を指す。

▶ インクルーシブ教育

障害の有無に関わらず、子どもたちがともに学ぶ教育。障害児が教育制度一般から排除されず、地域において教育の機会が与えられ、個人に必要な「合理的配慮」が提供される教育。障害者権利条約の教育の条項（第24条）に基づく理念である。

▶ 音声コード

印刷物に掲載された縦横約2センチのコードで、専用の読み取り機を用いることによって、印刷物の中の文字情報を高齢者や視覚障害者のために音声や点字などで出力することができる。音声コードは、縦横二方向の情報を持つため、大量の情報を掲載することができる。

か 行

▶ 柏市防災福祉 K-Net

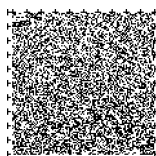
避難行動要支援者と支援者のネットワークの総称で、避難行動要支援者の登録制度を中核とする。

▶ 基幹相談支援センター

障害のある人及びそれに準じる人を対象とする地域の相談支援の拠点として、一般的な相談のほか、困難ケースへの対応、虐待防止、人材育成、ケアプラン（サービス等利用計画）の内容確認等を行うセンターのこと。

▶ 機能訓練

医療的なりハビリテーションを終了した人を対象に、日常動作など日々の周辺環境への適応や、本人への動機づけ等を主な目的として、保健センターなどの公共施設を利用して実施する訓練。



➤ グループホーム

病気や障害などで日常生活の自立に困難のある人たちが、専門スタッフ等の援助を受けながら少人数で共同しながら地域社会に溶け込んで生活する形態。利用者間の支え合いやスタッフの援助により生活自立力の維持・向上を目指す。

➤ ケアマネジメント

障害のある人（子どもを含む）とその家族の意向をふまえ、地域で豊かに暮らすための支援ができるよう、各種サービスを的確に提供し、地域における生活の支援を行う社会福祉援助技術。

➤ 高次脳機能障害

脳血管疾患や交通事故などによる脳損傷を原因とする、記憶・注意・思考・言語などの障害。外見上は障害が目立たないため、周囲の人に理解されにくかったり、本人自身が障害を十分に認識できないこともある。

さ 行

➤ 社会福祉士

社会福祉士及び介護福祉士法によって創設された福祉専門職の国家資格。身体上もしくは精神上障害があること、または環境上の理由により日常生活を営むことに支障がある人の福祉に関する相談に応じ、助言・指導その他の援助を行う。

➤ 重症心身障害

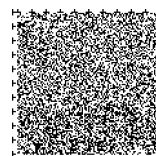
障害の種別にかかわらず2つ以上の障害のある「重複障害」とは異なり、重度の肢体不自由と重度の知的障害が重複する場合に限って使われる名称。

➤ 障害者基本法

障害のある人の自立と社会参加の支援等のための施策に関して基本理念を定め、国や地方公共団体の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより障害者施策を総合的かつ計画的に進め、障害者福祉を増進することを目的とする法律（平成5年施行）。

➤ 障害者虐待防止センター

障害のある人への虐待に対応する窓口として、虐待に関する通報や届出の受理、相談・指導、虐待防止に関する啓発活動等を行うセンターのこと。障害者虐待防止法により市町村に設置することとされている。



➤ 障害者虐待防止法

正式名称は「障害者虐待の防止，障害者の養護者に対する支援等に関する法律」で，障害のある人への虐待の防止，及びその養護者に対する支援等について定めている。

➤ 障害者雇用促進法

正式名称は「障害者の雇用の促進等に関する法律」で，障害のある人の雇用の促進について定めている。

➤ 障害者差別解消法

正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」で，障害を理由とする差別の解消の推進について定めている。

➤ 障害者就業・生活支援センター

就業や職場への定着が困難な障害のある人を対象として，身近な地域で雇用，福祉，教育等の関係機関との連携の拠点として連絡調整等を積極的に行いながら，就業及びそれに伴う日常生活，社会生活上の支援を一体的に行う機関。

➤ 障害者総合支援法

平成18年に成立した障害者自立支援法が，平成24年に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改称されたもの。

➤ 障害者優先調達推進法

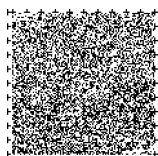
正式名称は「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」で，障害者就労施設，在宅就業障害者及び在宅就業支援団体の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めている。

➤ ショブコーチ（職場適応援助者）

障害のある人が職場への適応を図れるように支援する人，またはその制度のことを言う。障害のある人の職場への適応を直接支援するだけでなく，事業主や同僚，家族への助言，障害の状況に応じた職務の調整や職場環境の改善なども行う。

➤ 自立訓練

自立した日常生活または社会生活ができるよう，一定期間，身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスで，身体障害者向けの「機能訓練」と，知的，精神障害者を想定した「生活訓練」とに分かれる。



➤ 自立支援協議会

地域における障害のある人の生活を支えるため、相談支援事業をはじめとするシステムづくり等に関して中核的な役割を果たすよう、相談支援事業者、サービス事業者及び関係団体等の参加により市町村が設置・運営するもの。

➤ 精神保健福祉士

精神保健福祉法に基づく精神障害者の社会復帰に関する専門職の国家資格。専門的知識及び技術をもって、社会復帰に関する相談・助言・支援等を行う。

➤ 成年後見制度

知的障害や精神障害、発達障害、認知症などの理由により判断能力が不十分で自分自身の権利を守ることができない人を保護・支援する制度。財産の管理やサービス利用などの契約、遺産分割の協議などをサポートする。

た 行

➤ 地域活動支援センター

障害のある人等が通い、創作的活動や生産活動、社会との交流を進めるなど多様な活動を行う場。

➤ 地域生活支援事業

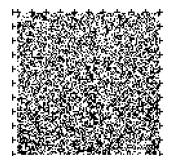
指定障害福祉サービスなどとは別に、障害者総合支援法第77、78条の規定に基づいて市町村、都道府県が行う事業で、「必須事業」と「任意事業」を含む。

➤ 千葉県障害者就労事業振興センター

「障害のある人が地域で働き、自立した生活を営める社会」を実現するため、福祉作業所・授産施設の授産事業の活性化を進め、障害者福祉の向上を図ることを目的として2005年9月に設立されたNPO法人。千葉県、千葉市、船橋市、柏市から「福祉作業所等の機能を強化する事業」を受託し、地域活動支援センターなどの事業振興と障害者の自立に向けたさまざまな支援を行っている。

➤ チャレンジドオフィスかしわ

一般企業等で働く意欲があるものの、なかなか就労にむすびつかない市内障害者を対象に、臨時職員として雇用し、就労スキルの向上や勤怠の安定を図ることにより、一般企業等への就労を円滑に行えるようにする事業。



▶ 特別支援教育

従来の「特殊教育」から転換された新しい教育制度で、障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた取り組みを支援するという視点に立ち、一人ひとりの必要に応じて能力を高め生活や学習上の困難を改善・克服するために適切な指導や必要な支援を行うもの。

な 行

▶ 内部障害

心臓，じん臓，呼吸器，ぼうこう，直腸，小腸，肝臓の機能障害，もしくはヒト免疫不全ウィルス（H I V）による免疫の機能の障害を言う。

▶ 難病

原因が不明であったり，治療方法が確立していなかったり，後遺症を残すおそれがある病気を言う。経過が慢性的で，医療費がかかることや，介護等に人手を要するために，家族にとっては経済的・精神的な負担が大きくなる。具体的には「筋萎縮性側索硬化症（A L S）」「潰瘍性大腸炎」「網膜色素変性症」「全身性エリテマトーデス」「ベーチェット病」「脊髄小脳変性症」「悪性関節リウマチ」「パーキンソン病」などがあげられる。

▶ 日常生活自立支援事業

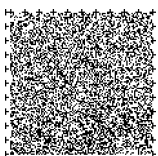
知的障害や精神障害，発達障害，認知症などの理由により判断能力が不十分で自分自身の権利を守ることができない人について，地域での生活を営むのに不可欠な福祉サービスの利用等を援助する事業。

▶ ネットワーク

各主体を網の目のように結び，つなぐこと。サービス提供においては，「サービス提供主体間の情報交換を促し，情報の共有化を図るとともに，協力・連携体制を構築すること」を意味する。

▶ ノーマライゼーション

障害のある人を特別視するのではなく，一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整え，ともに生きる社会こそがあたり前（ノーマル）であるという考え方。



は 行

➤ 発達障害

発達障害の定義は、発達障害者支援法第2条において「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」とされている。

➤ バリアフリー

社会生活をしていく上で妨げとなる障壁（バリア=Barrier）となるものを除去（フリー=Free）するという意味で、建物や道路の段差解消など生活環境上の物理的障壁を除去すること。より広く、社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

➤ 福祉的就労

生産活動に参加することを目的とする就労であり、労働法規が適用されないものを言う。賃金ではなく「工賃」が支払われ、法的には労働契約に基づく労働者として認められていない。

➤ 補装具

身体機能の障害による困難を補うことにより、日常生活能力の回復に寄与する器具のこと。盲人用安全杖、補聴器、車いすなどがこれに含まれる。

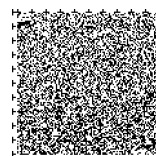
や 行

➤ 要保護児童対策地域協議会

虐待を受けた子どもをはじめとする保護を要する子どもに関する情報の交換や支援を行うための協議を行う場で、各市町村が設置している。

➤ ユニバーサルデザイン

特定の年齢・性別・国籍・心身状態の人を対象とするのではなく、どのような人でも利用することができる施設や製品を計画・設計すること。



➤ ライフサポートファイル

発達障害がある子どもの行動の特性や発達の記録などの情報を記録するもの。医療・福祉・教育などの関係機関で情報共有を円滑にするためのもの。本市では「柏市サポートファイル」という。

➤ ライフステージ

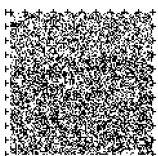
人の一生を年代によって分けたそれぞれの段階を言う。幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などに区分され、誕生・入学・卒業・就職・結婚・子どもの誕生・退職・死など、それぞれの段階に応じた節目となるできごとを経験する。また、それぞれの段階ごとに特徴的な悩みや問題などがみられる。

➤ レスパイト

「息抜き」「休息」の意味。

➤ 療育

心身に障害のある児童（障害児）について、早期に適切な治療等を行い、障害の治癒や軽減を図りながら育成することを言う。



ノーマライゼーションかしわプラン

第3期柏市障害者基本計画（中期計画）・第4期柏市障害福祉計画

平成27年3月

発行 柏市

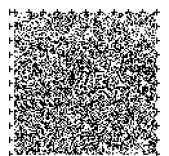
編集 柏市 保健福祉部 障害福祉課

〒277-8505 千葉県柏市柏5-10-1

Tel 04-7167-1111（代表）

Fax 04-7167-0294

URL <http://www.city.kashiwa.lg.jp/>



表紙は、計画の7つの基本目標を希望を表す7色の虹に重ね、音楽の街・柏をイメージし、障害のあるかたや支援者がいきいきと暮らす姿を映し出し、みんなで暮らせるやさしいまち柏を表現しています。